を開会いたします。 を買長(石井一君) ただいまから予算委員会

たします。 参考人の出席要求に関する件についてお諮りい

せい。
て出席を求めたいと存じますが、御異議ございまの委員会に日本銀行理事木下信行君を参考人とし不成二十四年度補正予算三案審査のため、本日

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

します。 三案に関する理事会決定事項について御報告いた 委員長(石井一君) 平成二十四年度補正予算

これより質疑を行います。 梅村聡君。

聡です。 梅村聡君 おはようございます。民主党の梅村

います。 本日は、安倍内閣の基本姿勢ということで集中本日は、安倍内閣の基本姿勢ということで集中

基本姿勢をお伺いしたいと思います。 に思っております。この当委員会でも、経済を目指していくということは所 に思っております。この当委員会でも、経済と うに思っております。この当委員会でも、経済と のことは御答弁いただいておりますが、この社会 保障制度そのものの現在の課題の在り方あるいは 保障制度そのものの現在の課題の在り方あるいは 保障制度そのものの現在の課題の在り方あるいは のことは御答弁いただいておりますが、この社会 のことは御答弁いただいておりますが、この社会 のことは御答弁いただいておりますが、この社会 のことはの方向性、そういったものはなかったかのよ のことはの方向性、そういったものについて改めて国 ということは所 ということは所

うに考えております。制度でありますから極めて重要であると、このよとしても、社会保障制度、国民の暮らしを支える内閣総理大臣(安倍晋三君) 私も、安倍内閣

持続可能性ということに触れられたかと思うんで、 梅村聡君 (受益の負担と給付のお話、それから)

きたいと思います。 とを是非閣僚の皆さんと一緒に考えさせていただります、あるいは生活保護、これも生活保護法がります、あるいは生活保護、これも生活保護法がります、あるいは生活保護、これも生活保護法がりますであるいは生活保護、これも生活保護法がをかられて既に六十年がたっている、年金制度も持続可能性の中で本当にもつのかと、そういうことを是非閣僚の皆さんと一緒に考えさせていただきたいと思います。

二十一日であります。 まずは、今総理がお触れになりました昨年の一まずは、今総理がお触れになりました昨年の一まずは、一角でありますが、同時に、社会保障制度改革推進法であります。 これは、三党で協議をした中で、医療や介護や年金、子育て、そう議を設置をして、この設置期限が今年の八月民会議を設置をして、この設置期限が今年の八月民会議を設置をして、この設置期限が今年の八月日であります。

てお伺いしたいと思います。
てお伺いしたいと思います。
、一年以内にきちっと必要な法制化を措置するという文言が書いておりますが、この国民会議、これまで十一月からありますが、この国民会議、これまで十一月かられ、どういっためどで、期限のめどですね、この相に会議として結論を出すのか、そのことについたがという文言が書いてお伺いしたいと思います。

御承知のことと思います。 者のメンバーでいらっしゃいますから、よく先刻国務大臣(甘利明君) 梅村先生もたしか実務

でいます。
ひ革推進法におきましては、施行後一年以内での事権進法におきましては、施行後一年以内でありますが、今日まで昨日を含めて四回会議が開かれますし、今日まで昨日を含めて四回会議が開かれまして、来週には五回目の会議が開催予定をされています。

ります。 この国民会議の具体的な取りまとめのタイミン この国民会議の具体的な取りまとめのタイミン この国民会議の具体的な取りまとめのタイミン この国民会議の具体的な取りまとめのタイミン この国民会議の具体的な取りまとめのタイミン

となんでしょうか。 ー スアップをしてこの議論を行っていくというこ月で四回というペースですから、これから相当ペー材聡君(そうすると、確認ですが、この三か

のペースで医療やあるいは年金制度、ペースアッちなみに、三党の実務者協議は今、週一回、そ

いうことになるんでしょうか。 会議の方もこれからペースを上げてやっていくとプして行っていこうということですが、この国民

ます。 とはよく御承知の上でやっていらっしゃると思いメンバーも、いついつまでに結論を出すというこ国務大臣(甘利明君) 清家座長、議長を始め

内にやるということですから。 は駄目なんですね。必要な法制上の措置を一年以梅村聡君 八月二十一日に結論が出ても、これ

せていただきたいと思います。せていただきたいと思います。のか、これ確認さることが必要条件なのか、あるいは法案を提出すなることが必要条件なのか、あるいは法案を提出すった。一体どのことが八月二十一日までにしなければいけないことなのか、それぞれの医れは法案の成立を指しているのか、それぞれの医れていただきたいと思います。

life。 上の措置を講ずるというふうに規定をされており 国務大臣 (甘利明君) 施行後一年以内に法制

これ、過去の民主党政権の内閣のときにも答弁

議論をされていくことだというふうに思っており、いや、その時期に国会が開かれているかいないか、いや、その時期に国会が開かれているかいないか、は閣議決定を意味するのか。これは明確に、野田は閣議決定を意味するのか。これは明確に、野田は閣議決定を意味するのか。これは明確に、野田は閣議をされておりません。それは、これから三党実務をされておりません。それは、この具体的な内容につきまます。

るんですが、いかがでしょうか。をやっていかれるのかということをお聞きしてい閣としてどういうタイムスケジュール、どこまで梅村聡君 野田総理の答弁ではなくて、安倍内

要があると思います。
者協議の状況も踏まえながら今後検討していく必まして、国民会議における議論の状況、三党実務な内容につきましては、改革推進法の趣旨に加える場所を(甘利明君) 法制上の措置の具体的

討を進めていきたいと考えております。会保障改革の更なる具体化に向けてしっかりと検護分野を始めとして国民会議で議論を深める、社三党実務者協議の状況も踏まえながら、医療・介設置期限に向けて、この推進法に基づきまして、いずれにいたしましても、本年八月二十一日の

その法制上の措置を講ずるという規定が何を指

軟な対応が求められることも想定をされると。えば法案要綱や骨子などの閣議決定も含めて、柔党協議の状況など様々な状況を踏まえまして、例先ほど申し上げましたけれども、国会の状況、三案の提出が想定をされますけれども、その時々の、すのかということにつきましては、一般的には法すのかということにつきましては、一般的には法

す。

大家の具体的な提出時期につきましては、国会が開かれてないかということもあるわけでありまいます。つまり、その時期に国会が開かれているの要があるということに留意する必要があると思います。

先ほど申し上げましたけれども、これまでの答 弁例におきましては、政府が法案の国会提出を行 たほど申し上げましたが、あります。また、法制 たほど申し上げましたが、あります。また、法制 上の措置を講ずることは政府に課せられた責務で あるということですから、一般的には法案の成立 あるということですから、一般的には法案の成立 あるということですから、一般的には法案の成立 あるということですから、一般的には法案の成立 あるということですから、一般的には法案の成立

めて出されることなんじゃないかなと私は思ってしかし、その一般論を顧みても、やっぱりこれは一般論としてはいろいろあるんでしょうけれども。 梅村聡君 基本姿勢をお聞きしていますから、

いますよ。

とだと思っています。 とだと思っています。というのは、この推進法自体が を思っています。というのは、この推進法自体が と思っています。というのは、この推進法自体が と思っています。というのは、この推進法自体が と思っています。というのは、この推進法自体が と思っています。というのは、この推進法自体が とだと思っています。というのは、この推進法自体が とだと思っています。というのは、この推進法自体が とだと思っています。というのは、この推進法自体が とだと思っています。

他総理にお伺いしたいます。 (日総理にお伺いしたいんですが、参議院選挙の後 (日総理にお伺いしたいんですが、参議院選挙の後 をういうふうに思っています。やはり選挙という をは、私はやはり国民に対する信頼を得られない、 を通じて、耳の痛い話、あるいは給付、そし で負担増、そういったものをきちっと提示をする こと、これが法制化することのやっぱり一つの目 のを通じて、耳の痛い話、あるいは給付、そし をういうふうに思っています。やはり選挙という というと、そういう態 に全て耳の補い話は先送りしようと、そういう態 で負担増、そういったものをきちっと提示をする こと、これが法制化することのやっぱり一つの目

か。めだと思っていますが、お考えはいかがでしょうめだと思っていますが、お考えはいかがでしょうんでいくということが私は与党としての一つの務くういうものをきっちり示して参議院選挙に臨

ていらっしゃるわけですね、先生自身も実務者の補足をいたしますと、まずダブルトラックでやっ国務大臣(甘利明君) 私の先ほど来の答弁を

す。

一員として。そこでいろりろ方針、議論もされて 一員として。そこでいろります。それが相互に、国民会議のいるはずであります。それが相互に、国民会議の方に跳ね返り、国民会議からまた実務者の方に議が跳ね返るという、相互が並行に進めていくということを確認されたはずであります。み府としては、国会が開かれていないのに法律を出すことはできません。それは国会の意思であります。ですから、その状況のときに国会が開かれていれば、閣議決定をされたものはそれは法律としてれば、閣議決定をされたものはそれは法律として出せるでしょうし、国会が開かれていなければ、名れば、閣議決定をされたものはそれは法律としては、閣議決定をされたものはそれは法律としては、閣議決定をされたものはそれは法律として出せるでしょうし、国会が開かれていなければ、とれば、閣議決定をされたものはそれは法律としては、閣議決定をされたものはそれは法律としては、関係というによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによります。それはやりようにも出せないわけであります。それはやりようによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによります。

ろとしていただければと思っております。から、その議論も三党の実務者協議の中でいろいダブルトラックとしてやっていくわけであります三党実務者協議それから国民会議、その両方で

そのことをこれから考えていただきたいと思いまやっぱり僕はお示しすべきだと思いますよ。 是非のはあるかと思いますが、内閣としてこのタイムのはあるかと思いますが、内閣としてこのタイムのはあるかと思いますが、内閣としていますから、 梅村聡君 基本姿勢をお伺いしていますから、

思います。 総理、いかがですか、参議院選挙に向けての。 総理、いかがですか、参議院選挙に向けての。 総理、いかがですか、参議院選挙に向けての。 総理、いかがですか、参議院選挙に向けての。 総理、いかがですか、参議院選挙に向けての。 総理、いかがですか、参議院選挙に向けての。 にこうという精神がこの三党合意だったんだろうと こうという精神がこの三党合意だったんだろうと 思います。

時代に決められたものでもあります。その中で議 ういう姿勢、基本姿勢でやっていきたいというこ いう、基本的には参議院選挙においても我々はこ 論についても説明をさせていただきましたが、 会が開かれているかいないかという、そういう議 いわけでありまして、ですから、その中において 毛頭、選挙前に、先送りしようとか、それは皆さ 論をしていくわけでありますから、当然我々は、 内閣で決めたわけではなくて、これは民主党政権 民会議についても、これは自民党が決めた、 しっかりと議論をしながら、成案を得るべく、 んと一緒なんですからそういう考え方はしていな その中において、 仒 実務者協議そしてまた国 我が ع 国

おります。ととは堂々と述べていきたいと、このように思って

えております。
きちっとお答えをいただきたいと、そのように考きたいと思います。投げた球に関しては、これは国民会議としっかり一緒になってやらせていただこれは球を投げていきたいと思いますので、是非これは球を投げていき

いただきたいと思います。 それでは、規制改革会議について質問をさせて

これは規制改革会議、先週の二月十五日に第二 さの資料が私の手元にありますが、規制改革の行います。ただ、私がこの五十九のテーマを少し見います。ただ、私がこの五十九のテーマを少し見てみますと、いわゆる業界の方々から、あるいはそういうところから出されたものが羅列をされてそういうところから出されたものが羅列をされているだけのように私には見えます。この五十九のテーマが、本当にこれを実現することが確信を持って総理として国の経済成長あるいは民間資金を呼び込むことになるとお考えをお聞きしたいと思います。

制改革は三本目の矢でございますが、民間の投資担当大臣からお答えをさせていただきますが、規内閣総理大臣(安倍晋三君) 詳細については

ように指示をしています。 経済再生に資するものから優先的に見直しを行う 療分野あるいは環境、そして農業といった重点分 野を、そうした分野を重点分野と位置付けまして、 を済再生に資するものから優先的に見直しを行う を促していくという意味においてはまさに一丁目

例えば、健康、医療については、規制改革によいかと、このように思います。 いかと、このように思います。

思っています。
いって、それが本当に経済に資するものなのかどいって、それが本当に経済に資するものなのかどは、その中、やはり一つ一つを丁寧に議論をしては、その中、やはり一つ一つを丁寧に議論をして

いと思います。

いと思います。

この規制改革会議の規制改革要望の

なんですけれども、この保険外併用療養というの

なんですけれども、この規制改革会議の規制改革要望の

すけれども、この規制改革会議の規制改革要望の

していこうと。
国務大臣(田村憲久君)
医療保険制度であり
国務大臣(田村憲久君)
医療保険制度でありますとか有効性、
こういうものがしっかりと認められたものに関し
こういうき味では、安全性でありますとか有効性、
こういうものがしっかりと認められたものに関し
こういうものがしっかりと認められたものに関し
こういうものがしっかりと認められたものに関し
こういうものがしっかりと認められたものに関し
こういうものがしっかりと認められたものに関し
こういうものがしっかりと認められたものに関していこうと。

険に入っていませんけれども、これは並行して認 保険外とを併用してこれは認めてもいいではない 性、こういうものを認めていけば、それは保険と 逆に言えば、保険外のものを治療行為をした場合 めていってもいいじゃないかというような、そう ものは、これは選定療養という形でやはり本来保 かというものでありますし、差額ベッドのような から選定療養のようなもの、評価療養というのは いましても、例えば評価療養のようなもの、 とが前提としてあるわけでありますが、そうはい れをそのようなものと併せて保険は適用しない、 いう考え方であります。 高度な医療等々を評価していって、安全性や有効 には、これは全額保険外での治療になるというこ でありますから、それ以外のものですよね、 それ ے

ではないかというような考え方の下につくられての範囲で認める中において保険と併用してもいいですから、保険外併用療養というものは、一定

でありますから、そこに入ってくれば、当然保険でありますから、それに関して検討をするところが定医療ならば、それに関して検討をするところがございまして、これはそこに入れるべきなのかどうかのかいませんければ、それは全く箸にも棒にも掛からないようなそういう薬だとか、まあ薬というのかどうか分かりませんけれども、治療方法というのかどうか分かりませんけれども、治療方法というのかどうか分かりませんけれども、治療方法というのかどうか分かりませんけれども、治療方法というのかどうか分かりませんけれども、治療方法というのかどうか分かりませんけれども、治療などのような意味では、おる制度でございまして、そのような意味では、おる制度でございまして、そのような意味では、おる制度でございまして、そのような意味では、

梅村聡君 要は、原則は自費診療と保険診療はをが保険外併用療養という御説明だったと思います。 そのことを前提に併用を認めていくというこく、そのことを前提に併用を認めていくというこく、そのことを前提に併用を認めていくというないがあると。 まだ保険に適用することを検討していれども、将来は保険に適用することを検討していく、そのことを前提に併用を認めていくということが保険外併用療養という御説明だったと思います。

れました。これ、読売新聞は「混合診療の適用拡一斉に混合診療の適用拡大という見出しを付けら十五日、翌日の二月十六日のマスコミの皆さんはそれで、このことを、その後のマスコミ、二月

外併用療養になるということでございます。

て。 ですが、そもそも、この混合診療という言葉は行 ですが、そもそも、この混合診療という言葉は行 政用語として存在するんでしょうか。そして、保 政用語として存在するんでしょうか。そして、保 政用語として存在するんでしょうか。そして、保 は「混合診療の拡大」と一斉に報道されたわけ 関は「混合診療の拡大」、毎日新 大」、時事通信が「混合診療の範囲拡大」、毎日新

ておりません。 把握はいたしておりませんし、よく理解もいたし自体どういう概念で使われておられるのか、私も国務大臣(田村憲久君) 混合診療という言葉

ございません。一応法律上の用語としても混合診療という言葉は一た法律上の用語としても混合診療という言葉は

たんです。省庁のホームページ等を調べてみまし梅村聡君 私も、実はこれいろいろと調べてみ

ですね。ところが、この報道をされますと、国民して正式に述べられているというところはないんあるんですけれども、混合診療が要は行政用語とた。そうすると、いわゆる混合診療という文言が

の側からすれば印象が違うんですね。

保険外併用療養というのは、さっきおっしゃっ保険外併用療養というのは、これは先進医と併用できるかどうかというのは、定例を集めて、まれが本当に医療として、これは将来的には保険収載のかどうか、こういうのは、さっきおっしゃって、は険外併用療養というのは、さっきおっしゃって、

に交流はないんだと。 つまり、最初から分けて、に交流はないんだと。 つまり、最初から分けて、に交流はないんだと。 つまり、最初から分けて、に交流はないかなと、私のは国民の皆さんの感覚るんじゃないかなと、私のは国民の皆さんの感覚るんじゃないかなと、私のは国民の皆さんの感覚と思っています。

けられるようにする観点から、先進的な医療技術度について、先進的な医療技術の恩恵を患者が受いてあります。「保険診療と保険外診療の併用制が、この二月十五日の資料にはこういう文言が書くこで、稲田大臣に少しお伺いをしたいんです

です。目指しているのかというのがよく分からないわけこういう文言がございます。このことがどちらを全般にまでその範囲を拡大すべきではないか。」、

目指されているのか。

目指されているのか。

しまり、今のルールの中で、じゃ、保険外でも
をのがこれは足かせになっているを
ものがこれは足かせになっているのだと、だから
ものがこれは足かせになっているんだと、だから
ものがこれは足かせになっているんだと、だから
ものがこれは足かせになっているんだと、そういう方を
していい外の道筋をつくるんだと、そういう方を

お答えをいただきたいと思います。この三行の文章がどちらを目指されているのか、

員の皆様方に御議論をしていただくこととしておとは事実でございます。ただ、それは、規制改革会議で検討すべきテーマとして配付をされたものではなくて、これまでに提起をされている様々なではなくて、これまでに提起をされている様々なではなくて、これまでに提起をされたものでございます。したがいまして、御指摘の資料は議論ざいます。したがいまして、御指摘の資料は議論さいます。したがいまして、の材料として例示をされたものであって、これから規制改革会議として何をテーマに取り上げるから規制改革会議として何をテーマに取り上げるから規制改革会議としていただくこととしております。

ります。

ただくこととなっております。
したがいまして、規制改革会議で仮にこの御指摘の保険外併用療養の更なる範囲拡大について検摘の保険外併用療養の更なる範囲拡大について検摘の保険外併用療養の更なる範囲拡大について検

っと、今の枠組みの中で飛び出すのかどうなのか、 や回はまだこれから議論をいただくそのタイト につなげていくのかということが見えないんだと につなげていくのかということが見えないんだと につなげていくのかということが見えないんだと につなげていくのかということが見えないんだと につなげていくのかということが見えないんだと をこのところをはっきりさせて、先ほどの保険外 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 をきのルールであるとか、 あるいは検討する ときのルールであるとか、 をういったことをきち ときのルールであるとか、 をいます。ですから、 でういった意味でいえば、 をきるいということが見えないんだと

- 没りこよ、この呆食小并用寮寮の広大、あるていただきたいと、そういうふうに思っています。の資料か何か分かりませんが、きっちり議論をしにつながるかどうかと言われてもよく分かりませにつながるかどうかと言われてもよく分かりませそこのところを決めていただかないと、これ成長

要だと思っています。
一般的には、この保険外併用療養の拡大、ある一般的には、この保険外併用療養の拡大、ある一般的には、この保険外併用療養の拡大、ある一般的には、この保険外併用療養の拡大、ある

門家の中ではなされていました。というのは、これ、今までの先進医療を保険に入れようとしたときに、対源があるのかないものか、効果、効能があるのかという観点が一つ。それを保険に入れるときに、どういう議論が行われていまが、それに資する財源がなければ今回この医療技術は入れられない。こういう議論が行われてというのは、これ、今までの先進医療を保険にというのは、これ、今までの先進医療を保険にというのは、これ、今までの先進医療を保険に

今まで生活習慣病、例えば糖尿病だったとしましえられるわけですね。再生医療なんかそうですね。果として医療費が安くなるということもこれは考はい観点は、その技術を入れることによって、結しかし、私は、ここでもう一個考えないといけ

療費は要らなくなるわけですから。再生医療で完治をすれば、その方々はその後の医シュリンの注射も要る。そういったものが例えばされている方は飲み薬も一生要る、あるいはインょうか。これ今、ずっと生活習慣病で一生、罹患

を今御提案をいただいたというふうに思うわけでありますけれども。 ですから、その新しい技術は、単価としては高 ですから、その新しい技術は、単価としては高 を今御提案をいただいたというふうに思うわけで を今御提案をいただいたというふうに思うわけで ありますけれども。

が新たに保険適用してきたということでございまいう形で、それまでは高度先進医療等々いろんないう形で、それまでは高度先進医療等々いろんないう形で、それまでは高度先進医療等々いろんないう形で、それまでは高度先進医療に変わったわけでありましたけれども、新たな制度に変わったわけでありましたけれども、新たな制度に変わったわけでありますが、六十三の医療技術が新たに保険適用してきたということでございました。

す。

を始めてきております。

を始めてきております。

ただ一方で、じゃ、非常にコストの高いものにただ一方で、じゃ、非常にコストの高いものにはないかというような御心配もないから、費用対効果としてどうなのかという議論がら、費用対効果としてどうなのかという議論がら、費用対効果としてどうなのかという議論がいる。

は、中医協において費用対効果評価専門部会、これをつくって、今先生がおっしゃられたような観点から、費用対効果としてどうなのかという議論を始めてきております。

たいと思います。は入ってきておるということは御理解をいただきていないのかも分かりませんが、そういう議論にまだまだ先生の思われているような方向に行っ

を変えるということが結果としてコストを下げて、を変えるということが結果としてコストを下げて、を変えるということが結果としてコストを下げて、を変えるということが結果としてコストを下げて、をでいく、成長につながっていくという道筋もあっていく、成長につながっていくという道筋もあっていますから、これは規制改革というのも、これ物すごい梅村聡君 規制改革というのも、これ物すごいます。

〔委員長退席、理事小川敏夫君着席

質問させていただきます。 それでは、引き続きまして、生活保護について

について教えていただきたいと思います。費ベースで引下げと言われていますが、この内訳今回、生活保護基準、これは六百七十億円、国

国務大臣(田村憲久君) 三年間でこれを実現国務大臣(田村憲久君) 三年間でこれを実現の言い、七十億円が加算部分というような形でごさいます。 十億円が加算部分というような形でごさらに、七十億円が加算部分というような形でごさらに、七十億円が加算部分というような形でごさらに、七十億円が加算部分というような形でごさいます。

すね。 を対してきたのかということの説明だと思うんで字が出てきたのかということがあったかと思います。 ではいかにどうにどうにいるというとの影響ということがあったかと思います。 を対してきたのかということの説明だと思うんで でする。

うものもあるということ。それから、この九十億要だと思っていますが、一方でデフレの影響といっとについてはいろいると役所ともやり取りをのことが必要だと思っています。特に母子世帯のことが必要だと思っています。 特に母子世帯のまでですとか、あるいは子供さんがいる家庭の影響、こういったことの激変緩和措置というのは必要だと思っていますが、一方でデフレの影響というものもあるということ。それから、この九十億要だと思っていますが、一方でデフレの影響という立場であるということ。それから、この九十億要だと思っていますが、一方でデフレの影響という立場であるということ。それから、この九十億要だと思っていますが、一方でデフレの影響という立場であるという立場を表示していますが、一方でデフレの影響という。

いかなと、そういうふうに思っています。から、そのことの説明がまず一つ必要なんじゃなから、そのことの説明がまず一つ必要なんじゃなから、そのことの説明がまず一つ必要なんじゃなから、それぞれの世帯の形態であると

革も、これも三本の矢だと思っています。三本の矢と言われていますが、生活保護制度の改は、パネルをお願いします。(資料提示)経済もそしてもう一つ、私がお話ししたいのは、今日

日本のセーフティーネットを考えますと、生活日本のセーフティーネットだと言われていまして、その中の基準について今議論がこの予算委員会なんかでも繰り広げられています。しかし、一方で我々が考えなければいけないのは、この生活保護制度そのものの制度としての見直し、さらには、生活保護に陥る前のセーフティーネット、これをどのようにつくっていくかということが私は大きな課題だと思っています。

とによってもう一度就労につながっていくと、こ訓練費をお渡しすると、これをしっかりつくるこ受けていただいた方にしっかり手当をお渡しする、受けていたださますと、平成二十三年十月から求職者支いただきますと、平成二十三年十月から求職者支この中で、二番目のセーフティーネットを見て

れ大事だと思います。

では、これ平成二十一年度の補 それからもう一つは、これ平成二十一年度の補正予算からスタートをしておりますが、 生度の補正予算からスタートをしておりますが、 にれがどのような実績上げているのか、数字と、 これがどのような実績上げているのか、数字と、 これがどのような実績上げているのか、数字と、 これがどのような実績上げているのか、数字と、 これがどのような実績上げているのか、 という方々に住宅 になっただきたいと思 をしてこれまでの成果を教えていただきたいと思 としてこれまでの成果を教えていただきたいと思 としてこれまでの成果を教えていただきたいと思 としてこれまでの成果を教えていただきたいと思 としてこれまでの成果を教えていただきたいと思

国務大臣(田村憲久君) たしかリーマン・ショックの後、麻生内閣でこれを手当てしたというョックの後、麻生内閣でこれを手当てしたというコックの後、麻生内閣でこれを手当てしたというない離職者の方々がそのまま生活保護等々に陥らないようなセーフティーネットというような意味ないようなセーフティーネットというような意味ないようなセーフティーネットというような意味ないようなセーフティーネットというような意味ないようなセーフティーネットというような意味ないようなセーフティーネットというような意味ないようなでありますが、支給決定件数約二度、直近の数字でありますが、支給決定件数約二度、直近の数字でありますが、支給決定件数約二度、直近の数字でありますが、支給決定によってありますが、大しかリーマン・ショックの後、麻生内閣でこれを手当てしたという。

と、そう思っています。もしこの方々が生活保護ーネットというのが非常に効果を上げているんだ梅村聡君 やっぱり真ん中の第二のセーフティ

に陥るとなると、これは当然生活扶助が必要です をうすると、実は第二のセーフティーネットをつ うことに、これを税をきちんと集中させるとい そうすると、実は第二のセーフティーネットをつ うことは、私はこのセーフティーネットをつ ことになります。そうしますと、この第二のセーフティーネットを ところが、この今の住宅手当制度、これは基金 ところが、この今の住宅手当制度、この第二のセーフティーネットをきちっと恒常化させるためには をちんと法律上の位置付けの必要性について、厚労大臣の 法律上の位置付けの必要性について、厚労大臣の 法律上の位置付けの必要性について、厚労大臣の

が、昨年、民主党政権の中で生活支援戦略、これましたけれども、こういった内容のものというの梅村聡君 これ今、住宅手当を一つの例に挙げ

にメニューとしてたくさん含まれています。中間取りまとめまでやりましたけれども、この中

考えています。 はやはり必要なんじゃないかと、そういうふうにしい生活困窮者対策の新法、こういったものが私ですから、そういった意味でいえば、一つ、新

思っています。 ものを改正していくということの作業が必要だとということと、そしてもう一つは生活保護法その一方で、真ん中のセーフティーネットをつくる

す。

す。

す。

は、昨年の六月十三日の当委員会でも、当時

とは、昨年の六月十三日の当委員会でも、当時

とは、昨年の六月十三日の当委員会でも、当時

とは、昨年の六月十三日の当委員会でも、当時

をはなりにくいわけですね。 一つは、生活保護に陥った方が職を見付けて就 で収入認定されてしまうと、そうすると、せっか で収入認定されてしまうと、そうすると、せっか で収入認定されてしまうと、そうすると、せっか く働いても、じゃそこから脱却しようという気持 と、かはり、稼いだお金を全 をがまると、せっか と、かはり、稼いだお金を全 をがして脱却をしていく、このためのインセンテ

をしたときにはその分をお返ししようと、就労積ですから、その一部を積み立てて、そして脱却

か。とについて、今現在の検討状況、いかがでしょう立制度ということを提案いたしましたが、このこ

す。

す。 本当の意味での積立制度というのは、なかなか 本当の意味での積立制度というのは、なかなかまが見ばいます。そこで、仮制度的に難しいところがございます。そこで、仮制度的に難しいところがございます。そこで、仮 本当の意味での積立制度というのは、なかなか す。

マについては。 生活保護法の改正でよろしいですよね、このテー梅村聡君 済みません。確認なんですが、これ、

方の法律になると思います。 ます。その以前のは、言われたとおり、困窮者のと、生活保護法の改正、これはそちらの方でやり国務大臣(田村憲久君) 正確に申し上げます

消すということがこれは具体的に定められていま合には健康保険法に基づいて保険医療機関を取りこれは不正を行ったときに、医療機関が行った場題であります。これは、保険医療機関の取消し、増村聡君(それからもう一点、六月に提案をい

についての検討状況、進捗状況、教えていただきとも当時の小宮山大臣答弁をされましたが、これて要件をきちんと明確にしていく、そういったこませんでした。ですから、そういったものについしを行うのかという具体的なものがこれまでありしを行うのかという具体的なものがこれまでありしたで、生活保護の指定医療機関は、これ、たー方で、生活保護の指定医療機関は、これ、た

なことをされておられるという指定医療機関もあいだろうと。まあ一部では余りよろしくないようり、前政権からいろんな御議論をいただいてくるり、前政権からいろんな御議論をいただいてくる中で、やっぱりこの要件の明確化というのがまず中で、やっぱりこの要件の明確化というのがまずで見直すみたいなこともやっていかなきゃいけないだろうと。まあ一部では余りよろしておいないとも、こういうものを期限切りまして見直すみたいなこともやっていかなきゃいけるの中で、やっぱりこの要件の明確化というのがまずいだろうと。まあ一部では余りよろしているが表別であります。

るやに聞く部分もございます。

ります。中に盛り込んでいこうと今検討している最中であらぬということでありまして、これも法律改正のですから、そこは適正に対応していかなきゃな

にもなっていないということなんです。 保護基準の見直しだけで終わったのでは何の改革 梅村聡君 ここで明らかになったことは、生活

までの課題、これは新法という形で、新しい生活 までの課題、これは新法という形で、新しい生活 出される、あるいは今問題になっている不正の問 出される、あるいは今問題になっている不正の問 いたものをセットで、生活保護がら抜け出せるた を改革というものにつながるんだと私は思ってい るんです。それがなくて基準だけを見直すという るんです。それがなくて基準だけを見直すという ことであれば、これは単なる財源的な問題だけで はなくて法律をセットで提出して初めて全体的 な改革というものにつながるんだと私は思ってい るんです。それがなくて基準だけを見直すという るんです。それがなくて基準だけを見直すという ないであれば、これは単なる財源的な問題だけで ない。

ますが、改めてそのための方針と決意をお願いし常国会で是非やるということが私は必要だと思い律の新たな提出、あるいは法改正、これをこの通さのは、これ八月からスタートするわけですね。改めて、この通常国会、この基準の見直しとい

たいと思います。

うかという部分はあると思います。 国務大臣(田村憲久君) 何をもって一体と言

ます。

やらなきゃいけない部分であります。ら、この部分はこの部分といたしまして、これはにのっとってやってきておるわけでございますかごとに見直していこうというような一つのルールごといいますのは、基準の見直しは、これは五年

い。 一方で、言われるとおり、それだけではなくて、 一方で、言われるとおり、それだけではなくて、 一方で、言われるとおり、それだけではなくて、 一方で、言われるとおり、それだけではなくて、 一方で、言われるとおり、それだけではなくて、 一方で、言われるとおり、それだけではなくて、 一方で、言われるとおり、それだけではなくて、

っております。
そういうような今回の改革であるというふうに思はなくて、両方ともこれはやらなきゃならない、て、一体でないとか一体であるとかということででありますから、両方とも大事な話でありまし

やっぱりそれは、セットというのは行政的な手続ければ格好よかったかなと思うんですが、僕は、通常国会でやるんだと、こう決意を言っていただ梅村聡君 ここで法律を出すんだと、この国会、

を私はお聞きしたかったので、もう一回お願いし的な、包括的な仕組みをつくっていく、その決意を言っているわけじゃありません。やっぱり全体

とでございます。早い時期に出すように努力をしてまいるというこ早い時期に出すように努力をしてまいるというこげたと思うんですけれども、今国会、できるだけ国務大臣(田村憲久君)(いや、先ほど申し上

梅村聡君 よろしくお願いします。

だければと思います。 会保障制度の中での問題点と思ってお聞きをいたし個別の話になりますけれども、一つの、今の社それでは、次の話題に行きたいと思います。少

で位置付けられるようになってきました。
古の住宅というのが拡大をしてきています。特に、けの住宅というのが拡大をしてきています。特に、けの住宅というのが拡大をしてきています。特に、

に紹介しますよという電話なんですね。ところが、最近、私の地元もそうです、あるいところさんを紹介しますよと、患者さんを先生のところさんを紹介しますよと、患者さんを完けしますよと、患者さんを紹介しますよという電話なんです。 あるいところが、最近、私の地元もそうです、あるいところが、最近、私の地元もそうです、あるい

私も、実はその録音テープを聴かせていただき

るとお聞きをしています。 の入った額の二割ぐらいをキックバックしてもら してその患者さんを診察することができますよと、 もの入った額の二割ぐらいをキックバックしてもら の入った額の二割ぐらいをすることができますよと、 ないが独占

されておられますか。

されておられますか。

されておられますか。

されておられますか。

されておられますか。

されておられますか。

全には把握できておりませんけれども、一部にあがどこまで広がっておるのかというのは我々も完れておるということでありまして、そういうものれておるということ、中医協でも一部報告さいのお話があるということ、中医協でも一部報告さ

っているわけですよ、保険料も入っています、患 酬であるとか、診療報酬というのはこれ税金が入 すので、個別事案が把握できればこれは指導をし 診療等々の医療行為がなされていますと、ここは 険から出るんですよね、多分。となると、過剰な すか過剰な診療等々が、これ保険医療というか保 私もよく分からないんですが、不適切なといいま どういうふうな仕組みになっているのかちょっと 的な問題があると思っています。 金が使われ方として適切なのかどうかという根本 者さんの窓口負担も入っています。 そういったお ていかなきゃならぬというふうに思っております。 やっぱりちょっと問題があるというふうに思いま みたいなものが許されるのかという部分と、あと まして、そうなってきますと。アクセスへの制限 険医療の下で、これ制限ですよね、 るというようなお話はお聞きをいたしております。 梅村聡君 これ個別事案というよりも、診療報 問題は、やはりフリーアクセスという日本の保 はっきり言い

いんですか、どれなんですか。

お金で支払うこと、これは合法なんですか、あるお金で支払うこと、これは合法なんですか、あるいは違法なんですか、それとも、そもそも現行のいは違法なんですか、それとも、そもそも現行のあるか。

す。 あというのが普通なんだというふうに思いま がというふうにお聞きをいたしましたので、ちょ 齢者住宅のような集合住宅にお金を払うという話 話ですと、医療機関が施設側に、サービス付き高 話ですと、と療機関が施設側に、サービス付き高 がというのが普通なんだと思いますが、今のお あとは、そうですね、だからお金は逆の流れで

るということだと思うんですね。定していなかったようなお金の流れが始まってい梅村聡君(合法、違法以前に、多分これまで想

局への誘導禁止という項目があるんです。 はいわゆる療担規則という規則があります。このはいわゆる療担規則という規則があります。このはいわゆる療担規則という規則があります。このではいか、実は、保険医療機関が保険医療を行うときにが、実は、保険医療機関が保険医療を行うときにが、実は、保険医療機関が保険医療を行うときに

薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行う処方せんの交付に関し、患者に対して特定の保険み上げますと、「保険医療機関は、保険医の行うこれちょっとそのまま、難しいですけれども読

をチェックして、適正な医療を進めようと。れぞれがその専門の分野で分担をして医療の中身でございます。これは、お医者様と薬剤師さんそ薬分業を推進するという趣旨で置かれておる規定当規則二条の五でございますが、これは適正な医当規則二条の指摘の保険医療機関及び保険医療養担

うことを担保するための規定でございます。選んだ薬局でそれを手に入れることができるといさんの立場に立ってチェックを行うと。それを担れが適切なものかどうか、重複等はないか、患者のが楽につきまして、薬剤師がその立場から、こ具体的には、医師が処方されました処方箋に基具体的には、医師が処方されました処方箋に基

さん集めてくださいねというふうな金品の授受であん集めをしては駄目ですよということを言っていん集めをしては駄目ですよということを言っていん集めをしては駄目ですよということを言ってい

況になっているのかということもちょっと調査は

してみないといけないと思います。

ういう内容のことなんです。 患者さんを集めてはいけないと、簡単に言えばそ

国務大臣(田村憲久君) 実態が今どういう状確に禁止すべきだと思います。いかがですか。当たり何ぼといって診療報酬を何割かキックバッ当ですから、患者さんを集めることによって一人

ける制限みたいなものが行われているとなれば、自体で例えば過剰な診療でありますとか医療を受そもそも、先ほど申し上げましたとおり、それ

っている。そうしたら、その方々は本当に在宅み

込んでくる、しかも、そこでダンピング医療をや

とりとか在宅ケアをやるのかといったら、やらな

す。 とれはもう根本的な問題になりますので、当然それはもう根本的な問題になりますので、当然をするというふうに思いますけれども、今おっしゃられというふうに思いますけれども、今おっしゃられた点が本当に、お金を払って囲い込みをするというのであるというですかね、そういうものが他の分野にどいろと勘案させていただきながら、他と整合性をいるとがあるというですかね、そういうものが他の分野にどうやり方ですかね、そういうものが他の分野にどいる当であるということであれば、それはしっり不適当であるということであれば、それはしっかりと対応をしてまいりたいというふうに思いますので、当然それはもう根本的な問題になりますので、当然それはもう根本的な問題になりますので、当然それはもう根本的な問題になりますので、当然それはもう根本的な問題になりますので、当然それに対している。

いんですよ、実態調査。 梅村聡君 これまず実態調査、是非やってほし

この誰か分からぬお医者さんがそこの施設に入りいいです、そこへ。そこに決まった日だけやっているとですよね。遠くのお医者さんも登録しているわけです、そこへ。そこに決まった日だけやっているわけですよね。遠くのお医者さんも登録しているわとですよね。遠くのお医者さんも登録しているわとですよね、本来必要な診療報酬の何割かを上めけですよね、本来必要な診療報酬の何割かを上ればけじゃないんですが、寛良というのは、とれば判診療等とおっしゃったんですが、実はこれ過剰診療等とおっしゃったんですが、実はこれば対象を

病院どうぞ行ってください。らどうするかと。往診ないですよ。救急車乗って、いわけですよ。 もし急変が起きたら、悪くなった

本来、今国が目指している地域包括ケアという本来、今国が目指している地域包括ケアの理念とていくというのがこれ地域包括ケアの基本的な考でいくというのがこれ地域包括ケアの基本的な考でしているとですよ。だけど、どこの誰やら分からぬ人をを登録して、患者さんをお金であっせんしますよと、困ったときどうするんですか、地域の救急へ行っ困ったときどうするんですか、地域包括ケアの理念とてくださいと。これ全然、地域包括ケアの理念とでくださいと。これ全然、地域包括ケアというあいが送り込まれてくる。

大臣にその認識、お伺いしたいと思います。揺るがすことになるんだと思いますが、まず厚労方に全く逆行したことが起こりかねない、根本を加えて、実は国が考えている地域包括ケアの考えですから、これは過剰診療やお金のやり取りに

っているならば、これは本来の趣旨に反することて今委員がおっしゃったようなことが本当に起こしかるべきだと思うんです。ただ、その形態としだスを提供するということは、これは当然あって施設等々が連携しながら入所者等々に良質なサー施設等をが連携しながら入所者等をに良質なサー

うふうに思います。 我々としては対応を取っていかなきゃならぬといでございますから、それに対してはやはり一定の

討させていただきたいと思います。と非除できるかというちょっと方法論も含めて検しても適正だとは思いませんので、そういうものっておられたような事例は、これは完全に我々とどういう形でこういうような、今委員のおっしゃどだ、現状をちょっと把握をさせていただいて、

梅村聡君 安倍総理に少しお伺いしたいと思うんですが、実は、今の社会保障制度の中にこういんですが、こういうことも正していくということを、すから、こういうことが実際に起こってきている。でけけいやないんです。こういった中身をもう一度だけじゃないんです。こういった中身をもう一度だけじゃないんです。こういった中身をもう一度だけじゃないんです。こういった中身をもう一度だけじゃないんです。こういった中身をもう一度だけじゃないんです。こういった中身をもう一度だけじゃないんです。こういった中身をもう一度だけじゃないんです。こういった中身をもう一度だけじゃないんです。こういった中身をもう一度に対してきたの情景と、それが出会ってきている。では、今の社会保障制度の中にこういんですが、実は、今の社会保障制度の中にこういんですが、実は、今の社会保障制度の中にこういんですが、実は、今の社会保障制度の中にこういんですが、実は、今の社会保障制度の中にこういんですが、実は、今の社会保障制度の中にこういんですが、実は、今の社会保障制度の中にこういんですが、実は、今の社会保険制度の中にこういんですが、大きないとの社会保険制度の中にいるといる。

すが、安倍総理の感想をお聞かせいただきたいと私は社会保障の議論の中で必要なことだと思いまだから、こういったことを見直すということも

思います。

かどうかということを勘案して決められているわかどうかということを勘案して決められているわけであって、そこから出して、そしてそれによっていなかったんだろうと、このように思うわけでありますが、本来のそれは医療の在り方をゆがめる危険性があるということでございますので、厚る危険性があるということでございますので、厚っていなかったんだろうと、このように思うわけでのどうかということを勘案して決められているわかどうかということを勘案して適切のというによっているがというによっているがという。

よく実態を把握する必要があると、このように思ゆがんだ状況になっているかということも含めてしているはずでありますから、どうしてそういうせんを必要としないという中において医療行為をよね、本来はそれぞれのお医者様はそういうあっそして、そういうことに応じている医者側です

います。

問題というのを考えていきたいと思います。いしたいと、そういうふうに思っていますが、存れから、次の話題に行きたいと思いますが、今日は、昨年の七月二十五日にも私、一体改革の今日は、昨年の七月二十五日にも私、一体改革の本のですが、ですから、そのことを是非、実態調査をお願す。ですから、そのことを是非、実態調査をお願す。ですから、そのことを是非、実態調査をお願

まず、一月二十一日の社会保障制度改革国民会に関して、ちょっと新聞報道を読み上げさせていただきますね。いいかげん死にたいと思っても生ただきますね。いいかげん死にたいと思っても生ただきますね。いいかげん死にたいと思っても生ただきますね。いいかげん死にたいと思っても生ただきますね。いいかけん死にたいと思っても生ただきますならなんて生かされたんじゃかなわない。しかも、政府の金でやってもらっていると思うと、ますます寝覚めが悪い。さっさと死ねるようにしてもらわないとと述べたと。私は少なくとも遺書を書いて、そういうことをしてもらう必要も遺書を書いて、そういうことをしてもらう必要も遺書を書いて、そういうことをしてもらう必要も遺書を書いて、そういうことをしてもらう必要も遺書を書いて、そういうことをしてもらう必要も遺書を書いて、そういうことをしてもらう必要はない、さっさと死ぬからと書いて渡しているが、マスコミ報道を表しているが、マスコミ報道でこの終末期医療はない、さっさと死ぬからと書いて渡しているが、マスコミ報道を表しているが、アスコミ報道を表している。

とだったということもいろんな議論があるかと思す。それから、発言した場所が国民会議というこというのはちょっと不適切だったかなとは思いまるかと思いますし、それからお金の問題と絡めた確かに、言葉遣いはちょっと乱暴なところはあ

いますが、しかし問題は、マスコミの皆さんがこいますが、しかし問題は、マスコミの皆さんがことが根底の問題としてあって、私は、どういうことが根底の問題としてあって、私は、だから、この新聞の後には、何か野党が問題にする可能性があるとかいう丁寧な解説もありましたけど、私は、全然問題にするものではなくて、だいら、この新聞の後には、何か野党が問題にする可能性があるとかいう丁寧な解説もありましたけど、私は、全然問題にするものではなくて、がしろこの発言から終末期医療の在り方、あるいはどういう形で個人が自分の終末期を過ごす自己はどういう形で個人が自分の終末期を過ごす自己はどういう形で個人が自分の終末期を過ごす自己はどういう形で個人が自分の終末期を過ごす自己はどういう形で個人が自分の終末期を過ごす自己はどういう形で個人が自分の終末期を過ごす自己はどういうによって、私は、マスコミの皆さんがこかし間というによって、私は、マスコミの皆さんがこれますが、しかしお話しいただきたいと思います。

国務大臣(麻生太郎君) 誤解を生むような発言をいたして大変申し訳なかったと思っているんですが、私のうちに、おやじのおふくろですけど、れぞれ育てて、子供や何かの方が先に亡くなり、自分は九十一で亡くなったんですけれども、病院に行かず、最期は、十二月の三十一日、大みそかの日、年越しそばを取って、医者を呼んでくれと。の日、年越しそばを取って、医者を呼んでくれとの日、年越しそばを取って、と書を呼んでくれと、病院はあちゃんが冷たい、で、行ったら亡くなっておばあちゃんが冷たい、で、行ったら亡くなっておばあちゃんが冷たい、で、行ったら亡くなっておばあちゃんが冷たい、で、行ったら亡くなっておばあちゃんが冷たい、で、行ったら亡くなっておばあちゃんが冷たい、で、行ったら亡くなっておばあちゃんが冷たい、で、行ったら亡くなっておばあちゃんが冷たい、で、行ったら亡くなっておばあると思いなが、国際大臣(麻生大郎者) 誤解を生むような発

〔理事小川敏夫君退席、委員長着席〕

そういう状態でありましたんで。 であいおふくろって、まあ嫁ですわな、嫁にしゃべっておったのが、なと貴の実感だったんです。正直なところ、侍の娘で育ったせいもあるんでしょうけれども、痛か娘で育ったせいもを全くそういうことも言わず、少々、後半は少し記憶力がどうかなと思わないでしゃべるときは全く普通にしゃべっておったのが、そういう状態でありましたんで。

その意味では病院のところにおけますいろいろな そこに行くときの行き方として、何となくこれま っちの方に近くなってきていますので、やっぱり ますけれども、三、四回やったと記憶しています ういった気持ちがあるのでといってきちんとその 家族のいろいろな難しい話もいっぱい見る立場に から、現場を知らないわけではありませんので、 せてもらいたいなというのが率直な私の気持ちで での人生を振り返って、尊厳を持って静かに死な のは七十、私も七十二ですけれども、そろそろあ が、そういった中にあって、やっぱり人間という たんで、私は喪主を三回ぐらいやったんだと思い 話を伝えるという、これはあくまでも私の個人の ありましたので、そういった中を考えたときに実 したし、傍ら、私も先生と同じ病院やっています に複雑な心境でありましたので、私自身は是非そ 私のところはおやじが一番最初に亡くなりまし

いただいたというのがその背景であります。いただいたというのがその背景であります。にいた人だったものですから、何となく話が全然にいた人だったものですから、何となく話が全然、たまおっしゃるとおりとは全く別の方向に話が行たが意味が違いましたんでこの言葉は取り消させていただきますと言ってその言葉を取り消させていただいたというのがその背景であります。

うですか。どういう形で渡されていますか。それ実現されそしてあるとおっしゃっていましたが、これ、遺書、この中で、ちょっと麻生大臣、遺書を書いて渡

応筆で書いております。それだけです。 ったリビングウイルのこの種の話とは違って、一ったリビングウイルのこの種の話とはうなこういませんけど、尊厳死の宣言書というようなこういませんけど、尊厳死の宣言書というようなこうい

あるいは政治家の発言になってくると、真意と違いること。だけど、それを、例えば国会ですとかうに過ごしたいというのは、これみんなが思って期、そこは尊厳を持ってできるだけ苦痛がないよ期、それとないというのは、 最期の自らの終末をは、 国民みんながこのことを個人

でこのテーマを出すことに対しては、ある意味戸でこのテーマを出すことに対しては、ある意味戸でこのテーマを出すことに対しては、ある意味戸惑いもありますし、言い方を一つ間違えればいろ あな方を傷つけることになると。ですから慎重に おっていといけないんですが、一方でこの議論を 国会やあるいはいろんなところで国民的に議論していくことが大事なんだと思います。

すためだけの延命措置はお断りします、二番、 現代の医学で不治の状態であり、 ちっちゃな字で書いてあるんですが、それを拡大 死協会というところがこの会員証というものを出 その方々が私の要望に従ってくださった行為一切 てくださった方々に深く感謝申し上げるとともに、 さい、以上、 てください、三番、私が回復不能な遷延性意識障 薬などの適切な使用により十分な緩和医療を行っ だしこの場合、私の苦痛を和らげるためには、 いると診断された場合には、ただ単に死期を延ば して、これは以下の三項目、一番、 ます。これはリビングウイルというものでありま したものが今フリップで出させていただいており しております、これ現物ですけれども。この裏に 害に陥ったときは生命維持措置を取りやめてくだ 今日は、 遺書ではないんですが、今、 私の宣言による要望を忠実に果たし 既に死が迫って 私の傷病が、 日本尊厳 た 麻

ういうカードなんです。の責任は私自身にあることを付記いたします、こ

が ってやってもらうという制度でございます。 貯金の払戻しや財産管理などの行為を自分に代わ 払戻しや財産管理などの行為を自分ですることが 度でございますが、その中で特に任意後見制度と のかなと思いますが、こういった内容というのは 年後見制度等を使えばそれをきちっと実現できる 実際に判断能力が低下したときにその代理人に預 できなくなった場合に備えて、判断能力が十分あ 能力が衰え、生活をしていく上で必要な預貯金の 成年後見制度は判断能力が衰えた人を支援する制 成年後見制度の中で想定されているんでしょうか。 意思表示というのはこれは法的に担保されていな あるいは認知症等意識がない方、こういう方々の うか、ここの担保がないんですね。 特に独居の方 の意思が医療機関に伝わって実現をされるのかど ですけれども、このカードが実際に、きちっとこ たいんですが、カードを持っていることはいいん と思うんですが、ちょっとこれ法務省にお聞きし るうちにあらかじめ自分の代理人を選任しておき いうのがございまして、これは、将来自分の判断 私 政府参考人 (萩本修君) 私は素人的に、それを担保するとすれば、 意思表示、リビングウイルということだった これが遺書に当たるかどうか分かりません 御指摘のありました 成

この場合の代理人のことを任意後見人と呼んでこの場合の代理しまないものと考えられます。本人に代わって行う代理人という立場にすぎませ本人に代わって行う代理人という立場にすぎませな。委員御指摘のような、尊厳死を宣言したい人の意思をどのようにして尊重するか、不治の病などで死期が迫っているという場面で延命措置を拒否するかどうかといったような話はその人の生死を決定するようなとても重い事柄ですので、およそこの代理には親しまないものと考えられます。したがいまして、そのような事柄について、成したがいまして、そのような事柄について、成したがいまして、そのような事柄について、成したがいまして、そのような事柄について、成したがいまして、

文言がありますが、こういうものに対して厚生労すことができる環境を整備すること。」、こういう直しを行い、特に人生の最終段階を穏やかに過ごられ、患者の意思がより尊重されるよう必要な見られ、患者の意思がより尊重されるよう必要な見られ、患者の意思がより尊重されるよう必要な見られ、患者の意思がよりでは、個人の尊厳が重んぜ「医療の在り方については、個人の尊厳が重んぜ「を持つとものできる環境を整備することがありますが、こういうものに対して厚生労を制力を表している。

することはちょっと難しいのではないかと考えて年後見制度あるいはその中の任意後見制度を活用

いるところでございます。

れるのか、お聞きしたいと思います。か、あるいはこれからどういうことを考えておら働省としてこれまでどういう取組をされてきたの

実現していくかという話でございます。 えた終末期の医療行為というものを、これをどう国務大臣(田村憲久君) 御本人の希望をかな

くよ。 をそんたくした上で終末期の医療をやっていただになろうと思います。その上で、御本人の気持ちていただいて御説明もいただくということが前提でいただいて御説明もいただくということが前提

不安だというお話もお聞きいたしております。というお話がございましたので、平成十九年に一はいっても、どこで担保されているのか、これはな事件が起こって裁判闘争になったわけでありますは一応鎮静化はしておりますが、ただ一方で、自体は一応鎮静化はしておりますが、ただ一方で、自体は一応鎮静化はしておりますが、ただ一方で、お医者様のいろんなお話をお聞きした。それまでいろんというお話がございましたので、平成十九年に一というお話がございましたので、平成十九年に一というお話がございましております。

整備云々というのはまだ検討いたしておるようなってくる問題でございますので、我が方として法れているというお話もお聞きいたしておりますけー定の議員連盟の中でこの法案を提出を準備さ

状況ではございません。

に個人の意思をきちんと反映できるのか。 くると思います。というのは、確かにガイドライたいんですが、私はこれは法制化が必要になって 梅村聡君 最後に、安倍総理に感想をお聞きし

日本は国民皆保険制度の国ですから、延命をしてほしいという権利、これは十分に実現されます。を者さんもやってくれます。だけど、私はそれを医者さんもやってくれます。だけど、私はそれををされていない。そのことも同時に担保しなければ、個人の尊厳ある終末期ということを過ごせれば、個人の尊厳ある終末期ということを過ごせれば、個人の尊厳ある終末期ということを過ごせれば、個人の尊厳ある終末期ということを過ごせることができません。

を終わりたいと思います。 最後に安倍総理に御感想をお聞きして、私の質問保の必要性、あるいは尊厳死ということについて、やっていきたいと思いますが、こういった法的担からいうことは、これは一議員としてこれからも員連盟の一員ですので、法的にどう担保していくですから、私はこの尊厳死の法制化を考える議

は言わば医療費との関連で考えないことだろうとと、このように思いますが、大切なことは、これれたこの問題、尊厳死は、極めて重い問題である内閣総理大臣(安倍晋三君) 今委員の指摘さ

とがないようにどう担保していくか。て望んでもいない延命措置をされる、こういうこが重要ではないかと思います。最期の段階においじたいかということについて議論をしていくこと思います。あくまでも自分の人生の最期をどう閉

に思います。

に思います。

に思います。

に思います。

に思います。

に思います。

に思います。

に思いますが、そういう言

に関重になりがちではありますが、そういう言

やは人間が本来持っている、最期は尊厳を持って

力ば人間が本来持っている、最期は尊厳を持って

力ば人間が本来持っている、最期は尊厳を持って

なそういう仕組みは考えていきたいと、このよう

なそういう仕組みは考えていきたいと、このよう

に思います。

梅村聡君 終わります。

終了いたしました。(拍手) 委員長(石井一君) 以上で梅村聡君の質疑は

疑を行います。金子恵美さん。 委員長(石井一君) 次に、金子恵美さんの質

ざいます。 金子恵美君 民主党・新緑風会の金子恵美でご

たいというふうに思います。 今なお十五万人以上の方々が避難をされている

いうふうに思います。というふうに思います。たしか十二月二十九日でしょうか、福島入ます。たしか十二月二十九日でしょうか、福島入ます。たしか十二月二十九日でしょうか、福島入ます。たしか十二月二十九日でしょうか、福島入ます。たしか十二月二十九日でしょうか、福島入いうふうに思います。

ものをお聞かせいただきたいと思います。の皆様方のふるさとの再生に向けての思いというてまた原発の問題を抱えながら苦しんでいる福島東日本大震災からの復興に向けての思い、そし

このように思っております。 本大震災からの復興なくして日本の復活はないと、内閣総理大臣(安倍晋三君) 私は、この東日

を指示をしているわけであります。という気持ちで取り組んでもらいたいということそこで、安倍内閣の全ての閣僚に復興担当大臣

問地として選んだわけであります。といえば、地震、津波、さらには福島第一原発のといえば、地震、津波、さらには福島第一原発のといえば、地震、津波、さらには福島第一原発のといえば、地震、津波、さらには福島第一原発のある、そういうことも鑑みまして福島を訪問したかのであります。その後、宮城、岩手も訪選んだわけであります。

い、これが一番不安であります。い、これが一番不安であるということがお示い、これが一番不安であるということがお示されで工程表をお示しをして、どれぐらいのめどる形で工程表をお示しをして、どれぐらいのめどる形で工程表をお示しをして、どれぐらいのめどしできるように、そして一番遅れているのが何としてきるように、そして一番遅れているのが何といっても住宅の建設でございます。

ように思っております。 というこの予算のフレームを六兆円増やしたとこの地、宮城県そして岩手県、被災地の方々の気持ちらでもございますし、福島の方々、あるいは被災というこの予算のフレームを六兆円増やしたとこ

すので、そういう県民の思いというのは総理の心病島から原発はもう要らないという、そういうお声もあったのではないかというふうに思います。あるいは、総理御自身は、原発の問題から避難をあるいは、総理御自身は、原発の問題から避難をあるいは、総理御自身は、原発の中からは、恐らく、すが、その福島県民の皆様方の中からは、恐らく、

れるんです。あり得るというような趣旨の発言をなさっておらあり得るというような趣旨の発言をなさっておらのですが、残念ながら、次の日の三十日に放送さに届いたのではないかというふうに私は思いたい

本当に福島の復興をまず第一に考えていらっした思っております。

総理、いかがでしょうか。

ないと、このように考えております。くりと腰を据えて慎重に考えていかなければいけ

金子恵美君 民主党は三〇年代に原発ゼロとい金子恵美君 民主党は三〇年代に原発ゼロといるのかということは、福島に本当に寄り添っしゃっておられることは、福島に本当に寄り添っしゃっておられることは、福島に本当に寄り添れば思っています。

す。

福島県の中では、今も、「原発のない福島を」ということで、県民大集会というのを今準備をしているわけなんですけれども、これは三月の二十ているわけなんですけれども、されは三月の二十て県旅館ホテル生活衛生同業組合の皆さん、そしてまた県森林組合連合会、そして生協、そして地でまた県森林組合連合会、そして生協、そして地でまた県森林組合連合会、そして生協、そして地方の大学、福島大学の教授ということになっておりますけれども、そして県農業協同組合、ですからな方々が呼びかけ人の中に入っているんです。これだけの方々が原発のない福島をということであり大集会を開催しようとしているということであり大集会を開催しようとしているということであります。

復興大臣は、この大集会には出席ができないといげたというようなことで聞いておりますけれども、この大集会の御案内を根本復興大臣にも差し上

是非出席についても御検討いただきたいと思いまほどもし御答弁があればでございますけれども、ことでありますけれども、その点についても、後うようなことでのお返事をいただいているという

こは疑ってしまったところでありました。といいますのは、どれだけ改めて原発の問題かというふうに思っているんです。その中で、改めというふうに思っているんです。その中で、私は、繰り返しになりますけれども、二十九日に訪は、繰り返しになりますけれども、二十九日に訪は、繰り返しになりますけれども、二十九日に訪は、繰り返しになりますけれども、二十九日に訪は、繰り返しになりますけれども、二十九日に訪けたいうふうに思っているんです。その中で、私はとばに繰り返しになりますがあるのかどうかというところを私はここは疑ってしまったところでありました。

ついて御質問させていただきたいと思います。したが、全ての閣僚、大臣の方々は復興に向けてしっかりと働けというような御指示を出したというようなことでありますので、その中で福島の再うようなことでありますので、その中で福島の再でも、今、安倍総理がおっしゃっていただきまでも、今、安倍総理がおっしゃっていただきま

お願いしたいと思いますが、(資料提示) 今回福復興庁が発足して一年となりました。 ボードを

うことであります。 島復興再生総局という、この仕組みができたとい

ことでございます。
ことでございます。
ことでございます。
そして宮城復興局、福島復興局が設置されているというようなは関係政務の体制を整備するという目的でこの現地関係政務の体制を整備するという目的でこの現地関係政務の体制を整備するということでございて、そして宮城復興局、福島復興局が設置されておるには復興方でには福島環境再生総局を設置したということでございます。
にとでございます。

準備段階だというふうには聞いています。他するということでありますけれども、中身はまだまだ稼いうことであります。二月の一日に設置されているとことであります。二月の一日に設置されているとことであります。二月の一日に設置されているとことであります。二月の一日に設置されているということでありまして、復興大臣トップを機能を強

回のこの三つの組織に横串を刺したという点では、いう、そういう事例もたくさんありましたし、今やり取りの中で、もっと円滑にすべきであろうとせていただきましたので、福島の復興局に勤務をせていただきましたので、福島の復興局に勤務を

す。これは評価されることだというふうに思っていま

ろでありますので、御説明をいただければと思い くのかというところはこの図からは見えないとこ いくのか、どのような形で司令塔が強化されてい ろであります。しかしまた、どのように変わって ないとも思いますし、その部分は理解できるとこ も思うんです。 徹底した対応がなされないといけ 像が見えてきたということであろうかと思います。 それを情報共有していくということで復興の全体 織も会議の開催をしてまいったようですし、 個々 う、そういう場はありました。 復興局とほかの組 なる担当者が一堂に会してそして議論をするとい のを開催しておりましたので、各省庁との窓口と かりとした役割分担は残っているのではないかと の課題への対応、これをそれぞれの担当者が進め、 今回、この図を見ていきますと、もちろんしっ 以前から復興庁内でも実務者連絡会議というも

つなんですね。 を加速させる、これが安倍内閣の最重点課題の一総理大臣からもお話がありました、とにかく復興国務大臣(根本匠君) 安倍内閣発足以来、今

制の体制抜本見直し、これを是非やれと、こういかく復興を加速せよと、そしてこの復興の推進体私が安倍総理から指示をいただいたのは、とに

やれと、これが私に対する御指示でありました。そして県民の皆様に寄り添った現場主義に立って二月二十九日に早速福島に訪問していただいて、う御指示がありました。ですから、安倍総理、十

一月中にやりました。加速のための新たな対策、この三つの大きな柱を兆円から二十五兆円の見直し、復興加速策、復興信の体制の強化、そして財源フレームの十九一月中に三点やりました。一つは、今御指摘の一月中に三点やりました。一つは、今御指摘の

興再生総局であります。

即決できる体制をつくる。これが実はこの福島復聞決できる体制をつくる。要は、現場で即断我々がやったのは、これも安倍総理の指示ですが我々がやったのは、これも安倍総理の指示ですがるよどできる体制をつくる。まれが実はこの福島復興方の新体制でありますが、今私も興再生総局であります。

島復興再生総括本部、これをつくりました。私が島復興再生総括本部、これをつりました。では、福田生事務所と原子力災害現地対策本部、この三の上に総括担当大臣たる私がいると。私の指揮のの上に総括担当大臣たる私がいると。私の指揮の下に現場で即断即決する体制、三つの分立した組帯を束ねる、横串を入れる、これを一元的に集約でしてもう一つは、復興庁の本体の方では、福島で、そしてもう一つは、復興庁の本体の方では、福島で、後興再生総括本部、これをつくりました。私が

思います。
即断即決できる司令塔機能の強化が果たされるとましたので、これで私は横串を刺して現場主義でましたので、これで私は横串を刺して現場主義で本部長で、関係省庁の局長クラスを併任を掛けて、

ども、これは法的根拠はありますか。金子恵美君(この復興再生総局でありますけれ

ます。
国務大臣 (根本匠君) 国家行政組織法に基づ 国務大臣 (根本匠君) 国家行政組織法に基づ 国務大臣 (根本匠君) 国家行政組織法に基づ 国家 (根本匠君) 国家行政組織法に基づ ます。

ますが、 置されているわけなんですが、繰り返しになりま 省令に基づく。そして、原子力災害現地対策本部 福島環境再生事務所は環境省設置法に基づく環境 本当にできるんだろうかと懸念するところがあり そして指揮し、 れているそういうそれぞれの組織を実際に統括し、 すが、法的根拠のない組織が法に基づいて設置さ は原子力災害対策特別措置法、このような形で設 興局は御存じのとおり復興庁設置法です。 に基づいて設置されている福島復興局、これ、 金子恵美君 いかがでしょうか 法的根拠のないつまり組織が、 現地で即断即決することが実際に そして、 法

かり動かしてまいります。
りますから、併任掛けていますから、これでしっけますから、併任掛けていますから、これに担当大庁の事務方を置きます。そして、その上に担当大庁の事務方を置きます。復興福島再生総局は束ねて事務局長を置きます。復興動くかどうかは、先ほど御説明をしましたが、

金子恵美君 併任を掛けているというようなこ金子恵美君 併任を掛けているといいのでしょうか。それぞれ横串は刺したといているのでしょうか。それぞれ横串は刺したといち正しいやり方であろうかというふうに思っているところでありますが、実際に動かせるのかといるところだというふうに思います。

決というものは目指すけれども、この復興再生総参事官から説明を受けたときに、現地での即断即会という仕組みがありまして、その中で復興庁のそしてまた、さらに、我が党の中にも復興調査

たっして、この中でようにして、 このでになってすると、その福島とそして東京でどのよういうようなことをおっしゃっておられました。 括本部の方ですね、こちらの方で取り扱うのだと局で解決できない問題については福島復興再生総

います。
います。
とお聞かせいただきたいと思があるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思連携なのか、それとも指示を出していくやり取りの、この矢をやり取りがこの中でなされていくのか。この矢をかり取りがこの中でなされていくのか。この矢をして東京でどのよう

事業の、 農地だと転用の許可が必要ですよと。これで手続 それと復興庁の福島復興再生総括本部、この関係 用許可は不要になりました。 臣と復興庁、復興大臣、私が話をして、それは転 が時間が掛かった。 これはもう一月に農林水産大 そこで解決をしていく。 例えば集団防災移転促進 ですから、そこで関係省庁を束ねていますから、 話、これは当然福島復興再生本部、 きない、例えば各省庁の制度間にまたがるような ね、機能していますから。そして、現場で解決で で即断即決してもらう。 もう今動いていますから せましたから、現場で即断即決できるものはそこ ですが、現場で一つの束ねる機能をしっかり持た 国務大臣 (根本匠君) 例えば市町村が買い取ろうとしたときに 福島復興再生総局と、 私が担当大臣

から、どんどん我々がリーダーシップを持って、こういう事例は一月でもたくさんもうあります

しっかり動かしてまいりたいと思います。して、各省庁を束ねる担当大臣でもありますから、しかも、復興大臣は福島再生総局の担当大臣、そ

います。 論をしていくということになるというふうには思 その復興が進まない原因というものが例えば制度 くと。そして、例えば制度等を変えなくてはいけ さんたちのお声もしっかりと聞きながらやってい と現場とのやり取りをしているというところは、 いうことは東京の方で恐らくこれはしっかりと議 であるということであれば、それを変えていくと ない部分については恐らく東京に持ち込みながら ここはしっかりと地元の皆さんの、あるいは首長 ころ、もちろん福島復興再生総局の中でしっかり なというふうに思うんですが、その見えていくと 京で決めていくということになっていくんだろう 金子恵美君 結局は、霞が関といいますか、 東

かというふうに思いますが。
してニーズに合わせた形で対応するということはもあろうかと思います。もちろん復興局の中にはもあろうかと思います。もちろん復興局の中にはいた形で地元福島でやらなくてはいけないことでいれば今までとそんなに変わらないけないことはいけば今までとそんなに変わらない状況ではないかし、スピーディーに本当に復興を進め、そしかし、スピーディーに本当に復興を進め、そ

そしてまた、もう一つ申し上げさせていただく そしてまた、もう一つ申し上げさせていただくと、この二本社間で一つの課題について意思のそ が、そこを確認させていただきたいと思います。 「私がそれは決めていきますから、それはスピーに私がそれは決めていきますから、それはスピーに私がそれは決めていきますから、それはスピーに私がそれは決めていきますから、それはスピーに私がそれは決めていきますから、それはスピーに私がそれは決めていきますから、それはスピーに私がそれは決めていきますから、それはスピーに私がそれは決めていきますから、それはスピーに私がそれは決めていきますがら、それはスピーに私がそれは決めていきますがら、それはスピーに、迅速に決めてまいります。 にんがそれは決めていきますから、それはスピーに、迅速に決めてまいります。 はいがそれは決めていきますから、それはスピーに私がそれは決めていきますから、それはスピーに私がそれは決めていきますから、それはスピーに私がそれは決めていきますから、もちろん、東京のかどうか、そことはあります。

ふうに思います。 金子恵美君 大変重い言葉をお伺いしたという

でない場合というのは大変な危険な状態もあるのいうような形でこの福島の復興については最終のいうような形でこの福島の復興については最終のいうような形でこの福島の復興については最終のに寄り添う形での御決断をされるということを願っておりますし、福島県の出身の大臣でいらっしゃいますので、そうい題がある中で、この大きな組織全体のトップ、つ題がある中で、この大きな組織全体のトップ、つ題がある中で、この大きな組織全体のトップ、つ

ではないかというふうに思っております。

思いがありました。 れども、人を集中して出していただきたいという 率がなかなか、例えば六割ぐらいにとどまってし っているんですが、そのことについてもこれで十 は、私もいつも感じていたことではありましたけ した資料では分かったわけですが、本当にここに まっているということが昨年六月の復興庁が公表 います。実際に復興予算が出されていっても執行 分であるのかどうか、いろんなお考えがあると思 たちの確保といいますか、トータルして実際は六 ではなく、やはり人員についても、そこで働く人 かというそういうやり取り、そういう仕組みだけ は、どのような形で最終の決定、決断がされるの ので、設置根拠ということだけではなく、あるい 十名になる、そういう体制になるというように伺 本格的に動いていくというようなことであります ただ、この仕組みについてはこれからいよいよ

たいと思います。というものがありましたらば、お聞かせいただきうかと思いますが、その件について今後のお考えこに人の配置をしていくということが重要であろこに人の配置をしていくお金を付けるだけでなく、そためには、とにかくお金を付けるだけでなく、それで、今回も除染を含めた復興を加速させる

ぞれの官庁がそれぞれの所管を担っているという国務大臣 (根本匠君) 復興については、それ

としておりまして、現在準備中であります。としておりまして、現在準備中であります。それの復興加速のためには、必要な人員、予算、それの復興加速のためには、必要な人員、予算、それの復興加速のためには、必要な人員、予算、それの復興加速のためには、必要な人員、予算、それの復興加速のためには、必要な人員、予算、それの復興加速のためには、必要な人員、予算、それの復興があります。ですから、全体部分も大変多いものがあります。ですから、全体部分も大変多いものがあります。

まいります。制の強化に努めて、鋭意全力を挙げて取り組んでしっかり司令塔機能が発揮されるように人員体

金子恵美君 準備中というようなことでありままので、復興については、いつも申し上げているけますので、期待をします。しかし、一方ではありますが、党派を超えてしっかりと心をことでありますが、党派を超えてしっかりと心をすので、復興については、いつも申し上げている金子恵美君 準備中というようなことでありま

当にできるのかどうか。おっしゃっていただいているんですが、これが本おっしゃっていただいているんですが、これが本のほど来、復興のスピードアップということを

倍政権は、国土の強靱化を進める観点から、平成鋭意努力をしているということでありますが、安組織はできました。そして、今それぞれ準備、

ます。 はないかと懸念されるところでもあり 増加によって、かえって福島の復興にブレーキが 業関係費として七兆七千二百七十九億円を盛り込 業関係費として七兆七千二百七十九億円を盛り込 ということであります。公共事業予算の ということであります。公共事業予算の といるということであります。公共事業予算の を通じて、いわゆる十五か月予算において公共事

した。 もう既に私も、先日、町村会の首長の皆様と意 もう既に私も、先日、町村会の首長の皆様と意 もう既に私も、先日、町村会の首長の皆様と意 もう既に私も、先日、町村会の首長の皆様と意 した。

様々な対策、工夫というものはどのようになされ復興大臣、それぞれ御答弁の中で、全国的な公共復興大臣、それぞれ御答弁の中で、全国的な公共復興大臣、それぞれ御答弁の中で、全国的な公共復興大臣、この予算委員会の方でもいろいろと御質参議院、この予算委員会の方でもいろいろと御質を議院、この予算委員会の方でもいろいると御質

ていくのでしょうか。

たということであります。実際にこの連絡協議会が安 たということであります。これは前政権、民主党 たということが分かってこの組織がつくられ、 以前から、復興を進める段階で大変この課題が大 以前から、復興を進める段階で大変この課題が大 以前から、復興を進める段階で大変この課題が大 以前から、復興を進める段階で大変この課題が大 は対策というのを考えてきた、検討されてきたと な対策というのを考えてきた、検討されてきたと な対策というのを考えてきた、検討されてきたと な対策というのを考えてきた、検討されてきたと な対策というのを考えてきた、検討されてきたと な対策というのを考えてきた、検討されてきたと な対策というのを考えてきた、検討されてきたと な対策というのを考えてきた、検討されてきたと な対策というのを考えてきた、検討されてきたと な対策というのを考えてきた、検討されてきたと な対策というのを考えてきた、検討されたのではない ということであります。実際にこの連絡協議会が関催され な対策というのを考えてきた、検討されてきたと な対策というのを考えてきた、検討されてきたと な対策というのを考えてきた、検討されてきたと な対策というのを考えてきた、検討されてきたと な対策というのを考えてきた、検討されてきたと な対策というのを考えてきた、検討されてきたと な対策というのを考えてきた、検討されてきたと な対策というのを考えてきた、検討されたのではない の様々

答弁のみということでありました。
を弁のみということでありました。
を介でしっかりとした検討がなされないまま、御の中でしっかりとした検討がなされないまま、御の中でしっかりとした検討がなされないまま、の中でしっかりとした検討がなされないまま、一言で言うと、もう以前からこそうであれば、一言で言うと、もう以前からころがのみということでありました。

あればもっと、増大した公共事業の執行に伴ってに思われるところもあるのですけれども、実際で開催というもの自体が何かアリバイづくりのようですから、私から見てみますと、この協議会の

に私は思うところであります。 に私は思うところであります。 復興の遅れとか、そういう混乱というものは後回 復興の遅れとか、そういう混乱というものは後回 でいただいているその表の言葉とは違っていて、 す。復興の加速が使命という、先ほど来おっしゃ す。復興の加速が使命という、先ほど来おっしゃ で、そういることでありましたので、 は別な考え方があったのではないかということは に私は思うところであります。

したいと思います。 参えていらっしゃるのか、太田国交大臣にお伺いいうことであれば、なぜこのような形の予算付けいうことであれば、なぜこのような形の予算付けいるといいのであれば、なぜこのような形の予算付け

そこで、具体的に何をするかということが一番ちが政権を担当したということでございます。変大きな問題になっていたという状況の中で私たからこの資材と人の不足ということについては大日、その協議会を行いました。そして、それ以前国務大臣(太田昭宏君) 御指摘のように、昨

をつくる。そしてまた、技能者、技術者というのとで、地域内外の建設業で結成するJVというの人材をできる限り効率的、広域的に行うというこく事なことだというふうに思っておりまして、そ大事なことだというふうに思っておりまして、そ

……。 ついては現実に今動いているという状況にござい 形を取るとか、様々な形で人の不足ということに る人がいますが、これが兼任できるというようながいない。それで、例えば技術士という資格があ

増というような形になっております。 ところがいまっような形になっております。 仙台の南の方が、地域によってこれも違います。 仙台の南の方が、地域によってこれも違います。 仙台の南の方が、地域によってこれも違います。 仙台の南の方をはそういうことが特に起きています。 ところが、先生の福島市や南相馬というところの価格は四% とておから、生コンが大変不足しているということでは適かがあります。

資材ということについての手を現実に打っている資材ということについて、骨材が必要でありますから、砕石ですね、生コンのプラントは現地に据えら、砕石ですね、生コンのプラントは現地に据えら、砕石ですね、生コンのプラントは現地に据えて、その材料となる骨材というのを、これは広域のに集めなくちゃなりませんから、港の整備とかっかいに集めなくちゃなりませんから、港の整備とかっつくるということで、これも動き出しているところでございます。様々な手を打ちまして、人、ころでございます。様々な手を打ちまして、人、はがということについての手を現実に打っているということについての手を現実に打っているということについての手を現実に打っているということについての手を現実に打っているということについての手を現実に打っているということについての手を現実に打っているといいでは、ということについての手を現実に打っているということについての手を現実に打っているということについての手を現実に打っているということについているが必要にある。

話がありました。いうことを急げという、何とかしてほしいというということを急げという、何とかしてほしいというということで、昨日もそうした協議の中でもそう

跳ね上がったということではありません。 が、公共事業としては補正、今回の、補正一・八 うのは一・八兆です。当初の予算は大体五兆規模 現地で人、物ということについてはまずしっかり を持って挑んでいるところでございます。 策というのを推進したいと、このような強い決意 加速したい、そして全国の防災・減災、老朽化対 在能力があるという、この広域連携とかそうした 分これは、広域的な連携を取って、今回特に急に 業予算は七兆二千という形になっております。 十 模がこの十五か月予算として出るということです。 兆とそして四・五兆を足して六・三兆円という規 です、この三、四年。といいますと、全部で六・ ますと、今回、国土交通省管轄公共事業予算とい 手を打つんですが、全体的な例えば規模からいき ますけれども、現実にはそうではございませんで、 ないかというような議論をする方がいらっしゃい 正予算を作ってかえって復興の妨げになるのでは 三兆、五兆のうちの四・五兆が公共事業なんです で資材や人が足りないというところに、大型の補 ことをしっかりやりまして、何としてでも復興を 二十一年度のちなみに国交省のそうした公共事 なお、このことで、全国でこの復興というもの 十分潜

して、ありがとうございます。 金子恵美君 国交大臣から御答弁をいただきま

うような状況で入札不調が多発しているというこ というのはある程度緩和されているというような ということです。もちろん、技術者の配置の問題 すけれども、人の対応、本当にできるのかどうか ン等の対応等はされているということではありま 措置というものが講じられてきた。しかし、それ と思います。 確保というのは大変厳しい状況になってきている ことではありますが、実際に現場で働く人たちの とでありまして、昨日、協議会が開かれて、生っ でもまだまだ今のような懸念が払拭されないとい して急激な物価変動に伴う請負代金額の変更等の 和とか、実勢価格を反映した労務単価の設定、そ われていたことであって、技術者の配置基準の緩 復興施工確保対策の一環として民主党政権から行 なりますけれども、もう既に被災地における復旧 今おっしゃっていただいたことは、 繰り返しに

るのかどうか、そういう体制も含めて検討をしったれている方々もいますけれども確保ができないという状くさんあります。今、県外から福島県内に働きに来いもあります。今、県外から福島県内に働きに来いるができないという状況もあります。求人はたる場別はできないといる状況もあります。求人はたるのかどうか、そういう体制も含めて検討をしている状況もあります。求人はた

らも一言あればお願いいたします。できないというふうに思いますので、根本大臣かかりとしていかなくては本当に地元福島の復興は

っているんですね。 一国務大臣(根本匠君) 被災地の人材不足、資国務大臣(根本匠君) 被災地の人材不足、の対応、これは更に重要な課題になると おっち、地域別にきめ細かな対応が私は必要だと思いら、地域別にきめ細かな対応が私は必要だと思いら、地域別にきめ細かな対応が私は必要だと思いら、地域別にきめ細かな対応が私は必要だと思いら、地域別にきめ細かな対応が私は必要だと思いら、地域別にきめ細かな対応が私は必要だと思いら、地域別にきめ細かな対応が私は必要だと思いら、地域別にきめ細かな対応が私は必要だと思いる。

視点から必要な対策をしっかり打っていく。大臣、そういう御答弁でありました。私も二つのきる限り効率的に活用する。先ほど来、国土交通広く人材を集めるという対策と、そして人材をでですから、人材不足についても二点あります。

いますが、ふるさとの復興のためには、やはりふいますが、ふるさとの復興のためには、やはりふいます。 まずいまでは、されにしても、これは現場主義に立って、きか細かに柔軟に対応してまいりたいと思います。 金子恵美君 しっかりと対応いただきたいと思います。 金子恵美君 しっかりと対応いただきたいと思いますが、ふるさとの復興のためには、やはりふいますが、ふるさとの復興のためには、やはりふいますが、ふるさとの復興のためには、やはりふいますが、ふるさとの復興のためには、やはりふいますが、ふるさとの復興のためには、やはりふいますが、ふるさとの復興のためには、やはりふいますが、ふるさとの復興のためには、やはりふいますが、からといいでは、といいといいでは、といいでは、いいのでは、い

取り戻す必要があるというふうに思います。長していける、その環境というものをしっかりとばなりません。その子供たちが心身共に健康に成るさとの未来を担う子供たちが存在していなけれ

福島県では原発の問題から放射能への不安といるでありました。十分な外遊びができないということが文部科学省の調査により明らかになったとことが文部科学省の調査により明らかになったといるでありました。

た一時的な対策ということでありました。

ったところでありますが、これは休みの日を使っ対策基金というものを活用しましてサマーキャン対策基金というものを活用しましてサマーキャン康基金、平成二十三年度予備費は原子力被害応急第二次補正予算の福島県原子力被災者・子ども健第二次補正予算の福島県原子力被災者・子ども健

た。 場の設置の支援を進めてきたところでもありまし 実は安心こども基金等の活用をしまして屋内遊び というものが必要であろうということで、これは とれが十分ではないということであれば、今度

いうことでございまして、根本大臣の地元の郡山これは福島県内に三十八か所設置されていると

ます。 ました安心こども基金の活用もされているという ました安心こども基金の活用もされているという ことでありますが、これからますますこのような でありますが、これからますますこのような が必要となってくるというふうに思いますが、ど が必要となってくるというふうに思いますが、ペ 大臣も視察されたということでございますが、ペ

ですから、私は、この福島の問題を解決するたですから、私は、この福島の問題を解決するためには、子供が伸び伸びと運動できる、そういうといって、小さなお子さんたちの屋内運動場、これは三十八か所とおっしゃられましたが、それを活用して、小さなお子さんだちの屋内運動場、これは三十八か所とおっしゃられましたが、それを活用してやっていただきました。

学年から中学校、これのゴールデンエージ、これゴールデンエージを迎えるんですね。小学校の高小さな子供の段階で運動不足が生じた。これからやはり、私は、今の子供の問題を考えますと、

二十五年度予算で新規に盛り込んだところであり うか、科学的、合理的に。スポーツトレーナーに れるように、子ども元気復活交付金というものを では私は不十分だと思います。やはりソフト面も も整備できるように。そして、単なるハードだけ が運動できる屋内運動場、これは非常に強い要望 運動機会を確保するための、まあ徹底的に除染し す。ですから、二十五年度予算において、子供の すね。これは専門家がそうおっしゃっておられま よる運動指導等のソフト事業、それを一体的にや 必要なんですね。どういう運動を子供にしてもら をいただいておりますので、そういう屋内運動場 ます。それから、雨が降っても雪が降っても子供 て屋外運動施設を造りたい、こういう要望もあり から取り戻すためには二倍の運動量が必要なんで けないと思います。 運動不足だった子供は、これ まま。これはやはりしっかりと対応しなければい を迎えてしまう子供が多いんですよ、運動不足の

中で、屋内遊戯施設の整備等に使えるというよう定住緊急支援交付金というものがあります。その金子恵美君(今回の復興庁の予算の中に、福島)

国務大臣(根本匠君) 子ども元気復活交付金されは福島定住緊急支援交付金とも言っておりますが、これはほかの復興交付金にも効果促進事業という概念だくんですね。一方で、効果促進事業という概念だっな、一定の割合でソフト施策に使えるような、付せてやれるような予算になっておりますので、その効果促進事業を使っていただくということと、その効果促進事業を使っていただくということと、その効果促進事業を使っていただくということと、その効果促進事業を使っていただらということと、ただいて、有効に活用していただきたいと思いまただいて、有効に活用していただきたいと思います。

思います。 金子恵美君 大変有り難い御答弁いただいたと

の形で使えるのかどうかというのが分からないとである厚労省さんに聞きましたらば、なかなかそこの件について、例えば安心こども基金の所管

たいというふうに思います。との御答弁だったと思いますので、それは歓迎しせをしながらしっかりと対応いただけるというこどで、組合営費、維持費等は別のものとということで、組合だいたように、間違いなく箱物と、そしてまた運いうことでありましたので、今おっしゃっていたい

すらに、私は昨年十二月に、日本赤十字社福島でらに、私は昨年十二月に、日本赤十字社福島で自由に遊んでいただくというような事業なんでで自由に遊んでいただくというような方と、そして子供たちにおいでいただいて、そして期間を限定の仮設屋内遊戯を視察させがら、そして期間を限定しながら、そしてまた中がら、そして打りを限定しながら、そしてまはレンタルですので毎回毎回変えながら、そして子供たちにおいでいただいて、そして自由に遊んでいただくというような事業なんです。

てできるだけ県内各地、昨年の事業では七月からが毎回毎回やるごとに変わるということと、そしっている固定の施設の補完になるというようなこっている固定の施設の補完になるというようなこっている固定の施設の補完になるというようなこっている固定の施設の補完になるというようなこっている固定の施設の補完になるというようなこっているといいますのは、自治体がや

たちも違っているということであります。ときそのとき、その回ごとに遊んでくださる子供いるところで開催というところで、そして中身もいるところで開催というところで、そして中身もときそのとき、その回ごとに遊んでくださる子供ときそのとき、その回ごとに遊んですが、それ十二月の間に六回開催されているんですが、それ

方たちは今県内にいらっしゃいます。含めて、このような事業を展開していらっしゃるこういう事業もあるんですが、恐らくNPOも

のかどうか、お答えいただきたいと思います。 それで、先ほど申し上げました安心に思っていますが、 そういうことについての支援というのが今おか、そういうことについての支援というのが今おか、そういうことについての支援というのが今おっしゃっていただいたような形で、移動遊び場といいますが、 事業をまだ活用できていない、そういう事業所、事業をまだ活用できていない、そういう事業所、事業をまだ活用できていない、そういう事業所、事業をまだ活用できていない、

かいろんな基金が積まれていますよね。私は、で金の方は効果促進事業でも柔軟に対応できると、金の方は効果促進事業でも柔軟に対応できると、金の方は効果促進事業でも柔軟に対応できると、金の方は効果促進事業でも柔軟に対応できると、温務大臣(根本匠君) 先ほどの私の定住交付国務大臣(根本匠君) 先ほどの私の定住交付

すけど、その様々な基金、安心こども基金を含めて、その中で対応していただきたいなと思っておりますが、これは突然のお話なので私がここで断りますが、これは突然のお話なので私がここで断厚生労働省などとも協議をして、しかるべき対応、厚生労働省などとも協議をして、しかるべき対応、でういう対応が可能か考えてまいりたいと思います。

要になっているわけであります。 金子恵美君 是非御検討いただきたいと思います。様々な場所で、本当に子供たちが自由に遊べっことから今のようなお話をさせているということがら今のようなお話をさせているということがら今のようなお話をさせているということがら今のようなお話をさせていただきましたが、改めて子供たちの心のケアというものも必要になっているわけであります。

うことで、どちらの項目も全体平均と比べて七ポース科省が保護者に震災後の子供の様子を尋ねた 文科省が保護者に震災後の子供の様子を尋ねた 文科省が保護者に震災後の子供の様子を尋ねた 文科省が保護者に震災後の子供の様子を尋ねた

イントも高いという数字が出ております。

ら二年がたつところであります。 こうした子供たちの心のケアについては、これ こうした子供たちの心のケアについては、これ までも文科省がスクールカウンセラーや加配教員 実は阪神・淡路大震災の場合、震災が発生した直 実は阪神・淡路大震災の場合、震災が発生した直 がこれから生じるということだと思います。予想 されることであります。ちょうどそろそろ震災か されることであります。ちょうどそろそろ震災か されることであります。ちょうどそろそろ震災か

思います。
策を進めていくのか、お伺いしたいというふうにいうことでありますけれども、今後どのような対いうことでありますけれども、今後どのような対とっていのケア対策をしていかなくてはいけないと

重要であるというふうに考えております。摘のとおり、中長期的に継続して取り組むことがってして、心のケアでございますけれども、御指

文部科学省では、幼児、児童生徒等の心のケア

で、合計するとその数になります。で、合計するとその数になります。これは全額国庫負ールカウンセラー、派遣しております。延べと方々が二十週にわたって行かれているということ方々が二十週にわたって行かれております。延べとクールカウンセラー、派遣しております。延べとクールカウンセラー、派遣しております。延べと方々が二十週にわたって行かれているということで、合計するとその数になります。

おります。
一つでございますが、これも計上させていただいての事業において要望、三県の合計額が約三十九億である。

れ目のない支援に取り組んでまいります。被災地の要望を踏まえ、引き続きこれからも切

金子恵美君 下村文科大臣からの御答弁をいた金子恵美君 下村文科大臣からの御答弁をいたことでありますが、実はここで課題になっていくのが、あったけれども、今回は三十九億ということで減あったけれども、今回は三十九億ということで減あったけれども、今回は三十九億ということで減る子恵美君 下村文科大臣からの御答弁をいたとだと思うんです。

というものをしっかりと掘り起こすということがといいますのは、実は顕在化していないニーズ

私は重要であろうかというふうに思っております。私は重要であろうかというふうに思っておりますが、それだけではない。スクールカウンセラーに例えばカウンセリングを受けに行くという状況になるまでの段階で、やはり実に行くという状況になるまでの段階で、やはり実に行くというが必要である、その状況に至るまでの前にいろんな対策というのを取っていかなくてはいけないというふうに思うんです。

恐らく、要望があったのでそれに対して付けまいらく、要望があったのでそれに対して付けまいる人においかと思うんですね。そうではなくて、ことではないかと思うんですね。そうではなくて、ことではないかと思うんですね。そうではなくて、これだけのニーズがもしっかりと取っていかなくてはいけないというもしっかりと取っていかなくてはいけないというもしっかりと取っていかなくてはいけないという。

というふうに思います。いかがでしょうか。加配も含めてしっかりと進めていくということだは、ふだんから接していらっしゃる教員の方々のであれば、最も恐らく重要であると思われるの

〔委員長退席、理事小川敏夫君着席〕

今回は被災三県からの御要望を受けた額をそのゃるとおりだというふうに思います。

国務大臣 (下村博文君)

御指摘の点はおっし

うふうに思います。 かりと教育についての対応をしてまいりたいとい がりと教育についての対応をしてまいりたいとい かりと教育についての対応をしてまいりたいよま まま計上したわけでございますけれども、それ以 まま計上したわけでございますけれども、それ以

お願いしたいと思います。 策をしてくださるということですので、よろしく 金子恵美君 引き続きの教員加配も含めての対

必要かというふうに思います。とこで、心のケアを必要とする子供たちの中ではいか別線への不安という高島県独自の課さん含めまして、やはりリスクコミュニならで、スクールカウンセラーの方々、またならの皆さん含めまして、やはりか別線への不安という福島県独自の課は、やはり放射線への不安という福島県独自の課は、やはり放射線への不安とする子供たちの中で

しているという、本当に家族全体での大変な苦しいろんな情報を発信していらっしゃる方がいる中で、本当に知識はたくさんお持ちになっている的に、不安で、とにかく不安で仕方がない親御さんの思いが子供たちにそのままうつるような形で、また子供たちも不安感を抱えるという毎日を過ごまた子供たちも不安感を抱えるというもの大変な苦ししているという、本当に家族全体での大変な苦ししているという、本当に家族全体での大変な苦ししているという、本当に家族全体での大変な苦ししているという、本当に家族全体での大変な苦し

も含めての相談体制をつくっていくということがしっかりとしたこのリスクコミュニケーションみをしているということになっています。

必要かというふうに思いますが、その点について

ちのために対応してまいりたいというふうに思いらゆる形で教育環境の整備について福島の子供た国務大臣(下村博文君) 御指摘のように、あはいかがでしょうか。

子供たちが以前と同様、落ち着いた環境の中で安 私も感動いたしました。 そういう彼らの夢が実現 うことを次々と一緒に給食を食べたとき発言をし そして、自分たちが多くの方々に支援をしていた 中にあってもたくましく生きていて、前向きに、 察に行きまして、福島の子供たちが困難な状況の が重要であるというふうに認識をしております。 心して学べるような継続的な支援をしていくこと 教育現場も復興また途中であるという状況の中で、 ていることを目の当たりにいたしまして、本当に の役に立つような仕事を大人になってしたいとい だいた、今度は自分たちが日本だけでなく世界の の学習を余儀なくされている子供たち、今全部で 人たちに恩返しができる、そして、世界の人たち 一万八千人近くおられる。この子供たちに対して、 先ほども申し上げましたが、一方で、 福島県において、例えば仮設校舎や避難先等で 福島に視

いきたいというふうに思います。できるよう、全力を尽くしてこれから応援をして

てまいりたいと思います。

文部科学省としては、子供たちの学びたいと思います。
文部科学省としては、子供たちの学びたいと思文部科学省としては、子供たちの学びたいと思文部科学省としては、子供たちの学びたいと思

金子恵美君 心のケア、しっかりと進めていた 金子恵美君 心のケア、しっかりと進めていた ないよって、この検査の結果についての不安がいらっしゃるというのも実は事実であり う方々がいらっしゃるというの検査の結果について 体査後、かえって不安感をおけ状況にあって、そういて検査後、かえって不安感を持つという、そういて検査後、かえって不安感を持つという、そうい さして、この検査の結果についての本室の話集についての不安がいらっしゃるという人たちがいるという状況をどのように把握していらっしゃるか。

境大臣。 は果についてきちんと説明できる場が必要になったくるのではないかというふうに思っておりますし、その中でしっかりと理解を得ることができるような体制を整えなくてはいけないというふうに思っておりますと、その検査体制と、そしてまた検査

国務大臣(石原伸晃君) もう委員御承知のこ 国務大臣(石原伸晃君) もう委員御承知のこ 国務大臣(石原伸晃君) もう委員御承知のこ 国務大臣(石原伸晃君) もう委員御承知のこ 国務大臣(石原伸晃君) もう委員御承知のこ 国務大臣(石原伸晃君) もう委員御承知のこ とだと思っておりますが、福島県が行っております健康 と に 一 巡するという おがといったような不安が出ていることも事実だ さかといったような不安が出ていることも事実だ と 思っております。

を開催して取り組んでおります。とんな中で、これは前政権下でもございますけるのですよというようなことが簡単に書いてあるもので御説明をさせていただいたり、あるいは、手がどういう方が集まる説明会ですかということをよがどういう方が集まる説明会ですかということをよれども、受診者及びその保護者に対してその検査れども、受診者及びその保護者に対してその検査を開催して取り組んでおります。

うことが分かれば、ああなるほどなとその検査をいる、じゃ福島県外の方々と比較してどうかといすけれども、これも委員御承知のことだと思いますこで、国として何ができるのかということで

だきたい、こんなふうに考えております。 抵拭に国としても全力を挙げて取り組ませていた は、そして委員が御指摘されたその不安感の とまりますので、その結果等々もまとまり次第明 とまりますので、その結果等々もまとまり次第明 とまりますので、その結果等々もまとまり次第明 とまりますので、その結果等々もまとまり次第明 とまりますので、その結果等なもまとより次第明 とまりますが多分御納得、理解が進むということで、 受けた方が多分御納得、理解が進むということで、

金子恵美君 県内でももっとスピーディーに工金子恵美君 県内でももっとスピーディーにエいる所であろうかと思いますが、なかなかそのその負担を大きくしてしまうというようなことから、医療サービスの質が低下するのではないから、医療サービスの質が低下するのではないから、医療サービスの質が低下するのではないから、医療サービスの質が低下するのではないから、医療サービスの質が低下するのではないから、医療サービスの質が低下するのではないから、医療サービスの質が低下するのではないから、という懸念もあります。

お願いしたいということでありますので、これにおいるというふうに、そういう回答をしているというふうに、そういう回答をしているという。これは日医総研でやった調査でありますけれいるというふうに、そういう回答をしているというの健康調査をしっかりできる体制を医療従事者にめ健康調査をしっかりできる体制を医療従事者にめ健康調査をしっかりできる体制を医療従事者にの健康調査をしっかりできる体制を医療従事者にの健康調査をしっかりできる体制を医療従事者にお願いしたいということでありますので、これにお願いるという過ぎを表

あります。ていただきたいというふうに思っているところでなのかということを御検討いただき、体制を整えついてもしっかりとこれからどういう体制が必要

いと思います。すので、次にいじめの問題に入らせていただきたたいところでありますが、時間が限られておりま本来であればもう少しこの件についても質問し

問題は主要な課題として議論されました。設置されました教育再生会議においても、いじめ問題化しておりました。安倍総理大臣の肝煎りで時においても、実はいじめによる自殺事件が社会まず、第一次安倍内閣が発足した平成十八年当

となどが提言されていたようであります。
が、た、荒れている学校をなくすための予算、人事、を、だれている学校をなくすための予算、人事、会にがです援することや、教育委員会は、いじのをでは、いじの相談体制の抜本的拡

お答えいただきたいと思います。いじめをなくすために最も重要なことは何なのか、ぜ今いじめがまだなくならないのか、そして総理・平成十八年その当時の議論も踏まえまして、な

命を絶つという悲しい出来事がございました。そのときにも、いじめを苦にしてお子さんが自らの内閣総理大臣(安倍晋三君) 第一次安倍政権

ということでございました。いただきましたように、相談体制等を充実をするいただきましたように、相談体制等を充実をするともなったわけでありまして、今例として挙げてともなったわけでありまして、それを何とか止めなければいけけでありまして、それはまた報道等によって連鎖を呼んだわして、それはまた報道等によって連鎖を呼んだわ

ことではないかと思います。 その際にも議論になったわけでありますが、果 を苦に自殺に至る、それを何とか食い止めなけれ を苦に自殺に至る、それを何とか食い止めなけれ さいけないということにおいて、早期発見をする、 ばいけないということだおさいと、 であります。大津の事件の結果報告書を見ても、 であります。大津の事件の結果報告書を見ても、 であります。大津の事件の結果報告書を見ても、 であります。大津の事件の結果報告書を見ても、 であります。大津の事件の結果報告書を見ても、 であります。大津の事件の結果報告書を見ても、 であります。大津の事件の結果報告書を見ても、 であります。大津の事件の結果報告書を見ても、 であります。大津の事件の結果報告書を見ても、 でありますが、果

たような早期発見体制もしっかり対応していかなの対応について、これはいかにひきょうな行為であいめについて、これはいかにひきょうな行為であるかということ、いじめられる子もいじめる側も、そして所くということ、いじめられる子もいじめる側も、の対応について議論をしているところでございまの対応についてということと同時に、今申し上げましたような早期発見体制もしっかり対応していかの対応について議論をしているところでございまの対応についても、このいじめ

ころでございます。きゃならないということで、今議論をしていると

ると、福島から避難された子供がいじめに遭ったという大変悲しい事件もありました。ですので、という大変悲しい事件もありました。ですので、ると、福島から避難された子供がいじめに遭ったる子恵美君 被災地の問題と関連して申し上げ

にます。 は、民主党は、いじめ・体罰防止対策ワーキ 実は、民主党は、いじめ・体罰防止対策ワーキ 実は、民主党は、いじめ・体罰防止対策の中で、 となど、具体的実効性のある内容 を盛り込んだ法案を取りまとめたところでありま を盛り込んだ法案を取りまとめたところでありま を盛り込んだ法案を取りまとめたところでありま でるからのいじめに対応することができる体制整 でるからのいじめに対応することができる体制整 でるからのが必要になってくるというふうに思 構というものが必要になってくるというふうに思 はというものが必要になってくるというふうに思 はというものが必要になってくるというふうに思

言がされているということであります。
言がされているということによって事態に対応でき
ュレーションを行うことによって事態に対応でき
ムなどの担当体制をあらかじめ決めており、シミとでありますけれども、その中にはやはり、「緊

実は、与党さんの自民党さんの方もいじめ防止

如実に出てしまっています。

如実に出てしまっています。

いるかなと、比較をさせていただくと

対策基本法案の骨子というのを示されているようではあります。

私たちは、いじめ対策の体制として、あります。

私たちは、いじめ対策の体制として、あります。

私たちは、いじめ対策の体制として、を定しましょうと、そしてまた計画もしっかりと、それぞれの常設組織をまず設置しましょうと、それでれの常設組織をまず設置しましょうと、これも国、教育委員会、学校、それぞれに策定をしておきましょうということを言っているところでありまして、その違いが以来を表しましょうと、これを拝見させていただくと如実に出てしまっています。

〔理事小川敏夫君退席、委員長着席〕

いいたします。
いいたします。
いいたします。
にいっかりといじめをさせないという、そういうにしっかりといじめをさせないという、そういうはあすが、実効力のあるいじめ防止に向けた取組、いますが、実効力のあるいじめ防止に向けた取組、いますが、どのような状況の中にあっても子供たちがのようなものをお考えなのか、文科大臣、お願との対策、どのような状況の中にあっても子供たちがいたします。

要であるというふうに思います。有をしていくことによって対処していくことが必ないと、そのためのしっかりとした国民意識、共そして加害者にもまた被害者にも傍観者にもならる指摘のように、いじめは絶対に許されないと、国務大臣(下村博文君) お答えいたします。

ぞれの法案のいいところをそれぞれが協議をして、 を作っていただきながら、このいじめについては ても、大津でも条例を制定されたようでございま そして一つの形に持っていくようなことについて プをさせていただいて、できるだけ早く法制化を 議員立法で、是非、今国会でお互いに実務者協議 受けて、今御指摘のように、民主党さんの方でも それから体罰ですが、これについて今月中に提言 国を挙げて、また自治体を挙げて対応して、でき すけれども、それぞれの自治体においても条例等 財源を確保すると、このことが地方自治体におい た国がこの立法化をすることによって人とそして ますし、委員の御指摘踏まえて対応しながら、ま は柔軟に与党の方でも対応されるであろうと思い していくことが必要であるというふうに思います。 是非それについて文部科学省の方でもバックアッ をしていただいて、協調できるような形があれば ましたから、これはもう党派を超えて、超党派で 対策については対応を選挙公約等でうたっており また、さきの衆議院選挙で各党もそれぞれいじめ っていらっしゃると。自民党も考えておりますし、 いじめ対策防止基本法のような法律をお考えにな をしていただきたいと思っておりまして、それを 今、教育再生実行会議の中で、まずこのいじめ、 その中で、議員立法ですから、当然各党のそれ そのために、総理からもお話がございましたが、

あるというふうに思います。していくことが子供たちに対しても必要なことでるだけ早く根絶に向けて努力するという姿勢を示

重点的に取り組んでいただきたいと思います。しっかりと整えていただきまして、いじめ対策をような教職員の配置の適正化等も含めたプランを金子恵美君 是非、今おっしゃっていただいた

最後の質問に移らせていただきます。

教育関連に、本当はインクルーシブ教育の在りります。

てきましたが、政権が替わったことで、実は今国 という言葉を掲げ、そして当然、障害のある人をという言葉を掲げ、そして当然、障害のある人をという言葉を掲げ、そして当然、障害のある人 というものも立ち上げてまいりました。目標は、国 内法整備を進めた上で国連の障害者権利条約を推 民主党政権では、全ての人たちに居場所と出番 民主党政権では、全ての人たちに居場所と出番

あります。禁止法について全く動いていないという状況でも会で法案を提出しようとしていました障害者差別

ての考え方をお聞かせください。ような考えをお持ちでしょうか。共生社会につい安倍総理、共に生きるということについてどの

らないと、このように考えております。 ち共生する社会の実現を目指していかなければなことはなく、相互に人格と個性を尊重し合いながことはなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指していかなけ隔でられるの関総理大臣(安倍晋三君) 安倍政権として

ます。
全ての方々が、障害がある、ないにかかわらず、全ての方々が、障害がある、ないにかかわらず、

らせていただきます。
お子恵美君 安倍総理、是非、被災地の皆さん金子恵美君 安倍総理、是非、被災地の皆さん

ありがとうございます。

疑は終了いたしました。(拍手) 委員長(石井一君) 以上で金子恵美さんの質

たしまして、初めての質問をさせていただきます。たしまして、初めての質問をさせていただきます。この二十一世紀の今日、アベノミクスでまさに我が国の経済、金融と財政とさらには成長戦略と好が国の経済、金融と財政とさらには成長戦略と我が国の経済、金融と財政とさらには成長戦略と我が国の経済、金融と財政とさらには成長戦略とれるであるうとされているのか、これをひとつ考えてになろうとされているのか、これをひとつ考えていただきたいというふうに思っております。(資料提示)

をされ、皆年金制度が達成されます。 地田内閣の一九六一年のときに皆保険制度が達成 地田内閣の一九六一年のときの一九五八年に健康保険 はの改正、国民健康保険法の改正をやります。そ してまた、年金制度についての基礎もそこで築き、 でいた。 岸内閣のときの一九五八年に健康保険 をされ、皆年金制度が達成されます。

的を変えた。すなわち、所得倍増という経済成長った、そうした経済の十か年計画というものの目ンジを行って、従来の経済成長が主たる目的であそして、池田内閣というのは更に新しいチャレ

目標がその中にはありました。目標がその中にはありました。こういう大きな国家組織を育て広げていくと、こういう大きな国家組織を育て広げていくと、こういう大きな国家目標を達が出まるとしてがありました。それは何であったかとがえば、健康で、そして教育レベルの高い中産階が出まるというとしていました。それは何であったかとがしようとしていました。それは何であったかというば、健康で、そして教育レベルの高い中産階が出るを育て広げていくと、こういう大きな国家組織をとう分配するかというところまで踏み込めにいる。

は貧富の格差はむしろ縮小したんですよ。は貧富の格差はむしろ縮小したんですよ。この表を御覧になってお分かりになると思いうのがありますけれども、所得の再分配係数でいうのがありますけれども、所得の再分配係数であります。このグラフを見ますと、何と、高度経済成長の時期であったにもかかわらず、我が国で済成長の特別であったにもかかわらず、我が国で済成長の特別であったにもかかわらず、我が国で済成をによってお分かりになると思いましていました。

ば、こうした仕組みを事前にきちんと岸内閣と池さようとしているときに、なぜ我が国ではこうしきようとしているときに、なぜ我が国ではこうしめている、しかし貧富の格差がどんどん広がってめている、世界の多くの国で経済が成長し始これは、今、世界の多くの国で経済が成長し始

たちは入りました。 うしたことを今まさに同じ次元で考える時代に私田内閣でつくっていてくれたからなんですよ。こ

す。

す。

す。

されをまず最初にお聞きしたいと思いま

て、どういう社会を総理は考えておられるんでし

理、新しい今度は持続可能な社会保障制度と併せ

経済政策を打ち出されようとしているときに、総

りますが。 論ができることは本当にうれしいと思うわけであ帰ってきていただいて、このようなすばらしい議帰ってきていただいで、このようなすばらしい議

うに思っております。ったということが極めて重要であろうと、このよ

う場合もあります。そのときのセーフティー 保していく、この両方が大切なことではないかと 税収を確保して、この果実を配る、その財源も確 ティーネットを張っていくためにも経済の成長が ィーネットが大切でありますし、人は一生懸命努 いうことが極めて大切なことであろうと思います。 それによって生み出された果実はしっかりとみん 思います。 必要であります。経済の成長によって保険料収入、 トはしっかりと張っていく。 しかし、そのセーフ 力をしても、どうしても生活の基盤を失ってしま い切って一歩を踏み出していくためにはセーフテ いく、あるいは新しい会社をつくっていこう、思 なが分かち合えることができるようにしていくと 却をして経済を力強く成長させていく中において、 つきましても、この運営において、デフレから脱 そして、やっぱりみんなが頑張って仕事をして そこで、安倍政権が進めている経済財政政策に

ってちゃんとその果実を、一人が、特定の人間がのときに、やっぱり成長すると同時に、それによいやないかと。そのときに、たしか下村治氏が、あいる。経済成長よりも分配を先にやった方がいいんちょうど池田政権のときにも論争がございまし

たことを覚えております。ということも大切であろうと、こんな議論があっということも大切であろうと、こんな議論があっかする機能を持っていれば、まずは成長していく独り占めにするのではなくて、それをちゃんと配

r。 お口から説明していただいて、誠に恐縮でありま 武見敬三君 極めて大事な歴史の経緯も総理の

ただければというふうに思います。 ここの一つのキーワードは、やはり健康で教育 ここの一つのキーワードは、やはり健康で教育 ここの一つのキーワードは、やはり健康で教育 ここの一つのキーワードは、やはり健康で教育 ここの一つのキーワードは、やはり健康で教育 ここの一つのキーワードは、やはり健康で教育

のつながりをきちんと持っていたい、そしてまた、割方は七十歳までは仕事がしたい、そして社会というながりをきなんというと、実は熟年パワーないですよ。要は、私も還暦プラスーでこの熟年パワーの人たちの中で見ていると、八八%の人たち、九の人たちの中で見ていると、八八%の人たち、九の人たちの中で見ていると、八八%の人たち、九の人たちの中で見ていると、八八%の人たち、九の人たちの中でも、社会の活力をいかに維持していたい、その中でも、社会の活力をいかに維持していたい、その中でも、社会の活力をいかに維持していたい、その中でも、社会の活力をいかに維持していたい、その中でも、社会の活力をいかに維持している。

っておられるわけですよ。安心できるんじゃないかと、こういう考え方を持年収でも三百万円ぐらいは確保できればおおよそ保していたいと。大体七十歳になるまで、最低で同じく健康でいたい、そして経済的な安心感も確

て気で仕事をしておられて、その後は余生の中で 元気で仕事をしておられて、その後は余生の中で 元気で仕事をしておられて、その後は余生の中で 力も維持できるという世界に入ってくれば、実は がんぴんころりという世界に入ってくれば、実は 力も維持できるということになるわけであって、 こうした観点からのこの熟年パワーというものに 対して、いかにこうした七十歳まで仕事がきちん とできるようにしたらよいのか、そしてその年収 をどのような観点で確保したらいいのかというの は、先ほどの所得倍増計画の発想とも実は相似形 の考え方の中で作り出されてくる政策だと思うの でありますが、この点に関しての総理のお考えを お聞かせいただければと思います。

すから、その言わば時代に対応できる仕組みに変すから、その言わば時代に対応できる仕組みに変いるかに元気、もう武見委員もそうですし、我がはるかに元気、もう武見委員もそうですし、我がはるかに元気、もう武見委員もそうですし、我がはるかに元気、もう武見委員もそうですし、我がはるかに元気、もう武見委員もできる仕組みに変いる。

えていく必要があるんだろうと思います。

いと、このように思います。 り、まずこの円滑な施行と定着に努めてまいりたり、まずこの四月から実施されることとなってお度改正がこの四月から実施されることとなってお生変倍政権にとっても極めて重要な課題でありま

ます。 会の在り方ではないかと、このように思っており 大を実現するための課題に鋭意取り組んでまいり ますが、高年齢者を含めて頑張って働く人の所得 ますし、やっぱり高年齢者の方々がそういう意欲 ますし、やっぱり高年齢者の方々がそういう意欲 ますし、やっぱり高年齢者の方々がそういう意欲 ますし、とであり ますが、高年齢者を含めて頑張って働く人の所得 ますが、高年齢者を含めて頑張って働く人の所得 ますが、高年齢者を含めて頑張って働く人の所得 ますが、高年齢者を含めて頑張って働く人の所得 ますが、高年齢者を含めて頑張って働く人の所得

たことは、もう本当に感謝に堪えません。 武見敬三君 極めて共通認識を持っていただけ

何であったかというと、誰もが負担可能なコストがたくさんあります。実際には、ただ医療保険のがたくさんあります。実際には、ただ医療保険のすが、国民皆保険制度といっても実は理解の仕方すが、国民皆保険制度といっても実は理解の仕方すが、国民皆保険制度といっても実は理解の仕方がのはおおよそ、WHOが総会でユニバーサーンのはおおよそ、WHOが総会でユニバーサーンのはおおよそ、WHOが総会でユニバーサーンのはおおよる、誰もが負担可能なコスト

おける採択された決議であり、定義であります。のユニバーサル・ヘルス・カバレッジのWHOにで適切な医療を受けることができるというのがそ

かせください。ありますが、この点について総理のお考えをお聞制度であると、こういうふうに私は考えるわけでコの考え方をまさに実行するものが国民皆保険

ろうと、このように思います。とイギリスの医療制度の違いを経験をされたんだり)アキレス腱を切られた際に、日本の医療制度り)アキレス腱を切られた際に……(発言する者あギリスで足を折られた際に……(発言する者あ 内閣総理大臣(安倍晋三君) まさにおっしゃ

る、これはしっかりとこれからも世界に誇るべき同じようなサービスを安心して受けることができに健康保険証を持っていれば日本中どこにいてもけを取り上げると、何かそっちの制度の方が優れですから、世界のいろいろな制度を見て一つだですから、世界のいろいろな制度を見て一つだ

ように思っております。 制度として守っていかなければならないと、この

では、現場では、現場では、このまさに我々が国民皆保険制度と呼んでいる制度のおかげで、この図にございますように、日本の平均寿命というのはもう確実にりますように、大体、戦争直後ぐらいというのはりますように、大体、戦争直後ぐらいというのはいまでのよ。これが大体、東京オリンピックぐらいというのはいまでのよ。これが大体、東京オリンピックぐらいまでのよ。これが大体、東京オリンピックぐらいまでのよ。これが大体、東京オリンピックぐらいというのはというのは、乳幼児死亡率を抑えるとか、あるいは結核のような感染症の死亡率を抑えるとか、あるいは結核のような感染症の死亡率を抑えたことによってぐわような感染症の死亡率を抑えたことによってぐわような感染症の死亡率を抑えたことによってぐわような感染症の死亡率を抑えたことによってぐわような感染症の死亡率を抑えたことによってぐわような感染症の死亡率を抑えるといいは、と呼んでは、日本の下にあるというのは、知りのは、知りのは、知りのでは、このとさいでは、この関にございました。

その八割方脳卒中で亡くなるんですよ。この高血その八割方脳卒中で亡くなるんですよ。この高血をの下で地域医療で確実に普及していって、特にこれは、脳卒中というのは、高血圧症の方が大体の下で地域医療で確実に普及していって、特にこれは、脳卒中というのは、高血圧症の方が大体になば、慢性疾患にかかわる治療がこうした皆保険制度の下で地域医療で確実に普及していって、特にこれは、脳卒中というのは、高血圧症の方が大体の八割方脳卒中で亡くなるんですよ。この高血その八割方脳卒中で亡くなるんですよ。この高血その八割方脳卒中で亡くなるんですよ。この高血をの八割方脳卒中で亡くなるんですよ。この高血をの八割方脳卒中で亡くなるんですよ。この高血をの八割方脳卒中で亡くなるんですよ。この高血をの八割方脳卒中で亡くなるんですよ。この高血をの八割方脳卒中で亡くなるんですよ。この高血をの八割方脳卒中で亡くなるんですよ。この高血をの八割方脳卒中で亡くなるんですよ。この高血をの八割方脳卒中で亡くなるんですよ。この高血をの八割方脳卒中では、日本が世界一の平均寿命まで

ているんですよね。たことでおおよそー・二歳ぐらい平均寿命は延び脳卒中で亡くなる患者さんを抑えていく、こうし脳卒中を亡くなる患者さんを抑えていく、こうし圧症の方々を地域医療の中で早く診断して、降圧

にですよ。 こういうようなことが実際に可能であったのはおととしだったわけでありますけれども、それがわざわざ、我が国の皆保険制度五十周年、これがおざわざ、我が国の皆保険制度五十周年、これはおととしだったわけでありますけれども、それはおととしだったわけでありますけれども、それの本特集号の中でこの事実が明らかにされていると記念して日本特集号を出してくれました。その表もはのですよ。

是非お願いをしておきたいと思います。の基本は守っていただきたいということは総理には是非、どのような状況下においても徹底的にそしたがって、そういう日本の皆保険制度、これ

支援金を出すというようなことをやっている。し支援金を出すというようないことは、医療保険制度に関してきている。そして、その中のほとんどが今赤字に転落ですよ。我が国、三千五百もこの医療保険制度がですよ。我が国、三千五百もこの医療保険制度がですよ。我が国、三千五百もこの医療保険制度がいことは、医療保険制度に関しては持続可能をして、そのために一つお願いをしなければな

うのが現状なんですよ。 その公平性が確保されてきた。しかし、この保険 スの平等も達成されたわけです。そしてまた、時 してまた、皆保険制度が達成されたことでアクセ 付の平等というのは最初から達成されている。そ てその給付というもの、すなわち医療サービスと 保険者は同じ診療報酬が使われていることによっ わる公平性の確保なんですね。既に岸内閣のとき がやらなきゃならないのはやっぱり保険料にかか 築していくかということを考えたときに、私たち 医療保険制度というものを持続可能なものに再構 用者保険のような優良な保険さえもがどんどんど かし、それでも、今度はその支援金のおかげで雇 ても、結果として三倍から四倍も格差があるとい じ家族構成で同じような所得の条件があったとし 料にかかわる公平性だけは、保険者によって、同 負担、そしてまた高齢者一割という形でおおよそ 間は掛かりましたけど、患者負担の平等も、三割 いうのは同じものが受けられるという、まさに給 の改正で、実はいかなる保険者に属していても被 こういう構造に日本は今なってきているわけです。 あと何年かで全ての保険者赤字になっちゃうと、 た赤字というイタチごっこになっていて、もはや んどん今度は赤字になって、保険料を上げてもま したがって、そういう中でどうやって我が国の

しかし、この自公民の三党合意の中で、引き続

き国民医療費というのは、これはこの保険料の財き国民医療費というのは、これはこの保険料の財源を産保すると、たるとさに、こんな保険料の不公平さというもとするときに、こんな保険料の不公平さというもがでそうした保険者を整理統合するということが確実に必要り保険者を整理統合するということが確実に必要になってくる。これはまさに喫緊の課題になってきているわけですよ。

性が確保できるんですよ。 との前にまずは都道府県ごとにやりゃいい。 じぐらいのリスクプールが確保できて、 持続可能 ると、総理、国全体を一つに統合したのとほぼ同 およそ七つに分けて保険者というのを整理統合す ら国が支援しなきゃならない。しかし、全国をお 多い島根県、鳥取県というのは持続可能性ないか ですよ。しかし、それでも、そうすると高齢者の ていくという方向をまずは都道府県ごとに取るん そうした雇用者保険を統合していく、そして最後 く、そしてその次には協会けんぽといったような 健康保険というものを都道府県ごとに統合してい に雇用者保険というものを統合して全体を統合し 入したときにそれをやりゃいいんで、そういうこ まずは、こうした市町村国保というような国民 すなわち、 道州制を道

そういう一つの新しい持続可能な医療保険制度、そういうことが私は今求められてきているんだろうによって、国民が、一体日本という国はどういうによって、国民が、一体日本という国はどういうによって、国民が、一体日本というのをきちんと示すということが私は今求められてきているんだろうというふうに思います。

さい。この点についての総理のお考えを聞かせてくだ

くっつきたいかというと、そうではない、いろんはなかなか、じゃ、市町村国保同士で必ずみんなますとか、いろんな部分である程度県単位で財政ますど、いろんな部分である程度県単位で財政ますとか、いろんな部分である程度県単位で財政ますが、今も、御承知のとおり、共同化事業でありまずは国民健康保険からということでございま

うふうに思います。な御意見があるというのも御承知のとおりだとい

ございますが、ただ、自民党のたしか公約の中で、 うふうに思います。 てもう我が国にないですから、これを大きく変え は総理、徐々に徐々にという改革をする時間なん 積しちゃったわけですよ、一遍に。 だから、これ がって、その後、インクリメンタルに徐々に徐々 はこんなに苦しまないでよかったんですよ。 した の前に実はこういうことをやっておけば、今我々 そういうような御提案でございますが、慎重に検 御意見があるということも承っております。 いろ 共済、公務員共済とそれから協会けんぽ、これを 険者もやはりいろんな御意見があるということで る考え方を是非いずれ確立していただきたいとい 討をさせていただきたいというふうに思います。 んな御意見がある中で、今日は大変参考になる、 に改正をして対応してきたものだから、今全部山 一つに統合したらどうだというような、そういう 武見敬三君
一九八〇年代後半のバブルの崩壊 方で、被用者の方でありますが、こちらの保

の問題に入っていきたいと思います。さて、ちょっと質問の方向を変えて、海洋権益

がこれから海をめぐる覇権の争いをする可能性がこのアジア太平洋というのは、実際に大きく米中我が国はアジア太平洋に位置している。しかし、

決定的に重要になります。

、海に関するルール・オブ・ロー、法の支配をに、海に関するルール・オブ・ロー、法の支配の中でどのような我が国は海洋にかかわる法律を整備し、そしてその法律の理屈の中でどうやって我が国の権益を守っていくかという国内法の整備が国の権益を守っていくかという国内法の整備が対国の権益を守っていくかという国内法の整備が対国の権益を守っていくかという国内法の整備があった。私は、最も適切なことをおっしゃる限りに重要になります。

答弁させていただきたいと思いますが、武見議員当大臣を置きましたので担当大臣からもちょっとをさせていただきまして、安倍内閣で海洋政策担内閣総理大臣(安倍晋三君) まず私がお答え

います。がまさにこの基本法、政策を作られたわけでござ

ことといたします。 - 委員長(石井一君) - 残余の質疑は午後に譲る

午前十一時五十五分休憩午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後一時開会

を再開いたします。 委員長(石井一君) ただいまから予算委員会

ます。し、安倍内閣の基本姿勢に関する集中審議を行いて成二十四年度補正予算三案を一括して議題と

まず、冒頭、海洋担当大臣の答弁を求めます。 まず、冒頭、海洋担当大臣の答弁を求めます。 まず、冒頭、海洋担当大臣の答弁を求めます。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

これまでは、例えば海洋資源に関する法律とかあ り排他的経済水域等における海洋資源の開発利用 くなっている中ですから、我が国としても、やは が、これだけ国際的な競争が資源をめぐって激し 改正して資源探査規制を導入したりいたしました 変わったということで、平成二十三年に鉱業法を してまいりました。しかしながら、情勢が大きく るいは環境保全に関する法律とか、個別法を適用 経済水域等におけるこの海洋資源の開発利用は、 EEZ、排他的経済水域等の包括的な法案を作る ていく必要性はますます高まっていると思います。 る強い経済を取り戻す、日本経済再生に結び付け 権益の保護もしっかりやって、さらに海洋産業も については、積極的にこれを進めて、しかも海洋 しっかり振興をして、 安倍内閣の最重要課題であ そこで、武見委員の長年の問題意識であるこの 委員がいつもおっしゃっているとおり、 排他的

ということについては、この法制化の必要性を私利に議論させていただきたいというふうに思って対しますが、この準備をしていますので、ここは真いますが、この準備をしていますので、その中に武見委員のこのEEZの包括法の考え方をどう具体的に盛り込めるかということについては担当大臣として真剣にやっていきたいと思いますし、また、もう一つの御懸念である事務局体制の強化については担当大臣として真剣にやっていきたいと思いますし、また、もう一つの御懸念である事務局体制の強化にからということについては担当大臣として前向きに検討させていただきたいと思います。

以上です。

くないとか、そんなことを言う人がいたんですよ。というのは、実はこれは国家の意思としてこうしという意思を明確に強固にする意味を持っておりという意思を明確に強固にする意味を持っておりという意思を明確に強固にする意味を持っておりという意思を明確に強固にする意味を持っておりという意思を明確に強固にする意味を持っておりという意思を明確に強固にする意味を持っておりという意思を明確に強固にする意味を持っておりたら近隣諸国に下手なフリクションが生じてよれたら近隣諸国に下手なフリクションが生じてよれるです。

くいきっこないんですから、お願いします。ってください。お役所に任せていたら絶対にうまと考えた方針の策定を内閣のリーダーシップでやと確立することなくして近隣諸国との交渉なんてだけど、まずは我が国の交渉ポジションをきちんだけど、まずは我が国の交渉ポジションをきちん

は必要と考えるのでありますが、総理の御見解をは必要と考えるのでありますが、総理の御見解をいました。そしてまた、これはもう御存じのとおり日米韓、この三か国の連携が必要でありますし、り日米韓、この三か国の連携が必要でありますし、時に米国との連携が非常に重要であります。 来るべき日米首脳会談の中で、やはりこの拉致 来るべき日米首脳会談の中で、総理でありますし、 がりとこれを解決していくということをおっしゃ がりとこれを解決していくということをおっしゃ がりとこれを解決していくということをおっしゃ がりとこれを解決していくということをおいる。

したいと、このように思っています。 におきましても当然この拉致問題についても話をいて、日本はこの拉致問題を解決する決意であるいて、日本はこの拉致問題を解決する決意であるにおきましても当然この拉致問題につ 大般、オバマ大内閣総理大臣(安倍晋三君) 先般、オバマ大 伺わせてください。

拉致問題、もちろん核問題、ミサイル問題解決の米韓で連携をしていくことが北朝鮮の抱えるこの委員の御指摘のとおり、日本と米国、そして日

ります。 ためには必要であると、このように認識をしてお

くように要請をしたいと思います。の拉致問題について、米国にも協力をしていただてもそうした話をしているわけでありますが、こまた、先般、李明博大統領との電話会談においま

大切ですよね。おり、日米韓の連携、特に米国との関係は極めており、日米韓の連携、特に米国との関係は極めて国務大臣(古屋圭司君) 武見議員御指摘のと

きました。 そういうこともあって、私も拉致議員連盟に所居しておりました当時から、毎年ワシントンを訪問して、国務省関係者あるいは、現在ですと例えばキャンベル国務次官補あるいは、現在ですと例えけ表と相当突っ込んだ意見交換していますし、また先日はデービース北朝鮮特別代表が日本に来また先日はデービース北朝鮮特別代表が日本に来またた日はデービース北朝鮮特別代表が日本に来またた日はデービース北朝鮮特別代表が日本に来ました。

支持をすると、こう言っていますけど、やはりそは、拉致問題に対する我が国の立場に深い理解とそういう中で、一貫して言っているのは、米国

あるなと思います。いうところにまでしっかり踏み込んでいく必要がこを、更に具体的な協力を深化させていく、こう

ŧ Ιţ ょっと反応が遅かったですよね。やっぱりそうい 間が二〇〇四年に中国で北朝鮮によって拉致され 中には拉致問題をしっかり入れる、テーマとして 国連の人権委員会の理事国を務めていますので、 メリカにも勧めているところです。それから、 うのは反省点ですから、その辺もしっかり私はア れはアメリカ国内で対応してもらう話ですけれど くと、この要請をしています。そして、必ずその 口支援国家の再指定も必要ですね。 についても協力をする。 我が国は拉致問題ではち 入れるということが大切だというふうに。 二つ目 国連の中に北朝鮮の人権委員会をつくっていただ た証拠が幾つか出てきておりますね。 もちろんこ その一環として、私どもはまず、今アメリカが アメリカ人のデービッド・スネドンという人 しかし一方では、やはりしっかりそこの部分 テ

試みとしてやりたい。その目的は、何といってもに基づいて、今、十二月に北朝鮮人権週間、日本に基づいて、今、十二月に北朝鮮人権週間、日本に私はアメリカ、具体的にはワシントンとニューヨークで是非この連休に取り組みたい、新たな試みでございますので、法律いて、これは新たな試みでございますので、法律いて、これは新たな試みでございますので、法律

ります。

います。

います。

います。

のまる。そういう意味から、このワシ

のとを強く訴える。そういう意味から、このワシ

のとを強く訴える。そういう意味から、この切り

のはいない限りは絶対に支援はないよという

世界各国に、そして北朝鮮に対して、この拉致問

以上です。

は終了いたしました。(拍手) 委員長(石井一君) 以上で武見敬三君の質疑武見敬三君 ありがとうございました。

から質問をさせていただきます。

をいうことになると思います。 ということになると思います。 ということになると思いますが出ていると認識して をはり、この予算委員会の議論でも出ていますけれども、アベノミクスによるこの日本経済の再生、 れども、アベノミクスによるこの日本経済の再生、 そこで一番重要なのはやはり経済成長戦略である そこで一番重要なのはやはり経済成長戦略である ということになると思います。

事なんですけれども、一番大事なのはやはりイノ上げていく、これは可能だと思います。これも大これは現在ある産業競争力を潜在的なものを引き成長戦略を考えた場合に、規制改革とか減税、

上げるか、これが重要だと考えております。ベーション創出の体制を、仕組みをいかにつくりも一番の課題でございましたけれども、このイノベーションの創出、これは第一次安倍内閣のとき

言及をされているわけでございます。 言及をされているわけでございます。 言及をされているわけでございます。 言及をされているわけでございます。 言及をされているわけでございます。 これは長い間すけれども、日本の科学技術政策、これは長い間すけれども、日本の科学技術政策、これは長い間すけれども、日本の科学技術政策を紹介といると言及をされているわけでございます。

いというふうに聞いております。
したけれども、実はその法的な枠組みとしてリーな事にございます。それで、これはなぜ経済財政諮問会議と内閣府設置法において同列の経済財政諮問会議と内閣府設置法において同列の経済財政諮問会議と内閣府設置法において同列のをがこれのですね、総理自らがそこに出席をしてリーダーシップを自ら取られると、これが非常に大きがしただ、確かにこの総合科学技術会議、なかなかただ、確かにこの総合科学技術会議、なかなかただ、確かにこの総合科学技術会議、なかなか

って、そして十回ということでございますから、技術会議は持ち回りを含めて、持ち回りが一回あ政と科学技術という性質は異なりますけれども、政と科学技術という性質は異なりますけれども、

差があるわけですよね。

なかったというふうに認識をしております。くという、そういう機能はいま一つ発揮できてい技術立国としての日本の戦略をどんどん進めてい結果として、この総合科学技術会議を中心に科学経済財政諮問会議と比べて開催頻度も少なく、

考えております。

考えております。

考えております。

、先般の日本経済再生本部において、科学技術イノベーション立国を実現するため、総合学技術イノベーション立国を実現するため、総合学技術イノベーション立国を実現するため、総合学技術イノベーション立国を実現するため、総合学技術イガーを記述を選出を表現するように再活性化をしていきたいと、人間を発揮するように再活性化をしていきたいと、私間を発揮するように再活性化をしていきたいと、私間を発揮するように再活性化をしていきたいと、私間を発揮するように再活性化をしていきたいと、私間を表現するように再活性化をしていきたいと、私間を表現するように再活性化をしていきたいと、人間を表現するようにあります。

古川俊治君 ありがとうございます。

んですね。ただ、そこでは、議員の人数を増やす下でも法律の改正ということは考えられたようなこの総合科学技術会議に関しては、民主党政権

かがでしょうか。 な議論だという気がするんですが、山本大臣、いイノベーションを加えるというので非常に形式的とか有識者議員の任期を延ばす、あるいは目的に

ざいます。 国務大臣(山本一太君) 御質問ありがとうご

それは四百億か五百億か分かりませんけれども、 当然、総合科学技術会議は開催の頻度を増やして、 連携を強化していくという方法は一つの方策とし 当然この予算を確保するときには人員も連れてこ RSTの議論も出てくると思いますが、 私の感覚として言うと、例えばやはり、 案を作りました。 それぞれ一長一短あるんですが 総理にも積極的に出ていただこうと思っています。 この間の産業競争力会議で、抜本的に機能強化を て考えられるんじゃないかというように思ってい かり確保して司令塔機能を強化する、 なきゃいけないと思うんですが、その予算をしっ を決められる予算はあった方がいいんじゃないか、 技術会議としてきちっと裁量として戦略的に配分 レーンストーミングをやりまして、五つか六つの ます、法改正も含めて。実は、事務局と何度もブ 合科学技術会議の機能強化は非常に必要だと思い してほしいと、ここまでの指示をいただきました。 しかし他方、今委員のおっしゃったように、総 総理にもおっしゃっていただきましたけれども 他省庁との 総合科学 後 で F I

100

極的に改革を検討していきたいと思います。身で法改正をするのであれば、もう前向きに、積局廃案になったあの設置法みたいな中身ではなく局廃案になったあの設置法みたいな中身ではなくいだだいているということですから、解散で結れずれにせよ、総理にここまでバックアップしいずれにせよ、総理にここまでバックアップし

以上です。

古川俊治君 ありがとうございます

問議員からはっきり出ているわけですね。 問議員からはっきり出ているわけですね。 問議員からはっきり出ているわけですね。 問議員からはっきり出ているわけですね。 問議員からはっきり出ているわけですね。 問議員からはっきり出ているわけですね。 問議員からはっきり出ているわけですね。 問議員からはっきり出ているわけですね。 問議員からはっきり出ているわけですね。 問議員からはっきり出ているわけですね。

化をしたということが大きいんですよね。ト単位に落としていくということとともに、基金総合科学技術会議が仕切ってしっかりプロジェク、そうした大きな予算を、かつ、これ重要なのは、

しょうか。 それで、この基金化から考えますと、単年度予しょうか。

しております。 算におきまして異例な取組をやったんだと記憶を 状況に対応するために、平成二十一年度の補正予 ック直後でもございましたので、あの深刻な経済 のプログラムというものは、あのリーマン・ショ 国務大臣 (麻生太郎君) 御指摘のFIRST

技術といったようなこういうプロジェクトの話と技術といったようなこういうプロジェクトの話となか難しいところだったと記憶しますが、いずれなか難しいところだったと記憶しますが、いずれなりましたかね、ばっさり切られて、随分、後でまが、翌年、たしか仕分とかいう当時はやったなりましたかね、ばっさり切られて、随分、後でおいまかさっぱり分からなかったんですけれども、たんだかさっぱり分からなかったんですけれども、いずれにいたしましても、御指摘のような科学に対すれたいさっぱり分からなかったんですけれども、おりましたかは、当時の中で、数年度にまたがっていたがですが、別のようなというがありませんだがでありませんだがでありませんだがでありませんだがでありませんだった。

そう思っております。という点はすごく重要なことなんだと、私には、度を見通したある程度安定的な研究資金を確保すいんだと、私はそう思っておりますので、複数年いうのは、単年度というのはなかなか適していな

当てを講じているところであります。

当てを講じているところであります。

二十五年度の予算では研究開発法人の運営費交付
二十五年度の予算では研究開発法人の運営費交付
こかができるでは研究開発法人の運営費交付
におびを活用させていただいて、長期的かつ安定
かな研究資金の確保といったようなことを、今手

いずれにしても、科学技術のプロジェクトの場合は、これはどれがいいのが大変重要だろうと思いますので、今後の総合科学技術会議などにおいてこの点につきましてはよくよく検討の上、御決断をの点につきましてはよくよく検討の上、御決断をいただければと思っております。

古川俊治君 ありがとうございます。

じゃ、山本大臣、短くお願いします。

あるんですが、これと別にやっぱり後継のプログず申し上げますが、今、FIRST、三十課題がら大変前向きの御答弁をいただいたので、すかさ国務大臣(山本一太君) 今、麻生財務大臣か

いても取り組んでいきたいと思います。財務大臣の御答弁も踏まえて、積極的にこれにつもいろいろ議員から意見が出ていますので、今のラムを考えてほしいというのは産業競争力会議で

以上です。

古川俊治君 ありがとうございます。

れは成果が上がっておりますので。
はやっぱりなしにして、しっかり基金を付けていはやっぱりなしにして、しっかり基金を付けていなった、だから立場が変わると変わるという対応を非、財務大臣、自分が総理のときはおやりに

られていて非常にうれしく思いました。明演説でも総理から大変強い期待がやっぱり述べら出てきたのがiPS技術でございまして、このら出てきたのがiPS技術でございまして、この

を走っている、今そういう状況にあるわけですね。 を走っている、今そういう状況にあるわけですね。 という関係を開いた臨床研究につきまして、理研の高橋先生の技術を用いたものです はいども、神戸の医療機関においてその内部の倫 はなされまという報道がなされま でます。これから国に上がってくるわけですね、こ の審査が。これはまさにiPS細胞のファースト の審査が。これはまさにiPS細胞のファースト でませい最初にiPSを発見して、かつ臨床研究につき を走っている、今そういう状況にあるわけですね。

までいくと、iPS細胞というのは非常に高率にがん化することが知られています。非常に未分化がん化することが知られています。非常に未分化がん化することが知られています。非常に未分化がんできない、分割させられないというものは非常にたちが悪いんですね。たちが悪いがんととてもにたちが悪いんですね。たちが悪いがんととてもにたちが悪いんですね。たちが悪いがんととてもにたちが悪いんですね。たちが悪いがんととてもいまでいくと、この腫瘍形成性ということには極意味でいくと、この腫瘍形成性ということには極意味でいくと、この腫瘍形成性ということには極意味でいくと、この腫瘍形成性ということには極意味でいくと、この腫瘍形成性ということは心臓がある。

うと思います。 等々いろいろと勘案して意見が出てまいります。 学審議会で、倫理面もそうでありますし、 持って進めていかなきゃならぬというふうに思っ ŧ それに基づいて私が判断をするということになろ いて今手続をしているわけでありまして、厚生科 る指針、こういうものを作りまして、これに基づ 成十八年に、ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関す iPS細胞に関しましては、 とか安全面しっかりと踏まえた上でスピード感を ておりますが、今のお話の点でありますけれども、 国務大臣 (田村憲久君) 再生医療は倫理面だ それで、国が審査これからされるんですけれど 田村大臣、この点、どうお考えでしょうか。 臨床研修に関して平 安全面

関しましては、今、日本がトップランナーで走っただ、今も言われたとおり、このiPS細胞に

は川度合計でありがこうございます。 を出度合計でありがこうございます。 原生科学 をはいかですけれども、核型分析試験であり をはいかですけれども、核型分析試験であり ますとか軟寒天コロニー形成試験ですか、こういますとか軟寒天コロニー形成試験ですか、こういますとかは医者でないから でおいりたいというふうに思っております。厚生科学 でおいりたいというふうに思っております。厚生科学 でおいりたいというふうに思っております。厚生科学

古川俊治君 ありがとうございます。

再生医療につきまして、細胞培養加工の医療機関ございまして、特に先般の閣議決定においても、この再生医療、これは非常に夢が大きい分野で

ういうことの話になっているんですね。外委託も可能とするための枠組みをつくると、こ

ていると承知しております。

さわけですけれども、そういうことが話し合われていくと。そこでは、細胞を加工するという業態再生医療と細胞療法というのを一体的に規制をし再生医療と細胞療法というのを一体的に規制をしるわけですけれども、そういうことが話し合われるかどうか不明であった自由診療部分も含めて、

細胞の基準を作っていく、これはいいことなんで細胞の基準を作っていく、これはいいことなんでは、しかしながら、それだけじゃ駄目で、そのとが証明されないと、例えば、細胞はちゃんとつとが証明されないと、例えば、細胞加工というのも、これ国民的期待が高いんで受け続けることになるわけですね。ですから、細胞加工というのを認めることはいいんですけれども、一定期間内にしっかりその有効性、安全性に関する個別技術を認めることはいいんですけれども、一定期間内にしっかりその有効性、安全性に関する個別技術の検証を行っていくと、そういうシステムを取り入れなきゃいけないと思うんですが、田村大臣、いかがでしょうか。

まして、有効性というものもしっかりと踏まえな員会の中で今おっしゃられたような御意見もありにその専門部会をつくっております。その専門委国務大臣(田村憲久君) 厚生科学審議会の中

ます。
ます。
ます。

いただきたい、そう思います。も、有効性と安全性についてはしっかり検証して医療についても、やはり細胞加工の業態があって医療に対しても、やはり細胞加工の業態があって

これは茂木大臣にお聞きしたいんですが、この

いくこともできないんですよ。

いくこともできないんですよ。

いくこともできないがです。もちろんそこでビジネスができるのでおります。もちろんそこでビジネスができるのはいか野です、再生医療というのは。ただ、その薬事上の個別技術の安全性や有効性が確認できない事との個別技術の安全性や有効性が確認できないできるの限りは製品化もできないんであったというふうに伺っいくこともできないんですよ。

考えるんですが、いかがでしょうか。
を倍総理がおっしゃいましたけれども、アメリ安倍総理がおっしゃいましたけれども、不びは二つしかないとおっしゃっていますけれども、同かっていく、これを健全なビジネスとしてやったっていくためには、経済産業省としても安全性、有効性の枠組みというのを支援すべきだと、私そう効性の枠組みというのを支援すべきだと、私そう効性の枠組みというのを支援すべきだと、私そうな性の枠組みというのを支援すべきだと、私そうなには、経済産業省としても安全性、有いないでしょうか。

国務大臣(茂木敏充君) さすがアメリカのカ国務大臣(茂木敏充君) さすがアメリカのカ 国務大臣(茂木敏充君) さすがアメリカのカ 国務大臣(茂木敏充君) さすがアメリカのカ 国務大臣(茂木敏充君) さすがアメリカのカ

おります。
していかなければいけない、こんなふうに思っているかどうかと、こういったことは的確に審査を全かつ適切に遂行する能力がその業者に備わってましては、当然、委員御指摘のように、業務を安ましては、この細胞の加工業務を委託するに当たり

りたいと考えております。
現在、経済産業省では、この再生医療の事業者、そしてまた大学関係者等の有識者によります研究会を開催いたしまして、細胞加工業者の適正確保のための基準、これを踏まえた合理的な審査基準が作成できるよう、厚生労働省とも協力してまいが作成できるよう、厚生労働省とも協力してまいが作成できるよう、厚生労働省とも協力してまいが作成できるよう、厚生労働省とも協力してまい。

ただ、少し私から考えてみますと、懸念や誤解がTPP交渉参加には上がっているわけですね。はこの予算委員会でも引き続き毎日行われておりはこの予算委員会でも引き続き毎日行われておりるますけれども、TPP交渉の参加に関する議論

な。 医療参入が解禁されると、こういう議論なんです 壊をして、混合診療が解禁になって、株式会社の エPP交渉に参加をすると、国民皆保険制度が崩 エリカがのに思っています。一番典型的なのは、 に基づいている、そういう指摘があるんではない

もないわけですね、こともないわけです。 しかしながら、今まで米国の通商代表部は、公 いな医療保険制度を廃止して私的保険制度に移行 いな医療保険制度を廃止して私的保険制度に移行 に持ち合わせていますし、あるいはTPPの現在の な渉参加国の中にも、オーストラリアやカナダの たうに、既に公的医療保険制度、日本と同じよう に持ち合わせている国もあって、そこが他国の介 人によってこの保険制度を捨てるということは考 入によってこの保険制度を捨てるということは考 れども、その中で公的な医療保険制度について彼 もないわけですね。さらには、アメリカがオース らが自由化を求めたという、そういうエビデンス もないわけですね、こともないわけです。

は非常に今日本の薬価制度は透明性が確保されてい、あるいは薬価制度、ルールについても、これがしているんですね。医薬品あるいは医療機器のがしているんですね。医薬品あるいは医療機器のは保険制度がTPP交渉参加によって崩れるとい皆保険制度がTPP交渉参加によって崩れるとい

るんです。 ら余り心配することはないというふうに考えてい格差があるわけじゃないですから、そこで。だかれて公正なルールでやっています、別に内外品の

ことはコンセンサスがあると思うんですね。皆て、総理には、国民皆保険制度、これはやはのエPP交渉参加に関する基本方針の中でも国民のエPP交渉参加に関する基本方針の中でも国民のエリ自民党の医療政策のイの一番なんですよ。我々の自民党の医療政策のイの一番なんですよ。我々の自民党のというによって、おりには、国民皆保険制度、これはやは

していただきたいんですけれども。
国民皆保険制度の自由化のようなことが議論になですよ、TPP交渉に参加することがあっても、ですよ、TPP交渉に参加することがあっても、

は明快に述べております。 るよう要求するものではないと、このようにこれが昨年来日した際にも、医療保険制度を民営化すが明をを開出した際にも、医療保険制度を民営化するように、カトラー氏

たいと思います。ことは絶対ないということをはっきりと申し上げ医療制度の根幹でありますから、これを揺るがすいずれにせよ、国民皆保険制度、これは日本の

古川俊治君 ありがとうございます。

私、この国民皆保険制度で思い出すのは、総理和自身からよく伺っていることなんですけれども、御自身からよく伺っていることなんですけれども、に、アメリカは対GDP比でいって医療費が約日本の保険制度というのが一番低いコストでこの世界最長寿を達成してきたと、これは非常に誇るべき制度なんですね。是非、これをTPP交渉参加で失うことは絶対にないということは、信念を持って、交渉に参加するかどうか判断していただきたいと、交渉に参加するかどうか判断していただきたいと、これは非常に誇るべき制度なんですね。是非、これをTPP交渉参加で失うことは絶対にないということは、信念を持って、交渉に参加するかどうか判断していただきたいと、の国民皆保険制度で思い出すのは、総理が、アメリカは対公のが、日本が八%程度であれば、アメリカは対公のが、日本が八%程度であれば、アメリカは対公のでする。

思っています。 思っています。 に療の分野で大きな規制改革が必要であるとおってそれをおっしゃったの真意というか、どういう意図を持いった。その真意というか、どういう意図を持いですが必要であるとおってそれをおっしゃったのか、それを伺いたいと、 規制改革についても、 見制改革についても、

を受けられないという問題もあります。 で認証を受けているものがなかなか日本では認証で認証を受けているものがなかなか日本では認証長い間言われていたわけでありまして、アメリカ内閣総理大臣(安倍晋三君) この医療につい

うことも含めて見直しをしていくことによって、 伸弥教授によって発明されたものであるにもかか そして米国が九十七ということでありますが、 用化したものと今まさに治験中のものを合わせる ね ろうと、このように思います。 またそもそも規制上の問題があるのかどうかとい り理由があるわけでしょうから、そうしたものを わらず、米国の方が圧倒的に多い。そこにはやは 国は三十八で欧州は四十六。 そもそも日本の山中 と、治験中のものを合わせると、日本が七つで、 れましたiPS細胞を使った言わば実用例ですよ に富を生み出していくことにもつながっていくだ 国民は健康を手に入れることができますし、 しっかりと、そこには行政上の問題があるのか、 そしてまた、先ほど古川先生が例として挙げら 創薬あるいは再生医療において、今これを実 同時 韓

古川俊治君 ありがとうございます。

されております。拡大というような議論もされたというふうに報道拡大というような議論もされたというふうに報道この産業競争力会議の中では、実は混合診療の

今日も、先ほど混合診療、これは保険外併用療されたように承知しております。こういう議論がなけれども、この保険外併用療法について、以前、けれども、この保険外併用療法について、以前、はがありましたがありました。

非常におかしいと思うんですね。 ただ、医療のことから考えますと、たとえ大きな病院でやっても、技術が駄目ならやっぱり駄目な病院でやっても、技術が駄目ならやっぱり駄目はっかりしていれば、それはどこの病院でやろうがつれった対応をしているか、これを議論することは法を進めるか進めないか、これを議論することは非常におかしいと思うんですね。

度にしなきゃいけない。 を療、これが今、富と雇用の創出で一番大きいわ 医療、これが今、富と雇用の創出で一番大きいわ 医療給付金の総額が三十四兆に比べれば〇・〇 五%なんですね。それから見ると、〇・〇五%で 五%なんですね。それから見ると、〇・〇五%で すから、財政規模から見ればまだ拡大していく余 地はあると思うんですね。そうでありながらも、 であれば、国民に本当にメリットになるような制 度にしなきゃいけない。

いかがでしょうか。
お話しいただきたいんですが、ま、規制改革大臣、お話しいただきたいんですが、この保険外併用療法も進めていくということを是いますけど、技術の安全性、有効性を勘案をして

ましたように、規制改革会議のこれから取り上げ国務大臣(稲田朋美君) 午前中も答弁いたし

議論に懸かっているところでございます。るべき具体的なテーマについては、今後の委員の

まいります。 総理から指示をいただいているのは、改革のた をでございますので、ただいま委員から御指摘が をでございますので、ただいま委員から御指摘が とでございますので、ただいま委員から御指摘が とでございますので、ただいまのとしては、健康、医 をか、また、あるべき社会像としては、健康、医 をか、また、あるべき社会像としては、健康、医 をか、また、あるべき社会像としては、健康、医 をかいますので、ただいるのは、改革のた をでございますので、ただいるのは、改革のた

古川俊治君 ありがとうございます。 古川俊治君 ありがとうございます。ですから、ある意味を進生なうちに保健医療を進歩させていくと、では健全なうちに保健医療を進歩させていくと、では健全なうちに保健医療を進歩させていくと、うふうに思っております。

以上で私の質問を終わります。

は終了いたしました。(拍手) 委員長 (石井一君) 以上で古川俊治君の質疑

疑を行います。山本さん。 委員長(石井一君) 次に、山本香苗さんの質

安倍総理、遅ればせながらでございますが、御山本香苗君 公明党の山本香苗でございます。

就任おめでとうございます。 今日はよろしくお願

まず、総理に伺います。早速質問に入ります。

お持ちなんですか。 総理は実際どう女性の力を生かすという具体策をために不可欠という認識を示しておられましたが、総理は、女性の力が日本の強い経済を取り戻す

山本香苗君 では、具体的にお話をしていきた

うに思っております。

更なる措置が必要か否かを含めて様々な御意見を

いただきながら検討を進めていきたいと、このよ

いと思います。

営の改善に結び付くんです。 企業にとってプラス 超えたというんですよ。女性の活躍というのは経 売上高比率というのが倍増したというんですね。 ブ販売事業というものを担当させたと。 そうした 休を取っていただいて、復帰した後には、今度は けれども、大変優秀だということで、その方に育 のできる大卒を採用しようと思ったところ、応募 るような特殊鋼販売の中小企業におきましては、 まだまだ共有されていないんです。 なんです。こうした認識が、しかし全然というか、 ないそうなんです、それが二○一一年には二千人 ところ、例年は大体二十人ぐらいしか応募者が来 こうした取組が就職情報誌に取り上げられました ら、そのことだけではありませんけれども、海外 ほかの三人の女性とチームをつくらせて海外ウエ したと。 当初は貿易事務だけをさせていたんです に女性しか来なかったと、そのために女性を採用 本格的な海外展開というものを考えたときに英語 また、同じく大阪で、もう創業百三十年を超え

によい。 したいと思うんですが、この現状をどう是正され そこで、森大臣に、女性活力担当大臣にお伺い

す。 国務大臣(森まさこ君) ありがとうございま

として御出席をいただきました。
ーラム、これを開催して、山本委員にも与党代表ろですけれども、官邸で若者・女性活躍推進フォ当大臣という新しいネーミングをいただいたとこ当大臣という無しにはなし得ないという強い思いで、女性活力担しにはなり得ないという強い思いで、女性活力担めにはな理が復興にも経済成長にも女性の活力な

す。

を今矢継ぎ早に打ち出しているところでございま業を与えている企業等の要件を満たしている企業育児休業を取っている女性を、七〇%以上育児休育児休業を取っている女性を、七〇%以上育児休け、それから、様々そのほか税制も、今おっますし、それから、様々そのほか税制も、今おっますし、それから、様々そのほか税制も、今おっますし、それから、様々そのほか税制も、今おっますし、

も、子供を預ける保育所がなくては働けないんでた女性に対して強い経済のために働けと言われてがたくさんいるわけです。そういう中で、そうしいと思いますが、今、働きたくても働けない女性山本香苗君 森大臣、是非頑張っていただきた

ちゃいけない。 仕事と家庭の両立ができなければ働けないんす。 仕事と家庭の両立ができなければ働けないん す。 仕事と家庭の両立とにかく、女性であったとしても、男性であったとしても、能力を十分生かしていきながら働きたとしても、能力を十分生かしていきながら働きたとしても、能力を十分生かしていきながら働きたとしても、能力を十分生かしていきながら働きたとしても、能力を十分生かしていきながら働きたとしても、能力を十分生かしていきながら働きたとしても、まで、大性であったとしても、男性であっくちゃいけないと。そのためには、企業に頑張っていません。 フェール というところの支援をしっかりやっていただかなくちゃいけないと、

てみませんか。のに対して法人税の減税というものを本気で考え援、これ柔軟に運用するような企業、そういうも緩理、ここで是非ともこの仕事と家庭の両立支

国務大臣(麻生太郎君) 今御指摘ありました 国務大臣(麻生太郎君) 今御指摘ありましたおっている人が圧倒的に多いと思いますので、当選している人が圧倒的に多いと思いますので、当選している人が圧倒的に多いと思いますが。

って、男性の育児休業取得者というのは、昔は何のはこれ間違いなく重要ですよ、これは。したがどを整備していくという、職場環境の整備といういずれにしても、両立を図るという職場環境な

となく変な目で見られたと思いますが、今の場合、となく変な目で見られたと思いますが、いずれにしてもこの現行制度を利用するよすが、いずれにしてもこの現行制度を利用するようがいまして、こういったところを今後喧伝、喧伝がいまして、こういったところを今後喧伝、喧伝がいまして、こういったところを今後喧伝、喧伝がいまして、こういったところを今後喧伝、喧伝がいまして、こういったところを今後喧伝、喧伝がいまして、こういったところを今後喧伝、喧伝がいまして、こういったところを今後喧伝、喧伝がいまして、こういったところを今後喧伝、喧伝がいますが、今の場合、となく変な目で見られたと思いますが、今の場合、となく変な目で見られたと思いますが、今の場合、となく変な目で見られたと思いますが、今の場合、となく変な目で見られたと思いますが、今の場合、となく変な目で見られたと思いますが、今の場合、となく変な目で見られたと思いますが、今の場合、となく変な目で見られたと思いますが、今の場合、となく変な目で見られたと思いますが、今の場合、となく変な目で見られたと思いますが、

わけです。 是非使えるようなものにしていただきたいと思うだけじゃなくて、使えないようなものですから、山本香苗君(今の既存の制度が知られていない

今回の補正予算におきましては、もう一つの課の回の補正予算におきましては、もう一つの課題でありますけれども、安心こども基金を使って認可保育所を質の向上を図って認可保育所に移行可外保育所を質の向上を図って認可保育所に移行可外保育所を質の向上を図って認可保育所に移行するという事業をやろうとしたと。そうしたら、平成二十三年度以降、新設、定員増した施設に限するという制約があって使えないと聞きました。何でこんな制約があって使えないと聞きました。何でこんな制約があって使えないと聞きました。何でこんな制約があって使えないと聞きました。何でこんな制約があって使えないと聞きました。何でによりますが、

けて今回も積み増しをさせていただきました。ちゃったということでございまして、その後を受ころが、二十四年度からですかね、使えなくなっころが、二十四年度からですかね、使えなくなっるわけでありますが、当初は使えたんですね。とて取りプロジェクトということでやり出した事業先取りプロジェクトということでやり出した事業

いただいというと、お気持ちはよく分かるんですは、待機児童が大変多い状況でございますので、をやはり対象にしたいんですけれども、しかしまをやはり対象にしたいんですけれども、しかしまをやはり対象にしたいんですけれども、しかしまをやはり対象にしたいんですけれども、しかしまでは、待機児童が大変多い状況でございますので、では、特機児童が大変多い状況でございますので、かはいから、特別のでは、特機児童が大変多い状況でございますので、かはいかというと、お気持ちはよく分かるんですが、結局、待機児童をやはり解消するということが一つの目的なものですがら、まず増員したところを対象にさせていただいたとが、結局、待機児童が大変多い状況でございますので、では、特機児童が大変多い状況でございますので、から、結局、特徴児童をやはり解消するということがあるんですが、結局、特別のですがある。

いいというものじゃないですよね。うことなんですけれども、とにかく量を増やせば入れ児童数の拡大につながらないから駄目だとい山本香苗君(今の大臣の御答弁は、要するに受

この制約というのは、平成二十三年以前の既存のをお持ちだと以前から伺っておりましたけれども、たしか、田村大臣、保育の質に大変高い御関心

おいてすよ。 認可外保育所に対して、新たに、新たにですよ。 をういう自治体まではねのけちゃっているわけなた。 をういう自治体の負担が軽減されているだけだからという理由を財務省に言われているわけでだからというですよね。 が増えないだけというだけじゃなくて、やった自治体が結局今まで支援していたものをお金の にどうにかして乗ろうと、質の向上を図ろうと、 そういう自治体まではねのけちゃっているわけな そういう自治体まではねのけちゃっているわけな そういう自治体まではねのけちゃっているわけな そういう自治体まではねのけちゃっているわけな

いただけませんか。場の状況を見て、この制約もう一回見直しをして前政権がつくった制約ですよね、これ。是非現

ありますから、それを保育士にしていただくためては配置の、人数だけはクリアしていると。ただては配置の、人数だけはクリアしていると。ただつがらないことにはなかなか待機児童を解消でつながらないことにはなかなか待機児童を解消でただ、先ほど申し上げたのは、やはり定員増に

相談をさせていただきたいと思います。 はしっかり聞いておりますので、後でじっくり御たいという思いの中でこの事業をやっておるといんなお話をお聞かせをいただきたいと思います。 山本香苗君 ありがとうございますので、トータルではしっかり聞いておりますので、一度、現場の方、いろんなお話をお聞かせをいただきたいと思います。 山本香苗君 ありがとうございます。 トータルで はしっかり聞いておりますので、後でじっくり御間談をさせていただきたいと思います。

す。 次に、再生医療についてお伺いしたいと思いま

安年度の補正予算でiPS細胞研究による再生 今年度の補正予算でiPS細胞研究による再生 を療については二百十四億円、そして今後十年で 一千百億円、そういう予算が確保されることになっておりますが、この枠組みの中でiPS細胞ストックをどこにどういう形でつくって、そしてこれができたことによって国民はどのような成果をどのような形で享受していくことができるのか、山本一太科学技術担当大臣、 も願いいたします。

い……。 国務大臣 (山本一太君) 御質問ありがとうご

から移植すると、これを行うために必要な基盤を生医療を患者さん御自身からだけではなくて他者iPS細胞ストックは、iPS細胞を使った再

だと思います。 業化を支援していかなければいけないということ ドルがあると思うんですね。ですから、例えば臨 協力をする、さらには産業界とも協力をすると。 のは経済産業省です。 こういうところとしっかり それから周辺機器の開発、事業化に知見を有する 床試験、臨床研究にかかわるのは厚生労働省です。 れから事業化していくためにはいろんなまだハー ら、iPS細胞を活用した再生医療、実用化、 ういう状況の中で、私、 なとちょっと個人的には思うんですけれども、 再生医療用のiPS細胞のストックの事業が京都 も、平成二十四年から安全で標準化したiPS、 るということなんですけれども、もう我が国にお て、さらには将来の普及に向けての基盤整備をす を使った再生医療を臨床研究から応用研究に進め 整備するということで、これによってiPS細胞 まさにオールジャパンでこれに対応していく、事 していうとやっぱり京都大学しか想定できないか 大学でもう既に行われていまして、 事業の場所と いては、先生、委員御存じだと思うんですけれど 科学技術担当大臣ですか そ そ

そういう環境が整備できるように精いっぱい頑張術担当大臣として、総合科学技術会議を活用してれがとても大事だと思いますので、そこは科学技やはり日本発の技術は日本で実用化されると、ここの委員会でも随分質問がありましたけれども

ってまいりたいと思います。

細胞ができるというお話がございました。に、臍帯血から極めて良質でかつ効率的なiPS先生が我が党の会合に御講演に来てくださった折先生が我が党の会合に御講演に来てくださった折出本香苗君 昨年ノーベル賞を受賞された山中

臍帯血というのは、御存じのとおりお母さんと 赤ちゃんとの間をつなぐへその緒や胎盤の中に含 まれている血液のことでございますけれども、こ れは白血病などの血液難病の方々のために移植す るために今全国で八つあります公的バンクの中で 保存されているわけでございます。この中には、 十年以上たって古くなったものや、また細胞数が 小さくて移植に適さないものがございます。これ らは行く行くは処分される運命にあるわけなんで らは行く行くは処分される運命にあるわけなんで らけれども、これを患者さんのために使わせても らいたいというのが山中先生の思いであるわけな んです。

でいただいております。 既に、今全国にあります八つあるバンクのうち、 の方々からも是非提供させてもらいたいと、そうい う御要請をいただいております。また、さい帯血 のでの方々からも是非提供させてもらいたいと、そうい は、この兵庫のさい帯血バンクの臍帯血か の方々からも是非兵庫からと、そういうお声 でいただいております。また、さい帯血 がいたいと、そうい がいたがいております。また、さい帯血 がいただいております。また、さい帯血が がいただいておりますが、と、そういうお声

今現在、もう既にさい帯血バンクから臍帯血を

でいるんでしょうか。 見通しは立ちましたでしょているとは伺っておりますが、どの程度まで進ん提供する手続というのを具体的に進めていただい

働省の方も支援をいたしております。 国務大臣(田村憲久君) 臍帯血からiPS細国務大臣(田村憲久君) 臍帯血からできるというわけではありませたので、その品質をどうするんだという問題と、やはり本人の同意等々もあるわけでございまして、そこで厚生労働省として品質の問題というおけではありませんのとで、同意の取り方も含めまして、各種指針に合意した研究計画、これが作れるように厚生労働省の方も支援をいたしております。

りたいというふうに思っております。いたしておりまして、これからも支援をしてまいこれがかかろうとしておるというふうにお聞きをから兵庫のさい帯血バンク、ここの倫理委員会にそして、これからいよいよこの京都大学、それ

の皆様や、また党員、支持者の皆様方とともに臍命を救いたいという思いで今までずっと患者団体支援をお願いしたいと思っておりますが。一号をという思いでおりますので、より一層の御一号をという思いでおりますので、より一層の御

帯血移植を推進してまいりました。 その臍帯血が

っているわけでございます。
っているわけでございます。
っているわけでございます。
にこれまでやってきて良かったなとしみじみと思いまであったり、より多くの患者さんのために役にこれまでやってきて良かったなとしみがえって、白にこれまでやってきて良かったなとしみがえって、白いっているわけでございます。

ができません。 元同僚議員も一旦移植後元気にな から七日掛かってしまうと。 早期治療というもの 移植後に免疫不全を起こす場合がございます。 移植後が大事です。 移植後にも強力なサポートが けられないで亡くなりました。 結局何が原因か分からないままに適切な治療も受 ったんですけれども、その後容体が急変しまして、 のために迅速に感染症診断というのを行わなきや のときにウイルス感染すると致命的なんです。 必要なんです。臍帯血移植であれ骨髄移植であれ たら終わりではないんです。 患者さんにとっては いけないんですけれども、今の感染症診断は三日 を受けた元同僚議員が亡くなりました。 移植をし ちょっと話を変えますが、先月末に臍帯血移植 そ そ

究して開発したと伺いました。この新たな感染症というのを東京医科歯科大学と神鋼病院が共同研染症診断を二時間から四時間以内に検出する方法でいる中でと。そう思っていたやさきに、この感でいる中でと。そう思っていたやさきに、この感

いただきたいんです。のを是非患者さんのために早く使えるようにしてのっております。この新たな感染症診断というも診断ということによって救命率は確実に上がると

国務大臣(田村憲久君) どういうふうにってよろしくお願いします。

りますので、いい御答弁をいただきたいんですが、

恵をいただきたいんですが、しっかり通告しておかと、その辺りで是非、田村厚生労働大臣にお知

そのためにどういうふうにやるのが一番いいの

っと委員の方からこういうようないいものがある 染症になるという話でございますので、今お話を 細胞の移植等々をしますとある意味免疫力が落ち 請が来れば適切に対応して、 なるべく早くこうい できてきておるのであるならば、我が方の方に申 そういうようないい新たな検査方法というものが とで、時間がある程度これ勝負でございますので、 めてやることによって時間を短縮できるというこ なきゃいけなかったというものを、 したんですが、今まではウイルスーつ一つ検査し んですよというようなことを概要をお聞きをいた お聞きをいたしておりますと、どうも、 る、抵抗力が落ちるということもございまして感 おっしゃられましたとおり、臍帯血を始め造血幹 もよく分からないものでありますけれども、ただ 具体的にここで言われましても、 どういうものか ある程度まと 私もちら

に思っております。うものを使えるようにしてまいりたいというふう

〔委員長退席、理事小川敏夫君着席〕

す。 次に、復興支援についてお伺いしたいと思いま 山本香苗君 是非よろしくお願い申し上げます。

一年で打ち切るんですか。年度末で打ち切ると伺っております。なぜたった年度末で打ち切ると伺っております。が、今用創造事業というのを実施しております。が、今年度、内閣府は被災地におけます社会にまります。今年度、内閣府は被災地におけます社会に手と三月十一日の東日本大震災から間もなく二年と

受けました。

政府参考人(石井裕晶君) お答えいたします。
本事業は、被災地においてできるだけ速やかに
本事業は、被災地においてできるだけ速やかに
だって実施しております。一方、本事業は、昨
につて実施しております。一方、本事業は、昨
ない、外部有識者の方々から廃止すべきとの評決を
で、外部有識者の方々から廃止すべきとの評決を
で、外部有識者の方々から廃止すべきとの評決を

かりと検証を行ってまいりたいと思います。に注力するとともに、その効果につきましてしっ年度までに所期の目的を達成するよう事業の遂行内閣府といたしましては、本事業が終了する本

います。 政府参考人(石井裕晶君) 終了の予定でござ山本香苗君 打ち切らないんですか。

事業が実施する前なんですよね。 此になったと。ただ、その廃止の判断されたのは からいかがなものかという意見が大半を占めて廃 識者がいろいろ言ったと、それも自己負担がない

いるわけです。単なる起業とは違います。生活の安心と雇用を生み出そうと、そう頑張ってを起こして地域の復興を担おうと、被災者自らがを起こして地域の復興を担おうと、被災者自らがをしてのと雇用を生み出そうと、 ない おいるわけです。単なる起業とは違います。

田市におきましては、平均年齢六十五・八歳の女民の方々に避難を呼びかけ続けられた遠藤未希さにのお母様がこの事業を活用して、家族と一緒にストレスケアというものを進めていく準と一緒にストレスケアというものを進めていく準度け入れ難く、深いストレスで眠れなくて、人と受け入れ難く、深いストレスで眠れなくて、人と受け入れ難く、深いストレスで眠れなくて、人と受け入れ難く、深いストレスでまれなくで、人と受け入れ難く、深いストレスでまからが、「神間と一緒に仮設住宅でストレスケアの実習を行うことによって、施術する自分もストレスから解かされたと聞いております。また、岩手県陸前高放されたと聞いております。また、岩手県陸前高放されたと聞いております。また、岩手県陸前高放されたと聞いております。また、岩手県陸前高放されたと聞いております。また、岩手県陸前高なれたと聞いております。また、岩手県陸前高なれたと聞いております。また、岩手県陸前高がされたと聞いております。また、岩手県陸前高がされたと聞いております。また、岩手県陸前高がされたと聞いております。また、岩手県陸前高がされたと聞いております。

て、地域に元気と笑顔を届けておられます。た食堂です。開店以来、毎週毎週イベントをやっ知り合って意気投合した女性中心の仲間でつくっ性たちが竹駒食堂を立ち上げています。避難所で

形になっているわけなんです。というのは、当面、直接対価を受いるした事業というのは、当面、直接対価を受いることが難しいわけです。まだまだサポートがは、参加された方の七一・四%が、来年度は、参加された方の七一・四%が、来年度は、参加された方の七一・四%が、来年度は、参加された方の七一・四%が、来年度は、一個人では、参加された方の七一・四%が、来年度は、一個人では、参加された方の七一・四%が、来年度は、一個人では、参加された方の七一・四%が、来年度は、一個人です。というのは、当面、直接対価を受いるした事業というのは、当面、直接対価を受いるした。

ですか。
ですか。
ですか。

「は災地では復興の遅れからストレスがたまってですか。
ですか。

「は災地では復興の遅れからストレスがたまってですか。
になっていいのだろうかと。
復興担当大臣、どうになっています。
になっていいのだろうかと。
復興担当大臣、どうになっていいのだろうかと。

きな課題は産業の再生ですから、とりわけ起業家伺いしていますが、やはり被災地のこれからの大国務大臣(根本匠君) 私も被災地に何度もお

と思います。の支援、事業の支援、これは必要だ

ですよ。約四十億円余っています。 山本香苗君 済みません。突然聞いたので、ちょっと答えがかみ合わない感じがするんですが。 二月十五日時点でどれだけ使ったからですが、二月十五日時点でどれだけ使ったかと聞いたら、約十億円ぐらいしか使っていないんと聞いたら、約十億円ぐらいしか使っていないんですが。 と聞いたら、約十億円余っています。

何でこんなに余ったのかと聞いたら、復興庁に、何でこんなに余ったのかと聞いたら、復興庁が判断するんですと、そういさ、要するに、被災県が要望しなかったからということなんです。 要するに、被災県が要望しなかったからといき、 でも、そもそも制度設計自体が間違っているんでもそも、そもそも制度設計自体が間違っているんでもそも、そもそも制度設計自体が間違っているんでもでいます。

この復興推進調整費を活用して、来年度以降もこに改善するというふうには伺っております。是非要と認める事業に幅広く、かつ柔軟に使えるよう望が上がってこなかったとしても、復興大臣が必来年度は、これは百億円計上されることになっ来年度は、これは百億円計上されることになっ

うか。こうか。これ、是非、是非やっていただけないでしょのフォローアップを含めた支援事業、復興担当大の事業を継承するとともに、本年度の対象者向けの事業を継承するとともに、本年度の対象者向けの事業を継承するとともに、本年度の対象者向けの事業を継承するとともに、本年度の対象者向けの事業を継承するとともに、本年度の対象者の対象を表する。

費なんですよ。 だけ柔軟に進めようという趣旨で設けられた調整の制度がない、制度のすき間にあるものをできるは、既存のいろんな制度がありますね、その既存は、既存のにろんな制度がありますね、その既存は、既存のに

それで、考え方は、予算編成段階では想定されなかった事業、これは新年度予算が動いていったなかった事業、これは自治体の要望に応じて協議てきますから、それは自治体の要望に応じて協議では、どのような事業を採択するか、これは被味では、どのような事業を採択するか、これは被味では、どのような事業を採択するか、これは被味では、どのような事業を採択するか、これはをやろうと。この二つの目的があります。その意をやろうと。この二つの目的があります。その意をやろうと。この二つの目的があります。その意をやろうと。この二つの目的があります。とにさせていただきたいと思います。

指摘の事業、これは少し内閣府からも理由をお伺討してまいりたいと思います。その上で、議員御から、復興庁としてもどのような支援が適切か検起業の支援、事業の支援、これは非常に大事です一方で、議員御指摘のとおり、被災地における

してまいりたいと思います。で対応すべきか、内閣府を含め関係省庁とも相談いして、被災地のニーズも踏まえてどのような形

総理からも一言お力添えいただけませんか。おいて続けなきゃいけないと思うんですけれども、山本香苗君(総理、この事業、絶対この内閣に

ればそれを支援していく。
から、せっかく起業しようとする人がいるんであから、せっかく起業しようとする人がいるんであけますがら、せっかく起業しようし、起業がなければそもそも極めて重要でしょうし、起業がなければそもそも内閣総理大臣(安倍晋三君) 起業というのは

このように思います。かどうかは根本大臣の下で検討させていきたいと、でありますが、どうこうした方々を支援していく基金という形で、基金がなくなったということ

す。 山本香苗君 是非ともよろしくお願いいたしま

が誰もいない国にどう配分していくのかも含めて防衛駐在官制度について、官房長官の下で駐在官して、この度のアルジェリア人質事件を受けて、います。

検討したいと答弁されました。軍事情報というの

は、おっしゃるとおり、武官しか得られることが

入ってこなかった。す。今回もアルジェリア軍が仕切っていて情報ができません。テロリストの情報は軍が握っていま

リジェンスの問題です。いるのか、これが問われている問題です。インテ見るか見ないのか、またその価値をどこに置いて見るかりないのか、またその価値をどこに置いていの問題ではありません。政治が情報価値を重くしかし、これは単なる防衛駐在官を置く置かな

思うんですが、総理の御見解を伺います。かったんじゃないか、欠けていたんじゃないかとかったんじゃないか、欠けていたんじゃないかと性は高まっています。にもかかわらず、邦人保護ーバル化が進んで、海外における邦人保護の必要ーがル化が進んで、海外における邦人保護の必要ーがルビッグのですが、総理の御見解を伺います。グロー冷戦時代とは構造が大きく変わりました。グロー

策的な発注をしっかりとしていくということも大分析も行いますが、そういう情報機関に対して政い情報収集をする機関がございますが、これを、るいはまた外務省、そしてまた情報本部等々幾つるいはまた外務省、そしてまた情報本部等々幾つ

切なんだろうと思います。

要ではないだろうかと、このように思います。その意味において、今、日本版のNSCをつくって言わば政策的に発注をすると、情報機関側にかによっけれども、この情報収集そして分析をわば司令塔を担うこのNSCに持ってきていただわば司令塔を担うこのNSCに持ってきていただわば司令塔を担うこのNSCに持ってきていただわが高令塔を担うこのNSCに持ってきていただいて、そこで政策的な選択肢を示してもらって、わば司令塔を担うこのNSC店神収集そして分析をういう言わば政策を発注し、情報機関側についう言わば政策を発注し、情報機関側についると、このように思います。

山本香苗君 その話は別として、我が国の防衛山本香苗君 その話は別として、我が国の防衛山本香苗君 その話は別として、我が国の防衛山本香苗君 その話は別として、我が国の防衛山本香苗君 その話は別として、我が国の防衛山本香苗君 その話は別として、我が国の防衛山本香苗君 その話は別として、我が国の防衛

れましたけれども、決めるのは総理です。外務省国家戦略上必要な情報は何か。今総理が答弁さ

あやふやなものになると私は思います。もっと具体的に的確な指示を出さないと見直しも房長官の下、見直しをされるのはいいんですが、ぶきと具体的な指示を出さないと動きません。官や防衛省に任せることではなくて、総理がこうす

ております。そのための情報収集。いうことについては、既に具体的な指示をいたしいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。是非その点をしっかりと具体的な指示を出して

しかし、今の体制ではもう既に限界があるわけでありまして、先ほど委員が指摘されましたように、軍事情報というのは、これは基本的に軍人にしか情報は渡しません。と同時に、情報を取るためには、これはギブ・アンド・テークといいて我々も具体的な、今や、最初に申し上げましたように、発注もしますし、そうした強化も図ったように、発注もしますし、そうした強化も図ったように、発注もしますし、そうした強化も図ったように、発注もしますし、そうした強化も図ったように、発注もしますし、そうした強化も図ったように、発注もしますし、そうした強化も図ったように、発注もしますし、そうした強化も図ったように、発注もしますし、そうした強化も図ったように、発注もしますし、これは基本的に関邦があるわけでありました。

山本香苗君 終わります。

疑は終了いたしました。(拍手)理事(小川敏夫君) 以上で山本香苗さんの質

を行います。中西健治君。 理事(小川敏夫君) 次に、中西健治君の質疑

ろについては当然しっかり後押しをしていきたいと重なるところもあります。そうした重なるとこクロ経済政策については我々が考えているところクロ経済政策については我々が考えているところ中西健治君 みんなの党の中西健治です。

ますが。

さて、先週のG7の声明、それから週末のG20ていきたいというふうに考えております。しっかり異を唱えた上で我々の対案、提案を出し

について、まずお聞きをしたいというふうに思い

ところ、考え方が異なるところ、これについてはというふうに思っておりますが、重なり合わない

ります。 ります。 このG7の声明、あとG20、これでの議論の整理が行われたというふうに理解しておれるけれども、直接為替市場に働きかける、こうしたものについては認めらな議論の整理というのは、金融政策の、国内の金融政策の範 このG7の声明、あとG20、これでの議論の整

〔理事小川敏夫君退席、委員長着席

行う為替介入は取れなくなったという認識でよろだとすれば、今後の政策手段として、財務省の

しいでしょうか。

下でもないというのが正確なお答えなんだと存じコミュニケに書いてあるとおり、あれ以上でも以方もコミュニケを読まれたと思いますので、あの国務大臣(麻生太郎君) G7の方もG20 の

いうのが雰囲気と結果であります。 等々、ECB等々からいろいろ出されておったと たのは行き過ぎた表現であるというのがIMF たのは行き過ぎた表現であるというのがIMF たのは行き過ぎた表現であるというのがIMF たのは行き過ぎた表現であるというのがIMF

今私は質問をさせていただきました。 中西健治君 そこまでのことを踏まえた上で、

くなったという認識だということでよろしいでしくなった、現実的にはもうやることが非常に難し今後、財務省の行う為替介入というのはやれな

ょうか。

国務大臣(麻生太郎君) 今までも、我々は特国務大臣(麻生太郎君) 今までも、我々は何もした、民主党内閣のとき何回かしておられますけまた、民主党内閣のとき何回かしておられますけまた、民主党内閣のとき何回かしておられますけまた、民主党内閣のとき何回かしておられますけまた、これだけ……

我々はここが一番理解していただきたいところだこういうのは口だけじゃない、結果論ですから。国務大臣(麻生太郎君) 結果としてですから、委員長(石井一君) 御静粛に願います。

かではないということのようでありましたけれど的ではないということのようでありましたけれど中西健治君 今後の政策手段としては余り積極

総裁になったんですか。

総裁になったんですか。
いることでありますけれども、これは日銀の政策手段に踏み込ませんと、こういうふうに言ったということであませんと、こういうふうに言ったということでありますけれども、昨日、日銀の外債財務大臣、これと少し異なるけれども関係して

国務大臣 (麻生太郎君) 取り方なんだと思い

いて、どちらでしょうか。
ますが、外債購入の話が私に対してありましたの
の外
の方は、
の外
の方について、それは日銀についてということで
の方はがありましたから、私としては外債購入する気は
の方はがありましたから、私としては外債購入する気は
の方について、それは日銀についてということで
の方について、それとも財務省の外債購入の活が私に対してありましたのますが、外債購入の話が私に対してありましたのますが、外債購入の話が私に対してありましたのますが、外債購入の話が私に対してありましたのますが、外債購入の話が私に対してありましたのますが、外債購入の話が私に対してありましたのますが、外債購入の話が私に対してありませた。

うお答えしました。
ん、財務省として買うつもりはありませんと、そ御質問でしたので、大蔵省として直接、済みませ国務大臣(麻生太郎君) 私に対しての直接の

いうことだと思います。を今購入する気がないということを確認されたとということではないかと思います。財務省は外債中西健治君(そうすると、報道が間違っていた)

安倍総理にお伺いいたします。

か。これもできなくなったと考えてよろしいでしょうるということを言ったわけでありますけれども、自民党は公約で官民協調外債ファンドを創設す

十月か十一月。つまり、我々のこの大胆な金融緩ことを決めたのは、これは十一月ぐらいですかね、官民の外債ファンドについては、これは検討するという内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、言わば

和について言わば極めて強いメッセージを出し始和について言わば極めて強いメッセージを出し始和については、この必要性は相当薄まってきているのではないだろうかと、このように思います。中西健治君 確認ですけれども、十一月の時点では必要性があったけれども、今は必要性、九十三円、九十四円の為替では必要性は薄まったというふうにおっしゃったということですね。

内閣総理大臣(安倍晋三君) その段階では、内閣総理大臣(安倍晋三君) その段階では、内閣総理大臣(安倍晋三君) その段階では、内閣総理大臣(安倍晋三君) その段階では、今政権としては、ということを議論したわけでございますが、私のということを議論したわけでございますが、私のということで軌道に乗ってきているわけでありますし、うことで軌道に乗ってきているわけでありますし、され、今政権としては、というか総理大臣としては、今政権としては、というか総理大臣としては、今政権というのはほとんどなくなってくるんだるうと、このように思います。

長から円安を容認しないような発言、これが幾つしたけれども、当時、甘利大臣や石破自民党幹事そのときは一ドル八十九円ぐらいで推移していまで官房長官は、一月十六日の記者会見において、中西健治君 菅官房長官にお伺いいたします。

じゃ、現在当てはまるのかどうかということについった、現在当てはまるのかどうかということについった。そして同時に、その真意というのは、安倍内閣というのはデレ、円高から脱却する、これが最重点の課題である、そういうことも付け加えて発言をしておりある、そういうことも付け加えて発言をしておりある、そういうことも付け加えて発言をしておりますので、御理解いただきたいと思います。 中西健治君 そこの部分は理解いたしますが、中西健治君 そこの部分は理解いたしますが、中西健治君 そこの部分は理解いたしますが、中西健治君 そこの部分は理解いたしますが、中西健治者 そこの部分は理解いたしますが、中西健治者 そこの部分は理解いたしますが、

国務大臣(菅義偉君) 為替の水準についてはいてはいかがなんでしょうか。 現在当てはまるのかどうかということにつ

政府の公式見解を出してしまえば、局面が変わっふうに思いました。というのは、八十九円で一旦したときに非常に危ういことをしているなという中西健治君 私は、公式見解を出したこと、出

についてどうお考えになりますか。 ときに今はどうなんだということだと、それ自体公式見解は出しませんということだと、それ自体公式見解は出しませんということだと、それ自体いうふうに当然市場は受け取るということなんじいうふうに当然市場は受け取るということを必ず聞かれたときに今はどうなんだということを必ず聞かれ

をです。 重要課題である、このことを申し上げたかったこまして、安倍政権は円高、デフレからの脱却が最まして、安倍政権は円高、デフレからの脱却が最まして、安倍政権は円高、デフレからの脱却が最いであり、 前提の発言について、

います。閣僚の中において、為替についてどう考替の水準についてお話をされているのだろうと思内閣総理大臣(安倍晋三君) 今委員は特に為

たまるべきかという考え方について説明をした、それにということはやはり基本的には今委員がおっしゃったようにすぐに市場に反映をしてくる。これは、日本の経済にとっても大きな影響があるわけでありますからということを常に念頭に置きながら、為替そのものの水準が自分はこれがいいんだということではなくて、全く違う観点から説があるということにおいてすらもやはり慎重でなければならないと、このように思います。

たいと思います。 中西健治君 是非慎重な態度を貫いていただき

います。 退席いただいて結構です。 どうもありがとうござ 国席長官への質問はこれで終わりですので、御

います。それでは、補正予算についてお伺いしたいと思

も、けれどもそうした疑念がある、問題のある予業を全て悪と言うつもりは全然ありませんけれど緩みが入っているということであります。公共事大きく持っているということであります。公共事大きくけっているということであります。公共事業を全て悪と言うつもりは全然ありませんけれど 我々としては、やはり公共事業偏重になってい我々としては、やはり公共事業偏重になってい

ふうに思っています。

この補正予算の議論をするためには、

十一月ま

減額が行われたのかということであります。 に民主、自民、公明で三党合意をした内容という お歳出の見直しを行い、特例公債発行額を抑制するものとすると、二〇一二年度の補正予算において、 政策的経費を含む が、そして三党合意というのは自民党が主導したというふうに理解しているわけでありますが、 たというふうに理解しているわけでありますが、 たというふうに理解しているわけであります。この でき、この補正予算、見てみますと、どれだけの じゃ、この補正予算、見てみますと、どれだけの じゃ、この特例公債法の附則というのは、その三日前 この特例公債法の附則というのは、その三日前 に民主、自民、公明で三党合意をします。

されていない、こうした予算になっているわけでしか政策的経費は見直しがされていない、減額がした。結局、一・七から一・四を引くと〇・三兆とものが一%ぐらいだったので一・四兆円減りまたものが一%ぐらいだったので一・四兆円減りまこの政策的経費の見直しというのは、今回既定この政策的経費の見直しというのは、今回既定

んでしょうか。る減額を行ったというふうに考えていらっしゃるありますけれども、これで特例公債法附則の求め

質問したいと思いますが、総理にもお聞きしたい 少なくなったというのは事実だと思っております。 予算を見ますと、この三年間、 っていただいておりませんけれども、二十五年度 うことについても、ちょっと後でそれに関連して それが確実に税収の方が上回り、特例公債の方が 債の方の発行額の方が税収を上回っておりました。 は今御指摘のとおり否定するつもりはありません。 そのとおりになっておりますが、物理的に時間は と思うんです。 極端に限られておりましたので、その点に関して わせていただければ、おっしゃる点、数字の上で 中西健治君 物理的に時間が限られていたとい 国務大臣 (麻生太郎君) ただ、本予算の二十五年度予算、まだ審議に入 補正予算に関して言 間違いなく特例公

ですか。 総理の言っていた減額補正って何なんおります。 総理の言っていた減額補正って何なんなくしてくださいと予算の組替えを求めて要求したころが、一旦政権に着いた後提出された補正予算は、減額とは正反対の超大型補正予算となって おります。 総理の言っていた減額補正に言及をされました。 ところが、一旦政権に着いた後提出された補正予 ところが、一旦政権に着いた後提出された補正予 はいます。 総理も、この特例公債法案の審議に際して、自 総理も、この特例公債法案の審議に際して、自

ます。
ます。
ます。

も含めて補正予算を組んだところでございます。 するという危険に直面した中において、我々は、 りまして、つまり、このままいけば景気が底割れ DPが成長率がマイナス三・五になったわけであ の委員会で、この四つの予算についてはどうなっ 我々、今これはどうなっているかということは別 政権の出していた、我々が四Kと言っていた予算 いただきましたからここでは繰り返しませんが、 ているかということについてはもう説明をさせて について、これは減額すべきだと我々は主張して ありますが、これは、例として挙げれば、民主党 と同時にデフレから脱却をすると、こういうこと た後、これは十二月に発表されました七 この補正予算については、私はそうした発言をし いたわけでございます。そして、それについては ここは大型の補正予算を組んで景気底割れを防ぐ 自由民主党としてその要求を出していたわけで 中西健治君 七 九のGDPによってころっと 九 の G

変わったというような言い方ですけれども、七月変わったというふうに思います。しかも、マイナス幅が非常に大きくなるだろうということも分かっていた。しかも、これ十ろうということも分かっていた。しかも、これ十年例公債法というのが上がったと。その三日前に生労合意して、政策的経費は見直す、特例公債の単位りちょっと今の説明では無理があるんじゃなやはりちょっと今の説明では無理があるんじゃないかなというふうに思います。

をいか、説明してください。 ますことができるということを前提としておっし も行わないじゃないです、そういう発言だったと思 も行わないじゃないです、そういう発言だったと思 も行わないじゃないですか、これはどういうこと を思 を思うんです、そういう発言だったと思 も行わないじゃないですか、これはどういうこと

において、言わばそういう政策に今年度は、今年り変えられないんだろうなと。こういう現実の中で見直しを行うべきだと強く要請をしました。して見直しを行うべきだと強く要請をしました。し我々野党として、言わばこの象徴的な四Kについ我々野党として、言わばこの象徴的な四Kについ我々野党として、言わばこの象徴的な四Kについれて野党として、言わばこの象徴的な四Kについれていて、言ればそういう政策に今年度は、今年の関総理大臣(安倍晋三君) これは、当時、内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、当時、

ろでございます。 度というか二十五年度はそういう方針にしたとこ

かなというふうに思います。 それぐらいはあらかじめ分かっていたんじゃない中西健治君 ずっと政権にいた方々ですから、

の本予算ということになりませんか。 民主党のコンクリートから人へが人からコンクリートをかさ上げしたということに なるんじゃ ないですか。あれもこれも、元々ばら なるんじゃ ないですか。あれもこれも、元々ばら かさ上げをしているのがこの補正予算だし、今度 の本予算ということになりませんか。

「ます。 国務大臣 (麻生太郎君) 全然見解が違うと思

お答えなんですけど……
る者あり)ばらまき、ばらまきの批判に対しての安全とか安心とかいうものは、最も……(発言す話の中で、我々のやっておりますばらまきの中で一言で言わせていただければ、少なくとも今の

委員長(石井一君) 静粛に願います。

されていますでしょう、こういったものは。それ速道路無料化とか子ども手当というのは既に凍結まきに対するお答えなんですけれども、少なくと国務大臣(麻生太郎君) 私にしてみればばら

続けてきたことは確かでしょう。
続けてきたことは確かでしょう。
続けてきたことは確かでしょう。
続けてきたことは確かでしょう。
続けてきたことは確かでしょう。
続けてきたことは確かでしょう。
のおさ上げという、いろいろ考えられたとおりないと言われたとき、元々セメント屋ですから俺に対する当て付けかと思わないでもなかったんではおかげで、公共工事を大幅に減らし続けた結果、たおかげで、公共工事を大幅に減らし続けた結果、たおかげで、公共工事を大幅に減らし続けた結果、たおかげで、公共工事を大幅に減らし続けた結果、たおかげで、公共工事を大幅に減らしたんでもないがですか。
までする当に大事なことじゃないんですか。
無視された本当に大事なことは確かでしょう。

る者あり) そういったようなことを考えずに..... (発言す

委員長 (石井一君) 静粛に願います。

ております。
しましては、我々は見解を異にしますと申し上げ方針と。だから、コンクリートとかいうことに関いったものをやるべきだということを申し上げて、国務大臣(麻生太郎君)
我々はきちんとそう

たいなというふうに思いますけれども、これだけいてはやはり民主党の方々と議論をしていただき中西健治君(民主党政権下で行われたことにつ

でしょう。

子ども手当については、我々、もうそれは廃止を 四Kと言っていたものについての個々についても 所得制限ということも含めて検討をしていかなけ すが、二十六年度からは、我々、所得制限等々と たので、二十五年度はそのままいくわけでありま でいません。そしてまた、高校の無償化において しております。そして、高速道路無料化について う既に説明しておりますので私、省いたんですが いきますが、二十六年度からは、 おられる方々がおられますから、それはそのまま ましたような理由で、もう既にそれで準備をして につきましても、二十五年度は、先ほど申し上げ ればいけない。そして、農家の戸別所得補償制度 いうことを既に申し上げてまいりました。そこで、 は、もう既に就学の寸前ということもございまし は、もうそもそも二十五年度の予算には盛り込ん 内閣総理大臣 (安倍晋三君) 我々はしっかり 先ほど、 我々が

と検討していきたいと考えております。

中西健治君 我々は、この補正予算及び来年度中西健治君 我々は、この補正予算及び来年度にいうふうに思っています。ですから、我々は対案として、この官主導の公共事業ですとか官民ファンドに莫大な資金をつぎ込むのではなくて、民間の活力を引き出す自由償却、基礎科学研究などにこそ資金を振り向けるべきであるという補正予算の修正動議というのを衆議院に出しました。残念の修正動議というのを衆議院に出しました。残念の修正動議というのを衆議院に出しました。残念の修正動議というのを衆議院に出しました。残念の修正動議というのを衆議院に出しました。残念の修正動議というのを衆議院に出しました。

と思います。 それでは、日銀総裁人事についてお伺いしたい

とについて教えていただけないでしょうか。スケジュール、どのようにしていくのかというこも昨日はあったようでありますが、総理の口から日銀総裁、副総裁人事案、官房長官の方から話

と、このように思います。 の方に、両院の方にお願いをさせていただきたい 任期が三月十八日ですか、空白が出ないように院 いたしますので、訪米後から検討をいたしまして、 内閣総理大臣(安倍晋三君) 明日から訪米を

でありますが、来週御提示になられるということ房長官の方からは来週ということを言われたよう中西健治君 それでは、帰朝されて、来週、官

でよろしいでしょうか。

思っております。 、内閣総理大臣(安倍晋三君) まだそれは、こ内閣総理大臣(安倍晋三君) まだそれは、こので、おりに関でございますので、その前ますね、十九日が任期でございますので、その前ますね、十九日が任期でございますので、その前ます。 大の間総理大臣(安倍晋三君) まだそれは、これの閣総理大臣(安倍晋三君) まだそれは、これの関総理大臣(安倍晋三君) まだそれは、これの関総理大臣(安倍晋三君) まだそれは、これの関総理大臣(安倍晋三君) まだそれは、これの関総理大臣(安倍晋三君) まだそれは、これの関総理大臣(安倍晋三君) まだそれは、これの関総理大臣(安倍晋三君) またいる

しいでしょうか。 中西健治君 安倍総理は、二○○六年三月に日中西健治君 安倍総理は、二○○六年の量的緩和解除の際に日銀政策委は、二○○六年の量的緩和解除がデフレ長期化の大き銀が決定した量的緩和解除がデフレ長期化の大きは、二○○六年の量的緩和解除がデフレ長期化の大きは、二○○六年の量的緩和解除がデフレ長期化の大きは、二○○六年の量的緩和解除がデフレ長期化の大きは、二○○六年の量的緩和解除がデフレ長期化の大きは、二○○六年の量的緩和解除がデフレ長期化の大きは、二○○六年の量的緩和解除がデフレ長期化の大きはである。

て能力を持ってそれを遂行していく、政策を進め的にデフレ脱却に向けて強い意思を持って、そしさん頭に浮かばれると思いますが、今それぞれのさません。申し上げることができるのは、基本できません。申し上げることができるのは、基本のにデフレ脱却に向けて強い意思を持って、そしりにデフレ脱却に向けて強い意思を持つている。

に1。 ていくことのできる人物であるということであり

中西健治君 今の状況ではそうだろうというふ中西健治君 今の状況ではそうだろうということは、いのは、あれだけ総理が大きな、デフレ長期化のいのは、あれだけ総理が大きな、デフレ長期化のいのは、あれだけ総理が大きな、デフレ長期化のいのは、あれだけ総理が大きな、デフレ長期化のいのは、あれだけ総理が大きな、デフレ長期化のいのは、あれだけ総理が大きな、デフレーを関係がある。

要員会において、みんなの党の江田幹事長の質問 を員会において、みんなの党の江田幹事長の質問 に呼応してだと思いますけれども、日銀総裁、そ の資質として、国際金融マフィアになり得る人と いうことを言及されました。そして、一部にはこ の発言を引いて、国際金融マフィアはイコール日 の発言を引いて、国際金融マフィアはイコール日 本国内では通貨マフィアだと、通貨マフィア、イ 本国内では通貨マフィアだと、通貨マフィア、 はに こうんです。江田幹事長も多分そういう思いで言 思うんです。江田幹事長も多分そういう思いで言 思うんです。江田幹事長も多分そういう思いで言 と渡り合える人ということで国際金融マフィアと いう言葉を使った、これは確認したいんです。お 願いします。

中西健治君 まさにそういうことだろうというきる人物、そしてそれが、言わばそういうサークきる人物、そしてそれが、言わばそういうサークから、そういう批判に対して理論でもって反論でから、そういう地質に対して理論でもって反論でから、そういう地質に対して理論でもって反論でいる金融政策、時には、

ふうに思います。 そういう人選を是非ともしてい

ただきたいと思います。

ているかどうかだけ、お聞かせください。でいるかどうかだけ、お聞かせください。でいるかどうかが三月二十日にスタートすることになるでしっのが三月二十日にスタートすることになるでしっのが三月二十日にスタートすることになるでしっのが三月二十日にスタートすることになるでしているかどうかだけ、お聞かせください。

いてもG20 においても、我々としては、日本と内閣総理大臣(安倍晋三君) 今回、G7にお

識をしております。でございましております。当然その政策決定会合は世界かが、我々の金融政策が世界から注目を浴びたわけが、我々の金融政策が世界から注目を浴びたわけしてまさに初めてといってもいいわけであります

いただきたいなというふうに思います。 ですので、国の買入れの多少の増額ですとか長期化ですとかりかれまで膨らんでいた期待が一気に失望に変わりかれまで膨らんでいた期待が一気に失望に変わりかれまで膨らんでいた期待が一気に失望に変わりかれまで膨らんでいた思います。ですので、国中西健治君 そうだと思います。ですので、国

復興についての質問をさせていただきます。

現在、東京電力福島第一原発から二十キロ以内の警戒区域に立ち入る場合には、一時立入り許可の警戒区域に立ち入る場合には、一時立入り許可の警戒区域に立ち入る場合には、一時立入り許可の警戒区域にがあるわけですが、ここの二つに再編されるとよろであるわけですが、ここの二つに再編されるとよろであるということとなっています。

ては、行政手続に時間が掛かるのであれば、それ本部の正式決定を待っているような町や村におい編計画が決定されていて、そして原子力災害対策既に町や村が再編計画を出して、そしてもう再

も、見解をお聞かせください。

すけれども、これは経産大臣だと思いますけれどれる予定の地域についてはこの立入り基準の柔軟がするという観点から、この二つの地域に再編さまでの間、許可申請にかかわる被災者の負担を軽

現在見直しの作業を進めております。

現在の警戒区域、そして避難指示解除準備区域と、こ住制限区域、そして避難指示解除準備区域と、こ住制限区域、そして避難指示解除準備区域と、こは見直し済みでありまして、五つの町村については見直し済みでありまして、五つの町村についている。

現在見直しの作業を進めております。

討してまいりたいと考えております。し、そこの中ででき得る柔軟な対応については検し、そこの中ででき得る柔軟な対応については検これを急がなければいけないと思っております

きます。 ん質問ですので、確認の上、お答えさせていただ――国務大臣(茂木敏充君) 通告受けておりませ

中西健治君 是非確認していただきたいと思い

ますが、ないんです。

ていただきたいとお願いを申し上げます。 したので、是非とも柔軟な運用ということをやっ 先ほど、前向きに検討するということでありま

林農水大臣にお伺いいたします。

射線の影響等の研究にも役に立たせるべきではな うふうに思っています。 殺処分した牛の臓器保存 ついては、原則殺処分という方針を見直して、今 ゃいます。国として、今なお生き続ける被曝牛に いかと思いますが、いかがでしょうか。 等だけではなくて、被曝後に生まれた子牛への放 用することを前向きに考えるべきではないかとい 後の放射線研究の貴重なデータ収集等のために活 した牛を飼養管理している農家の方々がいらっし いまだに警戒区域内で殺処分に同意せずに被曝

国務大臣 (林芳正君) お答えいたします。

処分をするということを原則としておりますが、 域を見直して、平成二十四年の四月に新たな総理 や繁殖の制限とか個体識別の実施等の徹底を要請 おられる方がその処分に同意しない場合は、出荷 今お話がありましたように、この所有者、 については、原則として、苦痛を与えない方法で した二十キロ圏内の警戒区域で飼われていた家畜 指示というのが出ておりまして、 今お話がありま もいただいておるところでございますが、警戒区 この件につきましてはもう委員から質問主意書 飼って

> でございます。 した上で継続して飼養することを認めておるわけ

ぐらいいらっしゃいまして、 農場で八百六十頭、牛が飼養されておられます。 された南相馬市や警戒区域内にある約十五か所の 今、この継続飼養を希望する農家等が約二十戸 既に警戒区域が再編

りますので、今までちょっと四例ぐらいあるんで すが、これからも福島県などと協議の上、対応を から実行可能性のある具体的な計画の提出があっ ております。 真摯に検討していきたいと、こういうふうに思っ た場合には研究利用することなどを認めてきてお 我が省といたしましては、大学等の研究機関等

思います。 予算委員会で、民主党政権下のときに、何とか助 います。これは、自民党の石破幹事長も衆議院の も、是非これを増やしていっていただきたいと思 ら、是非これはやっていただきたいというふうに けてくださいということを言っていたことですか 中西健治君 今四例だということでしたけれど

うしたことに対する対価を支払う等、飼養管理を 次被害を食い止めるということをしています。 れ牛を農場に囲い込むことによって住宅等への二 支援していくべきではないかなというふうに私自 こうした農家ですけれども、警戒区域内での放 補償とは別に必要な予算を計上して、こ 玉

身は思っています。

理の決意をお伺いしたいと思います。 今の経産大臣と農林水産大臣の答弁を受けて、総 していっていただきたいというふうに思いますが、 ます。 是非、こうした細かいことを一つ一つ解決 の牧場の視察に行かれたということのようであり おりましたし、総理の御夫人も先日、警戒区域内 希望を取り戻す作業だというふうにおっしゃって で、ふるさとの復興は、被災地の皆さんが生きる 安倍総理にお伺いしたいんですが、総理は所信

生き物を飼っておりますから、そこに入りたいと 臣とそして経産大臣から答弁をいたしましたが いう思いは強いんだろうと思います。 確かに、現場で牧場を持っておられる方々、まあ 内閣総理大臣 (安倍晋三君) ただいま農水大

省と、また県とも相談をしていきたいと、 これを検討していきたいと思います。 運用で対応できるかということも含めて、 その中で、どう対応できるか、どういうふうに

中西健治君 是非お願いいたします。

はまるっきり同じ回答ということになっておりま させていただきましたけれども、これまでの二回 出させていただきました。一回目は民主党政権下、 れまで私は三回、これ、質問主意書を内閣の方に |回目は自民党政権に移ってからということで出 林農水大臣の方からもありましたけれども、こ

どうもありがとうございました。 しまして、私の質問を終わらせていただきます。 関から前向きな返事が来るということを期待いた はるかと思いますので、今のお二人の大臣の答 した。三回目が金曜日に回答を受けるということ

は終了いたしました。(拍手) 委員長 (石井一君) 以上で中西健治君の質疑

を行います。平山幸司君。 委員長(石井一君) 次に、平山幸司君の質疑

結に意欲を示しております。
はに意欲を示しております。
に地方を中心に本委員会でも上がっております。
に地方を中心に本委員会でも上がっております。
に地方を中心に本委員会でも上がっております。
はに意欲を示しております。
に地方を中心に本委員会でも上がっております。

立って質問をいたします。

交渉参加問題について、国民、

特に地方の立場に

郎代表率いる生活の党の考え方を軸に、TPP

平山幸司君

青森県選出の平山幸司です。

小沢

うちに何らかの決断をすると報道で伺っておりまの重要なTPP交渉参加問題に関し会談し、近い安倍総理、明日から訪米し、オバマ大統領とこ

りますか。いうちに交渉参加断念という表明をする決断はあのリーダーとして、この重要なTPPに関し、近のリーダーは常に決断の連続です。そこで、一国リーダーは常に決断の連続です。そこで、一国

す。

安倍内閣の基本的な姿勢であります。 前提条件とする以上交渉には参加しない、これが申し上げておりますように、聖域なき関税撤廃を内閣総理大臣 (安倍晋三君) これは、今まで

せずに、少し残念でございます。(資料提示) そこで、この聖域なき関税撤廃かどうかといったいと思っております。 今までの交渉経過あるいはまた国内への影響等を 分析をした上で判断をしたいと思っております。 平山幸司君 今の総理の答弁は余りはっきりと からないわけでありますから、その上において そこで、この聖域なき関税撤廃かどうかという

信感が渦巻いております。
与日、パネルに不明確な点、混乱を招いている会けれども、有権者との約束の大切さを話されてすけれども、有権者との約束の大切さを話されておりますが、この点を明確にしていきたいと思います。すけれども、有権者との約束の大切さを話されておりますが、か東と違う政治、これに対しておりますが、沿来と違う政治、これに対しておりますが、約束と違う政治、記乱を招いておりますが、過失により、に対しておりますが、の点を明確にしていきたいと思います。

理に聞きたいと思います。お願いいたします。表明の可能性があるのかどうか、もう一度だけ総し、はっきりと近いうちにTPP交渉参加断念の不安を抱える農業者や医療関係者そして国民に対さらには、TPP交渉参加問題で将来に大きな

ております。
平山幸司君
約束とは非常に大切だと私も思っ

ります。皆さんもよく分かっていると思います。披露したいと思います。こちらです、こちらであたくさんの皆さんの強い思いがこもっているあるたくさんの皆さんの強い思いがこもっているあるシャツの左ポケットに入れておくんですけれども、そこで、今日は私、よく大切なものをこのワイそこで、今日は私、よく大切なものをこのワイ

ども、総理、これは何かお分かりですか。こういうふうにして着けてやるんでありますけれ

いてある鉢巻きだと思います。 スローガンが書であるということは分かります。 スローガンが書干今乱視が入ってよく読めないんですが、鉢巻き内閣総理大臣 (安倍晋三君) ちょっと私、若

せん。 平山幸司君 これは、ただの鉢巻きではありま

潔に、これは何の鉢巻きか分かりますか。大臣に来ていただいておりますので、森大臣、簡そこで、今日は、女性で同じ参議院の森まさこ

国務大臣 (森まさこ君)

TPP交渉参加反対

せていただきたいと思います。なんです。反対ではないんです。そこを明確にさい中山幸司君(これは、TPP交渉参加断固阻止の鉢巻きでございます。

でも行われましたのといいますと、 をこで、なぜこのお話をしたかといいますと、 として多くの国会議員も、東京又は地元 の集会で見覚えがあるのではないかと思います。 の集会で見覚えがあるのではないかと思います。 の集会で見覚えがあるのではないかと思います。 をして、議員であれば、この集会に参加するということがどういうことであります。日本全国の の集会で見覚えがあるのではないかと思います。 をして、議員であれば、この集会に参加するということがどういうことなのか誰もが理解しているということなのかます。 の集会で見覚えがあるのではないかと思います。

信念の意思表示であります。なく、断固阻止するという政治家としての姿勢、はずです。まさに、TPP交渉参加断固反対では

そこで、お伺いいたします。

固阻止の集会にあなたは参加されましたか。 森まさこ大臣、十一月に行われたこの集会、断

した。 国務大臣(森まさこ君) はい、参加いたしま

当然だと思っております。
気で考えれば、この集会に参加するということははました。ある意味、政治家として国のことを本はました。ある意味、政治家として国のことを本がある。

きお話ありましたけれども、誠実な森大臣であり が森大臣は自分自身でも十分に理解していると思 が森大臣は自分自身でも十分に理解していると思 が森大臣は自分自身でも十分に理解していると思 が森大臣は自分自身でも十分に理解していると思 が森大臣は自分自身でも十分に理解していると思 を加断固阻止の集会に鉢巻きを着けて森大臣も参加

約を守ってまいります。をいたしまして選挙をいたしました。私もその公提とする限りTPP交渉参加はしないという公約自民党は、その意味で、聖域なき関税撤廃を前

平山幸司君 ありがとうございます

します。
します。
次に、日本の安全保障をつかさどる小野寺大臣。
次に、日本の安全保障をつかさどる小野寺大臣。

はす。 国務大臣(小野寺五典君) 防衛大臣でござい

摘の会にそのまま出たかどうか、実は質問通知な累次、様々このような集会がありました。 御指

出ておりますし、昨年の秋であれば出たと思いまかったんですが、恐らく何度かこういう会合には

ジーミナ。 平山幸司君 これも誠実なお答えありがとうご

場であれ必要だと思います。
は、TPP交渉参加断固阻止するんだという気持ちが、どういう立いましたので質問させていただきました。これも、いましたので質問させていただきました。これも、てPP交渉参加断固阻止緊急集会に本人出席は、TPP交渉参加断固阻止緊急集会に本人出席は、コニに新聞記事を持っておりまして、これ

ようお願いします。 んでしたので、是非はっきりお答えいただきますんでしたので、是非はっきりお答えいただけませ

国務大臣(小野寺五典君) 防衛大臣でござい

う農村の地域をしっかり感じている立場でござい でと思っております。聖域なき関税撤廃を前提と でと思っております。聖域なき関税撤廃を前提と で、宮城出身であります。毎年、農協青いうことで、宮城出身であります。毎年、農協青いうことで、宮城出身であります。毎年、農協青にでいるかどうかは存じ上げませんが、そういたがでいるかどうかは存じ上げませんが、そういたがでいるかどうかは存じ上げませんが、そういたがでいるかどうかは存じ上げませんが、そういたいでは、私は我が党の姿勢そのとおり、本大臣のお話は、私は我が党の姿勢そのとおり、本大臣のお話は、私は我が党の姿勢そのとおり、

すす

いているんです。 は断固として反対、阻止するかどうか、そこを聞 渉参加に踏み切ろうとした、表明しようとした際 平山幸司君 大臣、明確に答えてください。交

党の方針だと思っております。 るTPP交渉には参加をしないということが我が約でもありますが、例外なき関税撤廃を前提とす国務大臣(小野寺五典君) これは我が党の公

いていただきたいと思うんです。 ということでありますので、これを是非閣内で貫ことは、自分がその政治姿勢を見せて信念を貫くということでありますので、これを是非閣内で貫ということでありますのか。集会に参加しているという マーキョ君 その聖域なき関税撤廃の定義に関 平山幸司君 その聖域なき関税撤廃の定義に関

さい。

「同時に、せっかく来ていただいておりますので、同時に、せっかく来ていただいておりますので、

出てこないと、こういうものに対しては交渉参加していたのは、前政権の下において情報が十分にどういうことか。そもそも我々が以前から主張

参加をいたしました。きたわけでありまして、そのようなつもりで私は入りは断固反対だと、こういうことを申し上げて

いうのは、出ていたか出ていないか分からないというのは、出ていたか出ていないかというときの集がですが、その程度なんですか。この交渉参加を阻止、断固、集会、大変大事な、そして多参加を限止、断固、集会、大変大事な、そして多会です。そのとき、大切なときでありますけれども、その程度なんだなと、こういうふうに感じまも、その程度なんだなと、こういうふうに感じまも、その程度なんだなと、こういうふうに感じました。

稲田大臣にもお願いいたします。稲田大臣にもいらしていただいていますので、

席したのではないかと思っております。 国務大臣(稲田朋美君) 御指摘の集会には出

いません。とおりであり、私から付け加えるべきことはござとおりであり、私から付け加えるべきことはござまた、私は、昨日もTPP交渉の質疑がここでまた、私は、昨日もTPP交渉の質疑がここで

に参加をされているわけであります。
立場が変われば、それでも政治姿勢は変わっては
立場が変われば、それでも政治姿勢は変わっては
立場が変われば、それでも政治姿勢は変わっては
平山幸司君
先ほどの委員会の質疑の中でも、

私調べましたら、七百七十二人国会議員がおり 私調べましたら、七百七十二人の出席ですから、政治ますけれども、百二十一人の出席ですから、政治 安倍内閣は、先ほど言ったように十八人の中の四 安倍内閣は、先ほど言ったように十八人の中の四 安倍内閣は、先ほど言ったように十八人の中の四 安倍内閣は、先ほど言ったように十八人の中の四 安倍内閣は、先ほど言ったように十八人の中の四 安倍内閣は、先ほど言ったように十八人の中の四 ケ臣がTPP交渉参加断固阻止の政治スタンスを りまして、全て七十一人の中では全部で二十人 の大臣がTPP交渉参加断固阻止の政治スタンスを かんしい アクジ ということであります。

今日は安倍内閣の基本姿勢に関する集中審議で今日は安倍内閣の基本姿勢に関する集中審議で

すし、党の基本方針に反対もしたことがあります。当選一回、二回のころは随分暴れたことがありまは考え方が二分したこともあります。私も、まだは考え方が二分したこともあります。私も、まだは考え方が二分したこともあります。私も、まだは考え方が二分したことがあります。
は、非常に自由に、ダイナミックに議論をするわは、非常に自由に、ダイナミックに議論をするわない。

って議席を得ています。 ったわけであります。そして、私たちは選挙で戦い上交渉には参加をしない、それを含めて六項目において、全党はこれを一つの認識にしようと、において、全党はこれを一つの認識にしようと、において、全党はこれを一つの認識にしようと、いたわけでありますが、党本的な方針が決まっていくわけでありますが、党

す。 れの議員がそうした集会に出ていたことと、この が全党の議員が議論した結果でありますから、 然 全く私はこれは矛盾しないと、このように思いま うことでありますから、安倍内閣におけるそれぞ ますが、最終的に選挙を戦う上においては、 の意思を表明する。その時点ではまさにそれがそ る大切な団体の集会がありますよ。そこでは、 内閣として、党として基本的な姿勢を示したこと、 の議員個々の考え方も表明するということになり こはその一点ということで我々は約束をしたとい その前に、いろんな我々を応援をしていただけ その団体あるいはその時点におけるその議員 そ 当

うに信じておりますので、結果的にこの四大臣が、と、これは誠実に守られるんだなと、こういうふ政治姿勢、断固阻止集会に参加しているというこだというお話ですが、私は、やはりこの四大臣の平山幸司君 それでは、最終的にはまとまるん

んでしょうか。並んでいる大臣を罷免してでも参加する気持ちな理というふうに言った場合、これは総理はここに表明、安倍総理がしようとした際に、駄目だと総

内閣総理大臣 (安倍晋三君) まず、我が党としての方針というのは、先ほど申し上げましたいから、もしこれを私がたがえるようであれば、ですから、もしこれを私がたがえるようであれば、ですから、もしこれを私がたがえるようであれば、から、このことによって私は内閣を組織をしていから、このことによって私は内閣を組織をしていると、こういうことであります。

なんだという気持ちがあるわけであります。 またきな混乱も起きておりますし、賛成派、反対時点では明確になっていないからこそ、国会内で時点では明確になっていないからこそ、国会内でいたものでは、これをしっかりと明確にしていきたい。今の 田、これをしっかりと明確にしていきたい。今の 田、これをしっかりと明確にしていきたい。今の 田、 エム はい はい はい にあるこの 六項

きたいと、こう思っております。りますけれども、これらを一つ一つ明確にしていよって、この六項目、こちらのパネルに出てお

ますけれども、現在、米国等十一か国で協議が進れが不明確であると、こう感じているわけでありはっきりと言っていただけないので、やっぱりこなかなか総理も聖域なき関税撤廃という定義を

う御認識ですから 関税撤廃というのが前提として行われているとい められているTPP交渉参加は、これは聖域なき

うことであります。 なっているのかどうか分からないので、首脳会談 ないわけですね。今の段階ではそれが前提条件と において首脳同士でそれを確認しようと、こうい 内閣総理大臣 (安倍晋三君) そこは今分から

判断基準をしっかりと示してください。 この聖域なき関税撤廃の定義をはっきりさせて、 平山幸司君 分からないということであれば、

以下でもないと、このようにお答えをしていると 聖域なき関税撤廃を前提にする限りTPP交渉に 院において内閣の統一見解を求められましたので、 参加しないという意味であり、それ以上でもそれ ころであります。 内閣総理大臣 (安倍晋三君) 既にこれは衆議

をはっきりと、これとこれ、これはということを なんだと、ずっと地元にいても聞かれます。そこ ですね。テレビを見ている人も、一体聖域って何 言っていただきたいんです。 平山幸司君 それでは全く意味が分からないん

を込めて、簡潔にこの定義についてお知らせ願い く説明していただけるんではないかなという期待 おりますので、甘利大臣の方がもっと分かりやす そこで、今日、甘利大臣もいらしていただいて

す。 緒でございまして、聖域なき関税撤廃を前提とす る限り交渉には参加できないということでありま るのか分かりませんが、 国務大臣 (甘利明君) 私の態度も総理と全く一 私に何を期待されてい

牛肉、 しました。総理、これが聖域ですか。 撤廃の例外品目として守るべき聖域は、米、小麦 思うが、はっきりさせる必要があると、こう党内 農林部会長が、決議のこの部分が聖域であろうと で言っているわけです。 部会長です。 日本が関税 た五品目というのがありますね。 十四日の自民党 そうしたら、これを行きます。自民党で決まっ 平山幸司君 乳製品、砂糖の五品目が基本との見解を示 今のでも分かりません。

今の個別項目それぞれを挙げてこれが聖域かこれ であります。 のかどうかと、聖域なき関税撤廃なのかどうかと が聖域かということではなくて、聖域が全くない とかどうかということを確認するわけであって、 てもいいと思いますが、全く聖域がないというこ くない、これが聖域というよりも、聖域がないと いうことが確認されなければならないということ いう、全く認められないということであると言っ 内閣総理大臣 (安倍晋三君) 言わば聖域が全

平山幸司君 全く聖域がないということが確認

> すか。 目でも聖域があればそれは参加するということで されればという話でありましたので、逆に、一項

聖域が全く認められないということであれば、そ 渉によって勝ち取ることができるかどうかという 行われているわけでございますが、言わば参加し 存在するのかどうかということが、これが課題に ざいませんので一つ一つ項目を挙げるということ きないと、こういうことになるわけであります。 れは当然公約違反になりますからそもそも参加で の余地が、参加した後の交渉の余地が全くない、 ことになっていくわけでありまして、言わば交渉 まして、そもそもが、そうすると参加した後に交 ての交渉というのは我々やっていないわけであり のは、今、事前の交渉というのは民主党政権から なるわけでありまして、そしてまた、交渉という ではないわけでございまして、言わば聖域がまず の首脳会談においては、言わば交渉する場ではご 平山幸司君 そうしたら、オバマ大統領が、会 内閣総理大臣 (安倍晋三君) オバマ大統領と 聖域は存

識するんですか。 在するよと言ったら、それはあるということで認 談、明日行くわけでありますけれども、

あるということになればそれは話は別であります き関税撤廃には我々反対をしていますが、 内閣総理大臣 (安倍晋三君) それは、 聖域が

断をしたいと思います。 が、しかし、そこですぐ参加ということではなく て、当然、今までの交渉の過程をもう一度分析を しながら、あるいは日本への影響等を分析して判

ここ、話します。 うこと、聖域があるとすれば参加するという話で でございましたので、自民党の六項目、ちょっと ありました。しかし、それだけではないという話 聖域があっても、聖域がなくても参加しないとい もやっていきたいと思いますけれども、 く、農林水産委員会でも、またこの予算委員会で 平山幸司君 この聖域に関しましてはもっと深 今、この

踏まえる等の五項目で、関税のことですね。この は、政府調達、金融サービス等は我が国の特性を ない。それから、国民皆保険制度を守る。さらに 反する自動車等の工業製品の数値目標は受け入れ いますが、これは合意しない。自由貿易の理念に 投資家・国家訴訟、ISD条項ですね、話されて の基準を守る、二つ目。国の主権を損なうような はっきりした言葉がないんです。 認されない限り交渉参加は表明しないんだという からは、これがもう前提で、その六項目も全て確 しないと認識を示しました。 しかし、総理の答弁 臣は六項目が全て堅持されない限り交渉には参加 六項目は一つパッケー ジとして、 昨日も林農水大 聖域なき関税撤廃がまず一つ。食の安心、 安全

> ついて。 衆議院ではこの関税のことを定義を聞かれて、 渉に入る前提としてこの六項目を含めるという、 して政府見解を出したわけですね、関税のことに よって、私は、この六項目を含めたものを、 そ 交

ただけますか。 た六項目全てこれ問題視しておりますので、 是非 これを全部含めた形で政府の統一見解を出してい 私は、この参議院の予算委員会で、関税も含め

います。 P交渉への参加が難しくなるのではないかと考え 段階で残りの五項目の判断基準に反することが明 ていると、これが正確に申し上げたところでござ らかになった場合には、党の方針との関係でTP 残りについては、仮にTPP交渉に参加する前の の発言についてちょっとございましたので、改め て正確に申し上げたいと思いますが、今の五項目 国務大臣 (林芳正君) 済みません、私の昨日

うことでありますが、そういうことも含めて頭に、 とが明らかになれば、それは参加はできないとい それ以外の五項目ですね、その五項目において、 言わばそれについて五項目が守られないというこ し上げましたように、聖域なき関税撤廃、そして 交渉参加の前提なのか、総理、お答えください。 平山幸司君 難しくなるのか、それともそれが 内閣総理大臣 (安倍晋三君) 今、林大臣が申

> 念頭に置いて、これは当然聖域なき関税撤廃なの と思います。 かどうかということを確認をしなければいけない

平山幸司君 ありがとうございます

すので、政府の統一見解を出してください。 で、しっかりとそれも含めると明言されたわけで 今総理は、六項目も、五項目含めてということ

います。 ので、それが、私が述べたことが統一見解でござ のは、今私が総理大臣として申し上げております 内閣総理大臣 (安倍晋三君) 統一見解という

か るという話なので、林大臣、これでよろしいです じゃないかというところで含みを持たせましたの 四大臣もいらっしゃいますし、林大臣は難しいん で、今総理が、これが統一見解でこれが前提とな 平山幸司君 といいますのは、先ほど、そこに

ございます。

したがって、 おりでございます。 国務大臣 (林芳正君) 総理がおっしゃったと 安倍内閣の農水大臣で

平山幸司君 ありがとうございます

当に実りのあることだと思います。 ありがとうご とを今約束をしていただきましたので、今日は本 含まれると、よってこれらが守られなければ交渉 参加には、参加しないと、表明をしないというこ この六項目も全てこれは交渉参加の前提として

ざいます。

いたします 次に参ります。この判断時期についてお伺いを

るいは不参加という方針を示されるということで 参議院選前の早い時期においてTPP交渉参加あ に示していきたいと報道されております。 これは に関する基本的な方向性について夏の参議院選前 一月二十九日の報道番組で安倍総理は、 T P P

めたいと思います。 て、聖域なき関税撤廃なのかどうか、これを確か 内閣総理大臣 (安倍晋三君) 首脳会談におい

そして国内にどういう影響があるかということを 前に結論を出せるのではないかと思います。 おりますが、それには夏の七月の参議院選挙の以 精査しながら判断をしなければならないと考えて 上において今までの交渉経過を、中身を分析をし、 税撤廃ではないという私が認識を得た場合、その その後に、その上において、例えば聖域なき関

うことでありました。そして、総理は今、アメリ カに行って話をしてきた上でしっかりと分析をし て、その上で考えていくという話であります。 平山幸司君 夏の参議院選前に結論を出すとい

ついて現時点では国民的議論が不十分だと、こう 公明党の山口代表が二月の十七日に、TPPに

これも一つお伺いします。

受け止めますか。 の言葉は私は非常に重いと思います。これをどう 発言しております。この連立政権を組む党の代表

員会の設置をするということを、これは自民党の 案ですから、TPPに関する集中審議なり特別委 で、同時に、連立を組む政権のトップの発言、 ろんなことを分析してというお話がありましたの 総裁として指示する考えはありませんか。 また、今、アメリカに行って、帰ってきて、 提 L١

Ę すから、聖域があるかないかということについて 発言は承知をしております。言わば前政権時代の と、こう思います。 その中においては時期等もあるわけでありますか いうことになればそこで終わりでありますが、 います。同時に、この交渉を、もし参加しないと の議論はされていないということなんだろうと思 まだ日米首脳会談が行われていないわけでありま 様にはあったんだろうと思いますし、そもそも今 方、参加するという判断もあるわけでありますが 交渉過程において何らか分からない点も国民の皆 内閣総理大臣 (安倍晋三君) そうしたことも勘案して判断をしていきたい 私も山口代表の 他

国会においてお決めいただきたいと思います。 裁ではありますが、行政府の長でありますから、 平山幸司君 ありがとうございます。 国会については、これは、 私は自由民主党の総

> だいています。 今日は公明党の太田国交大臣にもいらしていた

属するという意味で、国交大臣に御見解をお願い っておったんですが、ちょっと時間がありません っておりまして、本当に皆さん大変な思いをされ いたします。 ので、今の総理の発言に対して、公明党の党に所 ているので、この雪の問題も本当はやりたいと思 後ほど、今日も青森、物すごい豪雪で、 雪が降

については国益にかなう最善の道を求めると、こ いうことでございます。そこにおいては、TPP して合意文書に基づいて私はここに立っていると すのは、十二月二十五日の自公連立政権合意、 としては、おっしゃるとおりだと思います。 私がここに国土交通大臣として存在しておりま 国務大臣 (太田昭宏君) 総理の、 政府の そ

平山幸司君 ありがとうございます。

のように書いてございます。

若しくは特別委員会の設置というものを要求した TPPに関する集中審議、この委員会で行うと、 員会の設置というのは国会が決めることであると いと思います。 いうことでございましたので、委員長に、これは 見解もいただきましたし、集中審議、この特別委 今の、この公明党代表の発言に対して総理の御

委員長 (石井一君) 承りました。 後刻理事会

員

質疑を続行してください。で協議させていただきます。

ざいます。思いますが、このパネルの一番最後のところでご思いますが、このパネルの一番最後の質問になるかと平山幸司君(それでは、最後の質問になるかと)

です。さらには、TPP交渉参加の是非に関しても不ただいても、TPP交渉参加の是非に関しても不です。さらには、TPP交渉参加の判断基準、これも不明確。聖域なき関税撤廃の定義も、これも不明確明確。当成はいけないということでありまと議論をしなければいけないということでありまと議論をしなければいけないということでありまと議論をしなければいけないということでありまと議論をしなければいけないということでありまと議論をしなければいけないということでありまと議論をしなければいけないということであります。また、ISD条項を含めた、これも今日の委員会の中で、これは前提とするということをしっかり言っていただきましたので、この部分はクリアに二つなったと思います。

いします。 玉虫色選挙公約に対しての政治責任に関してお伺関税撤廃のことを言っておりますけれども、この関元で、最後ですが、条件付反対と、聖域なき

う自民党の政権公約を聖域があれば交渉参加に踏を前提とする限りTPP交渉に、参加に反対といるJA等の支援を受けました。聖域なき関税撤廃る回の衆議院選挙では、衆議院の当選議員の多

けであります。 裏切る行為になるのではないかと、こう感じるわ衆議院選挙で自民党を支持された方々の気持ちをみ切ると読むのであれば反対ということでさきのみ切ると

必要ではないでしょうか、いかがでしょうか。です、交渉参加断念、アメリカに行く前に決断がいます。責任を果たすために、総理、最後の質問くの議員、そして自民党政権にも責任があると思この条件付反対という玉虫色の選挙公約は、多

とを確認をしたいと思います。 会談を行って聖域なき関税撤廃がどうかというこへ関総理大臣 (安倍晋三君) あくまでも首脳

ざいました。 平山幸司君 以上で終わります。ありがとうご

は終了いたしました。(拍手)

委員長 (石井一君)

以上で平山幸司君の質疑

疑を行います。大門実紀史君。 委員長 (石井一君) 次に、大門実紀史君の質

大門実紀史君 今日は、物価と賃金の問題につ

食費の割合でございます。所得の低い人ほど割合食費の割合でございます。(資料提示)とも、昨日、最新のエンゲル係数、二〇一二年のども、昨日、最新のエンゲル係数、二〇一二年のいて質問をいたします。(資料提示)

として御覧いただければと思います。は大変なことでございます。そういうふうな数値と。つまり国民の生活のゆとりを示す数字でありと。

数でございます。

なって、低所得者の方々と富裕層との生活格差がいてまいりました。つまり、生活にゆとりがなくしてまいりました。つまり、生活にゆとりがなくしてまいりました。つまり、生活にゆとりがなく

〔委員長退席、理事小川敏夫君着席〕

を見ていかが思われますでしょうか。総理は、通告はしていませんけれど、この数字

大家倍政権でございましたが。 内閣総理大臣(安倍晋三君) このエンゲル係 内閣総理大臣(安倍晋三君) このエンゲル係 大場のとになるんでしょうか。二〇〇六年、二〇〇七年、これは一一年、一二年と上がって おりまして、これはたまたま民主党政 を見ますと、これは一一年、一二年と上がって とょうど第一次安倍政権でございましたが。

これは安倍政権の基本的な方針でございます。ない格差、あるいはそれが固定をしてはならない、ありますが、格差というのは、国民的に許容できいずれにせよ格差を、この格差の定義いろいろ

たかなんですけれども、一つは、賃金がこの間、大門実紀史君(なぜエンゲル係数が上昇してき

ます。二つ目には、食料品の値段がデフレとはり指摘されているとおり、減少してきたことがあり

ういう数字にはならないわけでございます。一番に節約するのは食費です。ですから、通常なら所得が下がったらストレートにエンゲル係数がら所得が下がったらストレートにエンゲル係数がらがるということは余りないんですね、こんな短上がるということは余りないんですね、こんな短上がるということは余りないもです。ですから、通常な一番に節約するのは食費です。ですから、通常な

ございます。 ここ数年、デフレと言われながらも、今申し上ここ数年、デフレと言われながらも、今申し上ここ数年、デフレと言われながらも、今申し上ここ数年、デフレと言われながらも、今申し上ここ数年、デフレと言われながらも、今申し上ここ数年、デフレと言われながらも、今申し上ここ数年、デフレと言われながらも、今申し上ここ数年、デフレと言われながらも、今申し上ここ数年、デフレと言われながらも、今申し上ここ数年、デフレと言われながらも、今申し上

りますけれども、デフレといいながら国民が余りば分かるんですけれども、それは指数で表れておですから、パネルの上段の方を見ていただけれ

w.r.。 などの生活物価が値上がりしてきたからでございが減少した上に、今申し上げた食料、エネルギーこの物価安を実感できなかったというのは、所得

これが今までのトレンドなんですが、さらに、

の背景も含めて簡潔に説明をしてください。等々のエネルギー、これの物価動向について、そら、生活関連ですから、食料、飼料、あと原油追いかけておられますので、直近の輸入物価のう日本銀行に伺いますけれども、輸入物価について

替円安を主因に上昇いたしております。 石炭、天然ガスは前年比プラス一四・五%と、為食料品、飼料は前年比プラス一三・四%、石油、お尋ねの一月の輸入物価を円ベースで見ますと、参考人(木下信行君) お答え申し上げます。

ガソリン等の高騰が、被災地ではもう悲鳴が上が にあったわけですけれども、やはり安倍総理の大 にあったわけですけれども、やはり安倍総理の大 にあったわけですけれども、やはり安倍総理の大 がました、今海外投資家が動いておりますけれど も、特に海外のヘッジファンドなどの投機筋によって急激な円安がつくられて、そして、今あった ように、この一月の一番直近の生活関連の輸入物 は軒並み一割以上も上がっていると。やっぱり ちょっと異常な事態に今なっているわけでござい ます。特に、私も被災地回っておりますが、灯油、 ます。特に、私も被災地回っておりますが、灯油、 ます。特に、私も被災地回っておりますが、灯油、 ます。特に、私も被災地回っておりますが、灯油、 ます。特に、私も被災地回っておりますが、灯油、 ます。特に、私も被災地回っておりますが、灯油、 ます。特に、私も被災地回っておりますが、灯油、 ます。特に、私も被災地回っておりますが、灯油、 ます。特に、私も被災地回っておりますが、灯油、

っているという状況でございます。

ですね。
それを踏まえてお聞きしたいわけですけれども、
子れを踏まえてお聞きしたいわけですけれども、
日本銀行の調査によりますと、
二〇
小いコンとか電化製品など僅か十六品目、僅か十パソコンとか電化製品など僅か十六品目、僅か十パソコンとか電化製品など僅か十六品目、僅か十パリコンとか電化製品が一〇%からひどい場合は四六品目の電気製品が一〇%からひどい場合は四十七千人でする。
それを踏まえてお聞きしたいわけですけれども、
ですね。

消費者物価指数、CPIの約五〇%を今占めて

ましいのではないかと、このように思います。三%という諸外国並みに上昇をしていくことが望でいく中において、このサービスにおいて二、その中で、この物価安定目標二%に向けて進ん

たけど、十年にすると三、四〇%上がっているわたけど、十年にすると三、四〇%上がっているわけですね。過日、民主党の植松先生が指摘されました生活物価は三%から四%毎年上がっているわけに生活物価は三%から四%毎年上がっているわけに生活物価は三%から四%毎年上がっているわけですね。過日、民主党の植松先生が指摘されましたけど、十年にすると三、四〇%上がっているわたけど、十年にすると三、四〇%上がっているわたけど、十年にすると三、四〇%上がっているわたけど、十年にすると三、四〇%上がっているわたけど、十年にすると三、四〇%上がっているわたけど、十年にすると三、四〇%上がっているわたけど、十年にすると三、四〇%上がっているわたけど、十年にすると三、四〇%上がっているわたけど、十年にすると三、四〇%上がっているわたけど、十年にすると三、四〇%上がっているわたけど、十年にすると三、四〇%上がっているわ

み出さなければならないというふうに思います。
 金が上がらないでそういう事態になると大変な、これはデフレよりもたちが悪くてもう最悪の物価と昇と、こういう危険性があるわけでございます。をやらないと、企業の業績が上がればそのうち賃をやらないと、企業の業績が上がればそのうち賃金上げるでしょうというのは、二〇〇六年、七年できなかったわけですね、失敗しているわけでできなかったわけですね、失敗しているわけですよね。やっぱり賃金を上げるということに今踏まれ。やっぱり賃金を上げるということに今踏まれ。やっぱり賃金を上げるということに今踏ます。

ているが、生活物価の関係からいきますと、 エンゲル係数、生活物価の関係からいきますと、 は、全体の賃金の底上げでやっぱり最低賃金を はいますけれども、日本の にも新しい数字でございますけれども、日本の はりまけるということは非常に重要な政府が取り とうとうアメリカにも抜かれました。 先進国でも とうとうアメリカにも抜かれました。 先進国でも

我が党も中小企業に対する施策は大変重要だとをしたときに、賃金引上げの取組をすべきというの影響が心配だとおっしゃったわけでございまして、私は正しい認識だというふうに思います。で、私は正しい認識だというふうに思います。

ますが、一言お願いします。思っておりますが、安倍総理も同じ考えだと思い

内閣総理大臣(安倍晋三君) 委員指摘のとおりでございまして、中小企業、小規模事業者は、ことに対応できない。それを無理やりやっていきことに対応できない。それを無理やりやっていき音体をやめるということになりますので。他方、行るために、政府としても様々な施策を推進している必要があると思います。 委員指摘のとおいく必要があると思います。

三十六円しか上がっておりません。ほとんど自民上げると大々的に掲げましたけれども、三年間で日本は、民主党政権のときに最低賃金を千円に

が多いわけですけれども。
ってからやるべきだとかいう旧態依然とした意見ってからやるべきだとかいう旧態依然とした意見まだ本格的な取組がされていないということでごまだ本格的な取組がされていない。日本としては党時代の伸び率と変わっていない。日本としては

今日ちょっと配付いたしましたけれど、資料、今日ちょっと配付いたしましたけれど、アメリカが実際に最賃引上げに取り組んぎえているかということなんですけど。もちろん、若えているかということなんですけど。もちろん、だんですけれども、経営者たちはどういうふうにだんですけれども、経営者たちはどういうふうにた経営者たちが多かったわけですが、やってみれば、最低賃金引き上げることはビジネスに以り組んを記されば、資料を引き上げることはビジネスに以り組んですけれど、資料でいる経営者の皆さんが支持するようになりました。

をしたものをそこに載っけてございます。
まう一枚目には英文を載っけておきましたが、訳声明文がニュースでリリースされておりますので、
まの社長と重役、そして中小企業経営者が最低
それから、お手元にある配付した資料は、全米

とっても利益となると。賃金の引上げは、消費者低賃金の引上げはビジネスにとっても地域社会に何を言っているかといいますと、私たちは、最

思います。
思います。
思います。
というには大変重要なことだというふうにを高め、製品の品質を高め、消費者の満足度を高め、会社の評判を高め、したがってビジネスにもめ、会社の評判を高め、当績が良くなったら上げものが企業の業績を伸ばすということを言っているわけで、ここは大変重要なことだというふうにあかが企業の業績を伸ばすということを言っているわけで、ここは大変重要なことだというふうにものが企業の業績を伸ばすということを言っているわけで、ここは大変重要なことだというふうにある。

ているわけですね。 その下の方にも書いてございますけれども、実際最賃を上げた州と上げなかった州で何が起きているかというと、上げた州の方が雇用が改善して、いるかというと、上げた州の方が雇用が改善して、当と反対の結論になっているということを述べているわけですね。

と発想の転換といいますか、やってみればこういいろんなことを言っていますけど、やってみればこういろんなことを言っていますけど、やってみればこういたにかく、アメリカの経営者は実践を通じて発想とにかく、アメリカの経営者は実践を通じて発想とにかく、アメリカの経営者は実践を通じて発想とにかく、アメリカの経営者は実践を通じて発想とにかく、アメリカの経営者は実践を通じて発想とにかく、アメリカの経営者のがアメリカの例でございます。と発想の転換といいますか、やってみればこういり日本はまだやっていませんけど、心配ばっかり日本はまだやっていませんけど、心配ばっかり日本はまだやっていませんけど、心配ばっかり日本はまだやっていませんけど、心配ばっかり

と学ぶべきだと思うんですよね。うことになるんだということをやっぱり今きちっ

うに思います。 たから、ちょっと御感想をお聞きしたいというふたから、ちょっと御感想をお聞きしたいというふ

られたんでちょっとあれですけれども。 国務大臣 (麻生太郎君) いきなり所管外で振

これ組合が、連合なんというのは、きっと賃上げ一生懸命やっておられたんでしょうね、この三は正直言って、このアメリカの二〇〇七年の数字、この日付が二〇〇七年二月の八日と書いてありまこの日付が二〇〇七年二月の八日と書いてありまっで、ちょっと正直これは大変参考になりました。今、御存じのように、この数年間というか、リーマン・ショック以後で見ますと、一部上場企業の四三%から四%ぐらいは実質無借金になっているぐらい自己資本比率は極めて高いものになったというのが日本の企業の実態でして、十年、十五を前とは全く日本の企業の実力が違ったものになっております。それが一点。

ますけれども。
るんでしょうね、これ、かなり落ちていると思いいまして、労働分配率は今どれぐらいになってい明らかに今までに過去こんなことはなかったと思じっとしているという状態は異常です。これは、

我々の経営者のときとは全然時代が違って労働我々の経営者のときとは全然時代が違って労働をしたときに、確かに企業は、既に賃金を上げるということを言っておられます。例えばローソンとか、私の地元では安川電機とか、そういうととはっきり、円安になったおかげで賃金を上げるはっきり言われる経営者もおられる。そういっとと経営者が結果としてうまくいくと、ほかの方々も経営者が結果としてうまくいくと、ほかの方々もとという形になる。

いう努力が要ると思っております。いですというインセンティブをより多く与えるといませんので、いろいろな意味でそちらの方がいいませんので、いろいろな意味でそちらの方がいますけれども、少なくともそういった形になる、ますけれども、

耐えられます。問題は中小企業なんですね。賃金は、大企業はもう内部留保ありますから十分大門実紀史君 大臣おっしゃったとおり、最低

〔理事小川敏夫君退席、委員長着席〕

えでしょうか。 規模に大胆にやるということはどうしても今重要 やアメリカがやっているような景気対策として大 ったんですけど、聞いてみたら、使われていない 済みませんけど、なぜ減らしたのかを聞こうと思 ところに助成しますよというちまちました制度が まり、使われもしない制度をつくっちゃっている から実績に応じて減らしたと言うんですよね。 はどんどんどんどん減らしてきているんですね。 う恥ずかしいぐらいですけど、 一応計画を作った こんなレベルじゃなくて、 本当に海外でフランス わけです。これは全面否定はいたしませんけれど、 んです。それも僅か五十億だったんですね。これ あることはあったんです。 民主党政権でつくった になっていると思いますけど、総理、 もう時間がないので、田村大臣に来てもらって それで、日本は一応、下に書いて、ちょっとも いかがお考 っ

員から重要な御指摘があったと思います。 内閣総理大臣 (安倍晋三君) ただいま大門議

の質問を伺っていてそう思った次第でございますうのは勇気が要ることでありますが、結果としてうのは勇気が要ることでありますが、結果としてきた話は別になっていくということになればこれは業績が改善をしていくということになればこれは

大門実紀史君 是非頑張りましょう。 て検討をしていきたいと、このように思います。い勝手がいいように変えていくということも含めいうのがたまにございますから、それはやはり使が、日本の支援の仕方においても、使われないと

これで終わります。

疑は終了いたしました。(拍手) 委員長 (石井一君) 以上で大門実紀史君の質

予コ東III メごりつ風のテコ東IIIに、 疑を行います。舟山さん。 委員長(石井一君) 次に、舟山康江さんの質

のような、そういった答弁が幾つか聞こえておりのような、そういった答弁が幾つか聞こえておりますけれども、私からも何点か確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 一般理は、答弁の中でも、やはり聖域なき関税撤のようかというのが非常にポイントだとお考えのような、そういった答弁が幾つか聞こえておりまかどうかというのが非常にポイントだとお考えのような、そういった答弁が幾つか聞こえておりのような、そういった答弁が幾つか聞こえておりのような、そういった答弁が幾つか聞こえておりのような、そういった答弁が幾つか聞こえておりのような、そういった答弁が幾つか聞こえておりのような、そういった答弁が幾つか聞こえておりのような、そういった答弁が幾つか聞こえておりのような、そういった答弁が幾つか聞こえておりのような、そういった答弁が幾つか聞こえておりのような、そういとは、おいまでは、おいまが幾つか聞こえておりのような、そういった答弁が幾つか聞こえておりのような、そういとは、おいまがしますが、

か。そういった御理解だと理解してよろしいでしょうの一番の肝は、その聖域が取れるかどうかという、やはりこのTPPに参加をするかどうかの判断

ますけれども、この点もう一度確認したいと思い

が基本的な基本方針であります。を前提条件とする以上交渉には参加しない、これをさせていただいたんですが、聖域なき関税撤廃内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほどもお答え

ちょっと違うんではないかと思います。 舟山康江君 私、大変僣越ながら、その認識は

えております。 税分野が非常に大きいというのがこのTPPの特 ですね。金融サービス、これを外国企業にどう開 をどうするのか。また、知的財産、著作権の問題 達、こういったものに対する外国企業の参入条件 物検疫、食品の安全基準をどうするのか。 ています。今、交渉されている二十一分野のほと ゆる非関税分野と言われるものがたくさん存在し れればいいという、そんな単純な話ではないと考 徴でありまして、私はこれ、関税撤廃の例外が取 放するか。投資ルール、こういったいわゆる非関 括的な経済連携でありますので、関税以外にいわ な論点の一つではありますけれども、TPPは包 んどが非関税分野でありまして、例えば、衛生植 もちろん、関税の問題もこのTPPで大変大き 政府調

めたものであって、総理も十分御承知だと思いま資家が政府を訴えることができる、その規定を決けれども、(資料提示)様々な問題がある中で、ちょっとパネルを御覧いただきたいと思います

た。

「いからなった事例という、これ二種類を挙げまし、北米自由貿易協定の事例と、それから韓国が被提すけれども、幾つも提訴されている中で、例えば、すけれども、幾つも提訴されている中で、例えば、

注意しなければいけないと思います。というによっておりますので、やはりここは十分にといれども、先進国も訴えられる。国内の規制が、国家主権で決められる様々な規制が外国の企業、は、先進国は途上国に対して安心して投資すまでは、先進国は途上国に対して安心して投資すると思っておばいけないと思っています。今これは非常に大きな問題だと思っています。今

ました。つまり、非関税分野こそが私はこのTPにることなんだと、こういう答えが返ってまいり言葉ではありませんでした、規制調和を目指してでアメリカ側から言われたことは、TPPのそもでアメリカ側から言われたことは、TPPのそも私は、昨年の一月にアメリカに行ってまいりま

Pの大きな問題だと思っております。

いうお話がありました。
まを及ぼすということも考えられますし、先ほど害を及ぼすということも考えられますし、先ほどまをのではないで良くても途上国に本当に甚大な被のでは、知的財産の保護強化、特許の期間延長、

では、 はしてまいりません。 韓国においても特区というのも十分考え はしてまいりません。 韓国においても特区という という、こういう穴を空けているんですね。 という、こういう穴を空けているんですね。 という、こういう穴を空けているんですね。 ということで医療に影響が及ぶというのも十分考え いうことで医療に影響が及ぶというのも十分考え いうことで医療に影響が及ぶというのも十分考え いうことで医療に影響が及ぶというのも十分考え

どうでしょうか。
いと思いますけれども、総理、その辺の御見解はの問題であるということを是非御認識いただきた問題ではない、もう国民生活全体、国家主権全体問題ではない、農業を守るのかどうなのか、農業

ところでございます。
て、非関税分野も含めて今情報収集に努めているて、非関税分野も含めて今情報収集に努めているしましては、我が国といたしまし、国務大臣(岸田文雄君) 委員御指摘のように、

これまで得られている情報によりますと、TPP御指摘のあったISDS条項につきましても、

ている、こうした状況にあります。SDS手続の濫用を防ぐための規定が今検討され限の確保との間の公平なバランスを保つことでI交渉におきましては、投資の保護と国家の規制権

求めていきたいと考えております。 っかりと情報を集めて、国益にかなう最善の道を 部で二十四締結しておりますが、 難しいと思っています。実際、 訴えられること、これがそもそも想定することは すから、この国家と投資家との間のISDS手続 との整合性を図る、こうした方針であります。で 連協定締結に当たっては、締結に当たって国内法 によって、 この同手続で訴えられた前例は存在いたしません。 八年以降、ISDS手続を含む投資関連協定、全 これ以外のこの非関税分野につきましても、し 加えて、そもそも我が国において、この投資関 我が国の国内法が協定に反するという。 我が国は、 我が国の場合、

ります。 ゆる協定に入っているというのは私も承知してお 舟山康江君 一般論としてISDS条項があら

がもう四百件近いという状況もありまして、やはた事例が本当に多く散見しております。ここずった事例が本当に多く散見しております。ここずった事例が本当に多く散見しております。ここずった事別が本当に多く散見しております。アメリカが、問題はやはりアメリカなんですね。アメリカが、問題はやはりアメリカなんですね。アメリカが、

ただきたいなと思っております。 い。つまり、聖域なき関税撤廃が、仮に、仮に聖い。つまり、聖域なき関税撤廃が、仮に、仮に聖い。のまり、聖域なき関税撤廃が、仮に、仮に聖い。つまり、聖域なき関税撤廃が、仮に、仮に聖りここは細心の注意を払っていかなければいけなりここは細心の注意を払っていかなければいけな

うことですね、しますよということを国民と自民 すのでもう繰り返しませんけれども、これ以外に 渉参加に反対すると。これに加えまして、 ζ ڮ 党の約束ということで提起をしております。 さいという、こういうことを、留意しますよとい いただきました。自由貿易の取組というところで、 議院選挙の際の自民党の政策集から抜粋をさせて ます。これ、パネルは、二〇一二年、昨年末の衆 民党でも相当強く認識をされていると思っており いわゆる非関税分野についてもちゃんと留意しな ております聖域なき関税撤廃を前提にする限り交 自由貿易の推進は我が国の外交通商政策の柱です この点につきましては、総理が総裁を務めます自 パネルを御覧いただきたいと思います。実は、 TPPについて、先ほど来総理がおっしゃっ これも何度も多くの質問者が説明しておりま 私もこのことには異存がございません。 そし から

しない限り是非は判断できませんという、こういこれは確認ですけれども、この六項目をクリア

い。 う理解でよろしいでしょうか。確認させてくださ

断をしていくということになります。 内閣総理大臣 (安倍晋三君) まず、首脳会談内閣総理大臣 (安倍晋三君) まず、首脳会談内閣総理大臣 (安倍晋三君) まず、首脳会談所をしていく。と同時に、国益にかなう最善の道を求めていく。と同時に、国益にかなう最善の道を求めていくという中において判断をしたい。その判断をする上において、その五項目も当然踏まえて判断をしていくということになります。

そういったことだと思っております。 おかなか分かりにくいんですけれども、五項目をなかなか分かりにくいんですけれども、五項目をなかなか分かりにくいんですけれども、五項目をなかなか分かりにくいんですけれども、五項目を

たいと思っております。
これ、二月一日の参議院本会議におけます我が
これ、二月一日の参議院本会議におけますませた。

そう考えますと、衆議院の予算委員会理事会に

けが基本方針として掲げられています。
りTPP交渉には参加しない、つまり公約の だども、これは、聖域なき関税撤廃を前提にする限について、これ内閣官房の名前で出ていますけれ提出されましたTPP交渉参加に対する基本方針

としての基本方針を明確に文書でお出しいただきとしての基本方針を明確に文書でお出しいただきとしての基本方針を明確に文書でお出しいただきとしての基本方針を明確に文書でお出しいただきかいますけれども、関税以外の様々な懸念についる。

舟山康江君 これ、聖域なき関税撤廃だけではら判断をしていくということになってまいります。判断していく。当然その五項目も念頭に入れながすが、という中において交渉参加するかどうかをいく、これは自民党と公明党の連立合意でありまいく、これは自民党と公明党の連立合意でありまい。

ĺĆ けられるようなことがないようにきちんと確認で や間違ってもアメリカンルールがそのまま押し付 食の安心、安全、そういったものに対して、よも いてもきちんと我が国の立場を言っていくと、 ない。 是非委員長に要求していただきますようお願いい 非これは文書で出していただきたいということを 非常にここがそごがあると思っていますので、 でも一方で文書で出てくるのが一項目だけという。 いや、総理の言葉ですから重いんですけれども、 きると、そこをやはり確認した上でなければ交渉 ろいろ様々な、国民皆保険制度についても守ると、 のは駄目、それから政府調達、金融サービスにつ なき関税、聖域が取れたとしても、ISDが入る たします。 には参加しないということ、この姿勢を是非明確 私はやはり、総理が口頭でおっしゃるのは、 仮に、繰り返しになりますけれども、聖域 是 L١

このように思います。 委員会の重要な記録としてひとつ明記したいと、聞かれておりましたので、今の答弁と併せて予算ませんが、今の舟山康江さんの議論を総理もよくませんが、今の舟山康江さんの議論を総理もよく 委員長 (石井一君) 私の立場で出せとは言え

質疑を続けてください。

白い意見があります。まず一つは、まずは交渉にところで、このTPP交渉に関していろんな面舟山康江君(委員長、ありがとうございます。

この議論は私は間違っていると思います。 との
まないかと、こういった意見があります。これは、
はないかと、こういった意見があります。これは、
はないかと、こういった意見があります。これは、
ので、早く入ってルール作りが主導できるというので、早く入ってルール作りが主導できるというまっている、
早く入ってルール作りに積極的にかかわるべきで
との議論は私は間違っていると思います。

しょうか。教えてください。可能なんでしょうか。また、その事例はあるんでもあります。果たして外交交渉上、途中の離脱はければ離脱すればいいではないかと、こんな議論そして、もう一つ、交渉に参加をして内容が悪

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つ後、署名、締結を行っていない例といたしまして、ことですが、我が国が交渉に参加しながら、その実際、前例としましては、これは二〇〇二年の

この議定書が前例として存在いたします。ける取扱い又は刑罰に関する条約の選択議定書、

度だと思っています。 舟山康江君 大変非常にマイナーな議定書、条舟山康江君 大変非常にマイナーな議定書、条度だと思っています。 大変非常にマイナーな議定書、条件山康江君 大変非常にマイナーな議定書、条件山康江君 大変非常にマイナーな議定書、条件出康江君 大変非常にマイナーな議定書、条件出康江君 大変非常にマイナーな議定書、条件出東江君 大変非常にマイナーな議定書、条件出東江君 大変非常にマイナーな議定書、条件出東江君 大変非常にマイナーな議定書、条件出東江君 大変非常にマイナーな議定書、条件出東江君 大変非常にマイナーな議定書、条件にないます。

ますけれども、総理、いかがお考えでしょうか。 という話がありますけれども、これはアメリカはという話がありますけれども、これはアメリカはという話がありますけれども、これはアメリカはきなやはり大国同士の協定の中で途中離脱というも、多くは復帰しているというものがありますけれども、多くは復帰しているというものがありますけれども、多くは復帰しているというものがありますけれども、多くは復帰しているというものがありますけれども、多くは復帰しているというものがありますけれども、総理、いかがお考えでしょうか。 ますけれども、総理、いかがお考えでしょうか。 私もいろいろ、大きな条約で途中離脱という事

> でいく交渉に中心的な国であります。 例も挙げさせていただきましたが、米国は、やや例も挙げさせていただきましたが、米国は、ややていく交渉に中心的な国であったわけでありますが、加盟はしていないということもございます。 やはり交渉でございますから、しかし実際にしてみなければ分からない点もありますし、だからこそ交ければ分からない点もありますし、だからこそ交ければ分からない点もありますし、だからない点もあります。 でみなければ分からない、参加をしてやってみなければ分からない点もありますし、だからこそ交ければ分からない点もありますし、だからこそ交ければ分からない点もあります。

国民議論も足りないと思います。 いまだ情報開示がまだまだ少ないと思っています。 舟山康江君 いずれにいたしましても、やはり

うか。総理です。総理、お願いします。新しい情報というのは何か出てきているんでしょか月がたちますけれども、自公政権になってからでありますけれども、自公政権に替わって既に二これは民主党政権時代から指摘されていたこと

され、それを今分析、精査している段階にありま集は引き続き続けております。様々な情報が入手様々な国際会議における関係者の発言等、情報収き二国間協議、そして情報収集の協議、さらには国務大臣(岸田文雄君) 政権交代後も引き続

おります。
おります。
おります。
おります。
おります。
おりまする特別委員会を設置を記載して
にまた、同調した公明党は、さきの衆
上で情報開示と徹底審議を行うべきとしておりま
上で情報開示と徹底審議を行うべきとしておりま
をのます。

いかがでしょうか。 与党として、やはりきちんとした情報開示、国民的議論をするという意味でも、まずは国会の中民的議論をするという意味でも、まずは国会の中民の議論をするという意味でも、まずは国会の中民の議論をするという意味でも、まずは国会の中民の議論をするという意味でも、おは国会の中民の議論をするという意味でも、

断をしていただきたいと思います。 内閣総理大臣 (安倍晋三君) 国会において判

ただきます。
日本のでは、
日本

疑は終了いたしました。(拍手) 委員長(石井一君) 以上で舟山康江さんの質ありがとうございました。

質疑を行います。福島さん。 委員長(石井一君) 次に、福島みずほさんの

福島みずほ君 明日、総理が訪米をされますの

す。

す。で、日米首脳会談についてまずお聞きをいたしま

でしょうか。 て、解釈改憲についてオバマ大統領と話をするのて、解釈改憲についてオバマ大統領と話をするのと政府の見解でした。集団的自衛権の行使に関し集団的自衛権の行使はできないというのがずっ

していくわけであります。 関係を強化をしていくということについて議論を題を決めたわけではございませんが、日米の同盟内閣総理大臣(安倍晋三君) まだ具体的な議

っております。
てもお話をさせていただきたいと、このように思うことが決まっております。そうしたことについがございますが、これを更に議論をしていくとい懇の第一次安倍政権において取りまとめた四分類

す。 について発言するというのは極めて重要なことでいった。ですから、総理が、憲法尊重擁護義務も解でも集団的自衛権の行使はできないということ解このでは君 憲法において、今までの政府見

いんですよ、あるいは合意ができたわけでもない自衛権の行使に関して国会でどこも議論していなておりますが、それだったら、だってこの集団的もちろん審議会で議論したというのは承知をし

ず真っ先に議論ができるんでしょうか。 んです。なぜそのことについてオバマ大統領とま

話し合っていくべきだろうと、こう思います。様々な議論をしていくということについては当然ために日本は何をすべきかという観点から日本はために日本は何をすべきかという記とでもとか報告をするとかこれをやるということでするとか報告をするということにはなくて、日米同盟関係を更に強化をしていく、日本の関総理大臣(安倍晋三君) これは、議論を内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、議論を

を背負っている私たちとしてどう対応していく、そういの数十年の間にアジア太平洋地域の安全保障をめの数十年の間にアジア太平洋地域の安全保障をめの義務でもあるわけでありまして、そういう義務を背負っている私たちとしてどう対応していくべを背負っている私たちとしてどう対応していく、そういう責任があるのではないかと、このように思います。

るとかそういうことでは全くない話であって、我のとかそういうことでは全にはまさに米国の了解を得いでざいましたが、これはまさに米国の了解を得いでさいましたが、これはまさに米国の了解を得いとでよろしいんですね。(発言する者あり) つことでよろしいんですね。(発言する者あり) かいこざいますが、集団的自衛権の解

全くございません。

いんですね。て、解釈改憲について報告をするという理解でい分かります。しかし、集団的自衛権の行使に関しつまり、日米同盟に関して話をするというのは

ノーでございます。 内閣総理大臣 (安倍晋三君) それについては

の前その報告書を受け取ったところでございますめた四分類を中心とした安保法制懇の報告書、こつまり、今、まさに第一次安倍政権で取りまと

していただこうと、こう思っているわけでありまいという予見を与えずに専門家の皆さんに議論をあります。 私がそれについて解釈変更した方がいが、それについてこれから議論をしていくわけで

HKインタビューで、オバマ大統領に対して、集 おりますし、同時に、そうした研究が今行われている、検討が行われているということを、これはいる、検討が行われているということを、これはその話の流れの中でそういうお話をするということもあるかもしれないと、このように思います。ともあるかもしれないと、このように思います。ともあるかもしれないと、このように思います。ともあるかもしれないと、このように思います。ともあるかもしれないと、このように思います。ともあるかもしれないと、このように思います。ともあるかもしれないと、このように思います。 福島みずほ君 それは、総理が一月十三日のNHKインタビューで、オバマ大統領に対して、集

説明する、話をするというのは実に大きいですよ。いうことについてと一国の総理が外国の大統領に話をするわけでしょう。解釈改憲について、こう統領に説明するわけじゃないですか。少なくとも釈改憲の審議会の結果を総理大臣としてオバマ大釈改憲の審議会の結でも、私は、もちろん、その流れでも、今の話でも、私は、もちろん、その流れ

日本は今まで集団的自衛権の行使はできないとさ日本は今まで集団的自衛権の行使はできないとさ日本はやっぱり極めて問題ですよ。(発言する者をれはやっぱり極めて問題ですよ。(発言する者をれはやっぱり極めて問題ですよ。(発言する者をれはやっぱり極めて問題ですよ。(発言する者をれはやっぱり極めて問題ですよ。(発言する者をれはやっぱり極めて問題ですよ。(発言する者とはできないということを強く申し上げます。

大統領に説明されるんでしょうか。を三月にも沖縄県に申請するということをオバマ基地を造るということについて、公有水面埋立て水に、沖縄県の辺野古沖を埋め立て米軍の海上

決めていないということであります。的な時期は決めていません。それは今の時点では天間飛行場の移設に必要な埋立申請について具体内閣総理大臣(安倍晋三君) 現時点では、普

つであり、オバマ大統領と議論をしたいというふ

団的自衛権の見直しは安倍政権の大きな方針の一

うに自ら述べていらっしゃるからなんです。

んですか。 いましたが、申請をするということは説明される力大統領に、今、時期は決めていないとおっしゃー福島みずほ君 では、そのことについてアメリ

福島みずほ君 日米地位協定は、身柄の確保を

というでしょうか。 とおりであり、社民党もこの不平等な日米地位協定は改定すべきだと。たくさん犯罪が起きていたとおりであり、社民党もこの不平等な日米地位協定は改定すべきだと。たくさん犯罪が起きていたさ。加害者が米兵なのか日本人かによってその総理、日米地位協定の改定についての改定は、平等な条約です。日米地位協定のか日本人かによってそのにだきたい。どうでしょうか。

ます。
ます。
日米地位協定に
内閣総理大臣 (安倍晋三君)
日米地位協定に
内閣総理大臣 (安倍晋三君)
日米地位協定に
日米地位協定に
日本地位協定に
日本地位は
日本地位認定に
日本地位は
日本地位は
日本・
日本・

てさいります。
日米地位協定についてはこれまでも運用におい日米地位協定についてはこれまでも運用の改善の努力が行われているわけでありますが、ことが重要であるというふうに考えておりますが、引き続き、事件や事故、騒音、環境などを含め、一つ一つの問題を解決すべく最大限の努力を払ってまいります。

の改善では適用できないという段階に来ていると福島みずほ君 犯罪が多発している中で、運用

から。それを心からお願いをいたします。言をしていただきたい、日本の総理大臣なんです思います。是非しっかり日本の総理大臣として発

ハドト。 次に、雇用、賃金の問題についてお聞きをいた

えますが、いかがですか。価指数が下がるデフレの一つの大きな原因だと考落して物価が下がっております。賃金の下落が物落りて物価が下がっております。賃金が下落が物に

す。 のでいくという認識はそのとおりだろうと思いまが下がれば当然消費も落ちてくると、デフレが進 この悪循環に入っているわけでありまして、賃金 として、物価の下落よりも賃金が下がっている、 内閣総理大臣(安倍晋三君) デフレの問題点

をまずすべきではないでしょうか。 福島みずほ君 だとすれば、賃金を上げること

して、だからこそ、このデフレマインドをなくさります。借金を上げさせることが一番いいわけであります。借金を上げさせることが一番いいわけでありまら現金で持っていることが一番いいわけでありまら現金で持っていることが一番いいわけでありまら現金で持っていることが一番いいわけでありますが、どの企業もこれはデフレ予測がありますから、では、どの閣総理大臣(安倍晋三君) 大切なことは、内閣総理大臣(安倍晋三君) 大切なことは、

だんだん活発になっていくわけであります。りも今日買ってしまおうかと、こうやって消費もい、物の値段も上がっていきますから来年買うよお金を持っているよりも投資をしなければいけなンフレ期待に変わっていくことによって、言わばせていく、そしてインフレ期待に変えていく。イ

と、このように思います。と、このように思います。と、このように思います。そして変化が出てくるように、機動的な財政政策にスピードを速め、日本全国の地域隅々までそうにスピードを速め、日本全国の地域隅々までそういくことが極めて、賃金が上がっていくという、更そういう軌道に乗っていくためにも必要であるうと、このように思います。

した。 われた給料はついに一九九〇年以来最低になりまわれた給料はついに一九九〇年以来最低になりまる場合の勤労統計で、支払

る、給料が下がる。この期間は、好景気なのに会改革の下で、結局、好景気だけれども物価は下がり続けました。しかし、この六年間、物価は下がり続けました。しかし、この六年間、物価は下がり続けています。好景気になればデフレは解消されるけています。好景気になればデフレは解消されるというのは全くの誤りです。あの時期、小泉構造での下で、結局、好景気拡大期間、つまり好景間、日本は史上最長の景気拡大期間、つまり好景間、日本は史上最長の景気拡大期間、つまり好景

るんでしょうか。

さんでしょうか。

なんでしょうか。

でいる人、踏んだりけったりではないですか。

の方は給料を上げるためにどういうことをなさました。今後、二%の物価上昇といいながら、復ました。今後、二%の物価上昇といいながら、復ました。今後、二%の物価上昇といいながら、復ました。

内閣総理大臣(安倍晋三君) 小泉政権におい 内閣総理大臣(安倍晋三君) 小泉政権におい 内閣総理大臣(安倍晋三君) 小泉政権におい 内閣総理大臣(安倍晋三君) 小泉政権におい 大ことの一つが、これはやっぱり金融緩和を続け たことの一つが、これはやっぱり金融緩和を続け ていくということなんですね。金融緩和を続け ていくことによってデフレから脱却することはできな が、残念ながらデフレから脱却することはできな が、残念ながらデフレから脱却することはできな かった。この反省の上に立って我々は今回政策を かった。この反省の上に立って我々は今回政策を かったんですよ。今回はまさにそれをやろうとしてい 内閣総理大臣(安倍晋三君) 小泉政権におい 内閣総理大臣(安倍晋三君) 小泉政権におい

でございます。
そして、当時は、麻生財務大臣からも先般答弁をしたように、当時は、麻生財務大臣からも先般がございますから、バランスシートをしっかりとしてがこう、そっちに経営者は頭が行ってしまったわけでありまして、借金は返していく、自己資本比様関から貸し剥がし等々に遭ったという経験がごでございます。

そこで、今回は、まさに大胆な金融政策をやるし、そして機動的な財政政策もやるし、さらには投資先となるこの成長戦略も実行していく上において、企業家のマインドも変わりつつある中において、企業家のマインドも変わりつつある中においただいて、早くデフレから脱却をしていくためにも賃金を上げてくださいということをお願いをしたところでございまして、業績が改善したところがら賃金を上げていく、あるいは一時金を上げていこうということで同意をしていただいた。前回は業績が改善しても上げなかったんですから、これは私は大きな変化ではないのかなと、このように思います。

福島みずほ君 トリクルダウンすると言ってトリクルダウンなんかしないですよ。今回も、賃金リクルダウンしなかったんですよ。今回も、賃金上げると経団連に言ったにしても、政府がもっと上げる政策を取らなければならない。(資料均等待遇の実現を図る、あるいは公共事業、公共均等待遇の実現を図る、あるいは公共事業、公共均等待遇の実現を図る、あるいは公共事業、公共均等待遇の実現を図る、あるいは公共事業、公共均等待遇のときの公契約法や公契約条例、これをもっと制定していくことなど必要だと考えています。

次に、規制改革会議についてお聞きをします。

応するんですか。 思制改革会議は雇用について議論をします。解 規制改革会議は雇用について議論をします。解 を緩和すべきだと答申したときに、政府はどう対 を緩和すべきだと答申したときに、政府はどう対

大阪(安倍晋三君) 賃金について言れるというのは極めて大きなことではないかと、このように思います。 大び、安倍政権が発足してまだ二か月もたっていないんですよ。二か月もたっていないにもかかわなかったですよね。(発言する者あり)かつておいったですよね。(発言する者あり)かつておいますから、今、一社二社という話が出ましたが、そんなことはありませんよ。これはかなりたが、そんなことはありませんよ。これはかなりたが、そんなことはありませんよ。これはかなりたが、そんなことはありませんよ。これはかなりたが、そんなことはありませんよ。これはかなりたが、そんなことはありませんよ。これはかなりたが、そんなことはありませんよ。これはいたと、このように思います。

ていること、雇用を通じて社会との様々なつなが一方で、多くの労働者が賃金によって生計を立てって労働移動が円滑に行われるという見解があるそして、解雇規制の緩和については、これによ

えております。十分に議論が尽くされるべき問題というふうに考りが形成されていることを踏まえれば、労使間で

きなことを言っていいんですか。 業も可能にして、それもあり、非正規雇用が本当事に労働法制の規制緩和をして、派遣法の、製造事に労働法制の規制緩和をして、派遣法の、製造

規制改革会議の中で、これは規制緩和の改革じ なんです。 は、非正規雇用は増えるし、失業者は増えま ないですか、言っていることは解雇の要件の緩 をは、非正規雇用は増えるし、失業者は増えま は、非正規雇用は増えるし、失業者は増えま なんですかという話です なんですかという話です なんですかという話です

を削除すべきだと思いますが、いかがですか。この規制改革会議からこの雇用についての条項

れておく必要がありますし、そして働き方も多様グローバル化しているということもこれは頭に入そこで、労働法制については、これは、経済が

していきたいと、このように思っています。重要ではないかと。そのことも含めて我々は検討ついてちゃんと道が開かれている、これも極めて例えば派遣から正社員になりたいという人たちに化をしています。その中において、非正規から、

まった。 第一次安倍内閣のときも賃金下がり続けたんです規制緩和をして、非正規雇用者増やしたんですよ。 福島みずほ君 多様な働き方といって自民党は

このように思います。様々な経済の指標を参考に入れて判断をしたいと、それと、消費税を上げるということについては、

っとって判断をしていきたいと思います。 らですね、今年の秋に様々な指標を見て法令にのを上げるかどうかということについては、来年か内閣総理大臣(安倍晋三君) まさに、消費税

れば生活が圧迫されます。税したら駄目ですよ。賃金が下がって消費税上が福島みずほ君(賃金が上がらなければ消費税増

ということで、要件とすべきだ、消費税を上げ

ります。 るべきでないということを申し上げ、質問を終わ

疑は終了いたしました。(拍手) 委員長(石井一君) 以上で福島みずほ君の質

を行います。水戸将史君。 委員長(石井一君) 次に、水戸将史君の質疑

水戸将史君 日本維新の会の水戸将史でござい水戸将史君 日本維新の会の水戸将史でござい水戸将史君 日本維新の会の水戸将史でござい水戸将史君 日本維新の会の水戸将史でござい水戸将史君 日本維新の会の水戸将史でござい

農業の構造改革の加速化や、農産品、食品の輸出内閣においては農業を成長分野と位置付けまして、立のような基本的な考え方に立ちまして、安倍

ように思います。としていきたいと、このういう観点から農政を推進していきたいと、このる、日本を守っているのも農業でございます。そる、日本を守っているのも農業でございます。同時に、としていきたいと、このように思います。同時に、拡大といった取組を推進し、農業を魅力ある産業拡大といった取組を推進し、農業を魅力ある産業

ういうようなスタンスでしょうか。に臨もうとするのかどうか。安倍政権としてはどういうテーマについて考慮に入れてこの交渉参加料安保という問題にも絡んできますけれども、こ料の交渉参加に当たりまして、食料自給率、食

本は増やしていない、ほとんど増えていないといれて関総理大臣(安倍晋三君) 先進国を見てみますと、工業化していく中においていわゆる食料ますと、工業化していく国、イギリスもそうですし、再び持ち直していく国、イギリスもそうですし、おすが、食料自給率を回復をしていく中においてどういう意味においては、一九六五年の数値を見そういう意味においては、一九六五年の数値を見ますと、イギリスやドイツ、それぞれ二十倍、七十倍と、こう増やしているわけでありますと、イギリスやドイツ、それぞれ二十倍、七十倍と、こう増やしているわけでありますと、イギリスやドイツ、それぞれ二十倍、七十倍と、こう増やしていない、ほとんど増えていないといれば、日本では増えているのであります。

いうことであります。
我々の基本的な方針というのは、聖域なき関税撤我々の基本的な方針というのは、聖域なき関税撤別がれにせよ、このTPPについて言えば、

ことも考えられますか。 というような期待を持って交渉参加に臨むという合に、食料自給率の向上に資することもあり得る けれども、いわゆるこのTPPに仮に参加した場 水戸将史君 総理の率直なお考えで構いません

水戸将史君 農業基本法ですね、一九六一年のります。 率を向上させていくというのが基本的な方針であぶにかかわらず、基本的な方針として、食料自給

内閣総理大臣 (安倍晋三君)

このTPPいか

水戸将史君 農業基本法ですね、一九六一年の水戸将史君 農業基本法ですね、一九六一年の水戸将史君 農業基本法ですね、一九六一年の水戸将史君 農業基本法ですね、一九六一年の水戸将史君 農業基本法ですね、一九六一年の水戸将史君 農業基本法ですね、一九六一年の水戸将史君 農業基本法ですね、一九六一年の水戸将史君 農業をますが。

かせください。

農水大臣、この五十年間の農業政策について、農水大臣、この五十年間の農業政策について、

います。 国務大臣(林芳正君) お答えいたしたいと思

今の長い間の食料自給率の低下についての原因今の長い間の食料自給率の低下についての原因の食料自給率の低下についての原因の食料自給率の低下についての原因の食料自給率の低下についての原因の食料自給率の低下についての原因

ていると。

ていると。

の消費量、一人頭やっぱり半分ぐらいになってきの消費量、一人頭やっぱり半分ぐらいかなというふうにの食生活、大体その半分ぐらいかなというふうにのは生活、大体その半分ぐらいかなというふうにの消費量、一人頭やっぱり半分ぐらいを食べて大体おの消費量、一人頭やっぱり半分ぐらいになってきの消費量、一人頭やっぱり半分ぐらいになってきていると。

イドと、それからディマンドサイドといいますか、水田というものがあったものが、このサプライサしたがって、その倍あったものを支えるための

しては挙げられたのではないかと。 な変化が起きていないというところが一つ要因と場合に、この数十年で余り食生活のこれほど大きえばドイツとかヨーロッパ、イギリス等と比べた食べる方が合わなくなってきていると。これが例

かというふうに思っております。きな要因としてはそういうことがあるのではないではなくて、いろんな反省も踏まえて、しかし大これは、我々、全く失敗していないという意味

水戸将史君 前政権下の、先ほども若干お話もれに関しましたが、戸別所得補償政策ですね、こいうことに関しまして、確かに農地の集約化に資するもいうことに関しましては、やはりこれは私自身も自問自答しまして、そうじゃないのかなということも十分考えられると思いますけれども、政権交代う形で批判をしておりましたけれども、政権交代したものですから、恐らくこれから理念あるばらまき政策をするんじゃないかと思っておりますが。具体的にこの戸別所得補償制度をどうしたいのまき政策をするんじゃないかと思っておりますが。

国務大臣 (林芳正君) お答えいたします。

れるおつもりですか。

転換を図っていくのか、どういう形で臨んでいかか、全面的に廃止をして新しい形で衣替えして大

申入れをやっておったようでございます。米は直まきというのは余りできないのかなと、こうばらまきというのは余りできないのかなと、こうばらまきというのは余りできないのかなと、こうばらまきというのは余りできないのかなと、こうがらまして、戸別所得補償制度の見直し、先ただくためのこの制度の変更というのを度々実はただくためのこの制度の変更というのを良々実はいうふうにも思ったようでございます。

でございます。

おります。十分に協議をして進めていきたいと、こう考えて共団体の皆さんの意向を把握しながら、与党ともして、まずはやっぱり現場の方、農業者や地方公したがって、これまでの制度の実施状況を検証

水戸将史君 戸別所得補償政策、現行の制度で

ますけれども、段階的にこれを廃止をする。ということが前提となっているわけでありまして、いきなりやめるとということが前提となっているわけでありまして、かと私は思っておりまして、いきなりやめるともちろん米価が暴落するとかそういう懸念もありもちろん米価が暴落するとかそういう懸念もありませ、生産調整、いわゆる減反政策に協力をするすと、生産調整、いわゆる減反政策に協力をする

また、もちろん田んぼは田んぼとしての機能がありますものですから、田んぼを残しつつ、例えば食用米以外の飼用米とか加工米等々に関して、いうものを廃止をしていく、そういう方向性で進いうものを廃止をしていく、そういう方向性で進めていくべきだと私は思っているんですけれども、ような政策でやりましたけれども、今言ったようような政策でやりましたけれども、今言ったようような政策でやりましたけれども、今言ったようしたコストの縮減にもつなげていくような、そうしたコストの縮減にもつなげているんですけれども、それについてはどうでしょうか。

八キロということでございます。現在、主食用米生まれたころから半分程度、百十八キロから五十先ほど申し上げましたように、ちょうど我々が国務大臣 (林芳正君) ありがとうございます。

が生まれると。

ことと共通しておると思っております。 ざいますので、大きな方向性は委員がおっしゃる とで水田の有効活用を図っていくということでご 思いますが、それからあとは、輸入に頼ってい クロップサイレージといったものが考えられると うに、主食用以外で、例えば飼料用米ですね、 制的な措置ということではなくて、メリット措置 て誘導すると、メリット措置で誘導するというに 援すると。こういうものを強制的な措置ではなく も一一%ということですから、こういう生産を支 大豆、これは自給率が七%でございますし、 米、それから米粉用米等の生産、それからホール 参加を誘導するということで、今お話があったよ によって、農家の判断によってこの需給調整への そのときにどうするかということで、まさに強 小麦

全国で四十万ヘクタール、全体の一割近くなるとりまして、いわゆる耕作放棄地に関しましては、今の方向性といたしますと、農水大臣が中心とな放棄地の対策のことが掲載をされておりました。水戸将史君(昨今の新聞の記事でも、この耕作

していこうというような話がございました。欲的な農家にそれを貸し付けていくという制度にまして、これから県が、都道府県が主体となって、まして、これから県が、都道府県が主体となって、題である。何とかこの放棄地をうまく活用できな題である。何とかますので、本当にこれは深刻な問いう話でございますので、本当にこれは深刻な問

っております。 ような、そうした政策転換をしていくべきだと思ながらも、その耕作放棄地を何とか生かしていくざいますし、またどんどんそういう形で推移をしざいますし、またどんどんそういう形で推移をし

人等々もあると聞いております。 人等々もあると聞いております。 人等々もあると聞いておりますし、なかなか思ったとおりにと確が上がらないという形で、非常にやりたくてと、確かにいろいという形で、非常にやりたくてと、確かにいろんな形で、後継者不足もありますと、確かにいろんな形で、後継者不足もありますと、確かにいるの農家を見ています

の再生に向けていくというような、そういうスキでしいかどうか分かりませんけれども、やっぱり正しいかどうか分かりませんけれども、やっぱり正しいかどうか分かりませんけれども、やっぱりいある意味でそれは、不良債権という言い方は

Щ 指しまして、都道府県担い手育成総合支援協議会 員会というのがございまして、これは経営が困難 のでございますが、平成十七年度から二十一年度 らないかということをやるというのをやっておっ 生産施設等の経営資源が有効活用されることを目 かりませんが、今委員がおっしゃったことは、 たようでございます。八道県、 というのの下にこの委員会をつくって、何とかな となった農業者の事業再生、それから所有農地や しかしたら御存じかもしれませんが、農業再生委 国務大臣 (林芳正君) お答えいたします。 整理回収機構とどれぐらいパラレルかどうか分 山形、石川、島根、 徳島、大分で設置をした 北海道、 岩、 秋 ŧ

> 手の代理人になってやるというところまではあっ 理をした上で出すというところまでなかなか行っ 県を使って、今、 仕分でちょっと打ち切られちゃったということも に思います。 できればということも研究してみたいというふう その中で今先生がおっしゃったような趣旨がもし ていないようですので、是非そういった方向で、 的な制約もあって、一回持って、それで面的な整 て、県の段階もあるんですが、なかなかその予算 ると思いますし、今委員がおっしゃったように、 ありまして、今やっていないようでございます。 は余り言うべきことじゃないかもしれませんが、 までの活動実績はやっぱり四件しかなくて、これ そういうトライをまたやるということもあり得 市の方の公社みたいなのが出し

っております。 是非つくっていただくことを強く要望したいと思農業の再生に期するような、そうしたスキームを水戸将史君 是非研究を進めて、そういう形で

ですね。しかし、この新規につくるときは、これの改革についてお伺いしたいと思っておりましてはいろんな形で論議がされておりました。今現行法でも、十五人以上の農家が集まれば、農業者が集まれば誰でも農協を新規につくることが可能なんでも、十五人以上の農家が集まれば、農業者が集まれば。しかし、この新規につくるときは、これですね。しかし、この新規につくるときは、これですね。しかし、この新規につくるときは、これですね。しかし、この新規につくるときは、これですね。しかし、この新規につくるときは、これですね。しかし、この新規につくるときは、これですね。しかし、この新規につくるときは、これですね。

ここで頓挫をするということがしばしばありましたくても、この協議会にかかればなかなか、ライたくても、この協議会にかかればなかなか、ライたくても、この協議会にかかればなかなか、ライた、関係市町村及び都道府県の農協中央会と協議は農協法の第六十条に規定されておりますけれどは農協法の第六十条に規定されておりますけれど

ざいますけれども、閣議決定だけは、 ども、これについていかがでしょうか 理を設ける必要があるんじゃないかということが すけれども、やはり農業者の立場に立った中にお れども、新しい政権になりまして、この閣議決定 るという閣議決定だけはしたようでございますけ いろんな圧力がありまして、結局、置き土産でご 法改正をして、やはり農協の中においても競争原 ける農協の在り方というものに関して、農協法を もの、もちろん農協もいろいろといい面もありま 者の立場に立った中における農協の在り方という れば済む話でございますものですから、是非農業 になれば、農協法のこの第六十条を若干手を入れ をしたことを受けながら、もうそろそろ、やる気 論議がされてまいりました。そして、前政権下の これを改正をする時期に来ていると思いますけれ ですから、前政権下でも、何とかこれを、農協 法改正をす

国務大臣(林芳正君) 時間がありませんので、

が義務付けられておりますけれども、八十七件全がって、今までもそうなんですが、協議することうに、重複農協、できるようになりました。した十三年の農協法改正で、今お話がありましたよちょっと簡潔にお答えさせていただきます。

て認可をされております。

いうふうに思っております。で、一括法など関連する法案が提出される機会を閣議決定でそういうふうに決められておりますの関議決定でそういうふうに決められておりますののかお話がありましたように、二十四年十一月の

お述べいただいて、私の質問を終わります。ただきたいと思いますけれども、最後その決意を水戸将史君(是非今国会中に改正案をお出しい)

水戸将史君(私の質問を終わります。ありがと上の措置を講じたいと思います。 国務大臣 (林芳正君) しっかりと必要な法制

は終了いたしました。(拍手) 委員長(石井一君) 以上で水戸将史君の質疑うございました。

の質疑を行います。荒井君。 委員長(石井一君) 本日最後に、荒井広幸君

て落選をいたしました。安倍幹事長に公認を無理ていただかなければ、私は小泉総理と郵政で戦っ荒井広幸君(安倍幹事長時代に自民党公認をし

でやらなければなりません。おりません。大恩はありますけれども、是々非々してでもいただかないと、今、今日、私はここに

親しき中にも礼儀ありということではございま 親しき中にも礼儀ありということを言われて くなっ た方がいないと、こういうことを言われて けいということの二点を今日は総理を中心にお 原にも、一般質疑で関連してまいります。なお、関連の大原 いしてまいりたいと思います。なお、関連の大原 にも、一般質疑で関連してまいります。なお、関連の大原 にも、一般質疑で関連してまいります。なお、関連の大原ので、共 していただくために、今回は政務官も含めて来 有していただくために、今回は政務官も含めて来 有していただくために、今回は政務官も含めて来 していただきました。

たのが、金融緩和目標を一緒にしよう、このいわくなかった、日銀に。その庶民感覚を持てと言っ合料も下がる、企業も元気がない。庶民感覚が全給料も下がる、企業も元気がない。庶民感覚が全さて、総理、日銀というのは何かお金の番人やさて、総理、日銀というのは何かお金の番人や

ういうことだと思うんですね。ゆるアベノミクスによるその中でも金融緩和、こ

うんとスピードを出して当てていくということと、 このスピードの糸ということもありますが、賃金 貯金を取り崩して生活に今まで回していたから貯 その生活の矢ということ、これを言っておられる て、これは糸ですね、糸をぴしっと張って、びゅ と雇用増ということも早くやるということも含め ないわけです。ですから、早く、言ってみれば、 金に戻そうかなというんじゃ、これどうしようも 上がっても、いや年金どうするかな、いや子供の 経済が回っていっても、所得が上がらなければ、 保障を充実しなければ、仮にこのアベノミクスで というふうに私は解釈するんです。つまり、社会 政出動と成長戦略の中に生活の矢が含まっている かし、お話をずっと聞いていますと、どうやら財 和、そして財政出動、そして成長戦略ですね。 し といたしまして、三本の矢ということで、金融緩 する者あり)顔、どちらがいいかどうかは別問題 (資料提示) 皆さんにもお配りしました。(発言 この金融緩和、ここに図を持ってまいりました。

も張っていますよと、こう区別した方が分かりやこと、その中には社会保障の充実という生活の矢意味では、金融緩和、財政出動、成長戦略というですから、国民の皆さんにもう一回、そういう

すいと思うんですが、いかがでしょう。

感慨深いものがございますが。 | 内閣総理大臣(安倍晋三君) | 荒井議員とは、 | 内閣総理大臣(安倍晋三君) | 荒井議員とは、 | 内閣総理大臣(安倍晋三君) | 荒井議員とは、

このように思います。我々は三本の矢を打つと言ってもいいんだろうと、これは極めて重要であり、まさにこれを求めて今、荒井委員が指摘をされましたこの生活の矢、

社会保障制度をしっかりと安定的なものにする社会保障の財源の基盤をしっかりとしたものにしなら、このように思います。そういうはればならない。そして、結果として社会保障のければならない。そして、結果として社会保障のけでございますし、経済活動もより活発になってけでございますし、経済活動もより活発になっていくんだろうと、このように思います。そういうはまさに目的の一つでもあると言ってもいいんだろうと、このように思います。

おっしゃるように、分かりやすく言っていただけの矢というのは混同はしているんですが、総理が荒井広幸君 まさに目的と手段をちょっと生活

ればそういうことですね。

そうすると、次には、普通は循環で経済が回っていきますから、麻生財務大臣・副総理もおっしていきますから、麻生財務大臣・副総理もおっしていきますから、麻生財務大臣・副総理もおっしていきますから、麻生財務大臣・副総理もおっしなが、それを待っていたのでは時間がないので、んが、それを待っていたのでは時間がないので、が、それを待っていたのでは時間がないので、が、それを待っていたのでは時間がないので、が、それを待っていたのでは時間がないので、が、それを持っていたのでは時間がないので、が、それを持っていたのでは時間がないので、が、それを持っていたのでは時間がないので、が、それを持っていたのでは時間がないので、が、それを持っていたのでは時間がないので、が、それを持っていたのでは時間がないので、かが、それを持っていたのでは時間がないので、が、それを持っていたのでは、当後に乗るのが、というないには、普通は循環で経済が回っるんです。

つ提案いたします。 それを社員とともに分かち合おう、日本型経営を 芸すが、優しいところがあるものですから、そこ ときに内部留保を活用しない手はないよねという ことを言外に私は総理は言いたいんだろうと思い ことを言外に私は総理は言いたいんだろうと思い がなかなか言えないんだろうと思うので、私はご がなかなか言えないんだろうと思うので、私はこ がなかなか言えないんだろうと思うので、私はこ がなかなか言えないんだろうと思うので、私はこ がなかなか言えないんだろうと思うので、私はこ がなかなか言えないんだろうと思うので、私はこ がなかなか言えないんだろうと思うので、私はこ がなかなか言えないんだろうと思うので、私はこ がなかなか言えないんだろうと思うので、私はこ の提案いたします。

これは、国民の皆様、内部留保というのは、税

さいと言うと、何と経営者は言うかというと、次さいと言うと、何と経営者は言うかというと、次ているから、それを賃金や雇用に吐き出してくだているから、それを賃金や雇用に吐き出してくだよの業のまのですが、もう既に内部留保という よんです。

ので、済みません。いますが、改革にはお手伝いする議員さんいない今、自民党と連携して今やっているわけでござ

ですから、安倍内閣の先ほどの矢の中に、財政 出動にあるいわゆる税制の中で、国民の皆さんに 出動にあるいわゆる税制の中で、国民の皆さんに 出動にあるいわゆる税制の中で、国民の皆さんに 出動にあるいわかると。 だから、 これ国民の皆さんに というのを、 これを入れているわけですね、 財務 というのを、 これを入れていると、 元れ国民の皆さんに 出動にあるいわゆる税制の中で、 国民の皆さんに

らないという資料もあるんです。からこれを言っているんですが、このように、や非常に私は、まさにアベノミクスなんですよ。だるんです。これは親切です。だから、これはもう給料を上げれば、その分減税しますよと言ってい 二つ目は、経営者の方が五%程度賃上げすれば、

それがどういうことかというと、次です。あめだけ。今度はやっぱりペナルティーを科す、ですから、あめだけでは駄目です、減税という

このように設備投資には回していないんですから。 すうっと歴代、内部留保だけが積み増ししているんです。 今度のアベノミクスでぐっと更に内いるが上がっていると言われているんですね。 企は許されるだろうと、 こういうふうにどんどんと は許されるだろうと、 こういうふうにどんどんと なっているんですから。

なら、さっき言った一人雇用して四十万分の、計ですね、株主に対する。それから次は、内部開か五%以上の賃上げをする。それから次は、内部開か五%以上の賃上げをするという方を選べばいけんですよ。この新しく、もう一回言うと、内部留保に課税をする、それから配当、これに課税をする、それから配当、これを上増しする、強める。それをりたくないこれを上増しする、強める。それを叩じたくないこれを上増しする、強める。それを叩じたくないこれを上増しする、強める。それを叩じたくないこれをします。一つ目は、株の配当、配二つ提案いたします。一つ目は、株の配当、配二の提案に

料上げますと減税しますと。 算の仕方ありますが、減税しますよ、五%以上給

う。総理。 二つの税制改正、新たにやってみたらどうでしょントロールを与えてみたらどうかと思いますので、どっちがいいかなというこのインセンティブコ

意せぬといかぬところの一つでしてね。かっちゃいそうですけれど、こういうところは注荒井さんの話だから簡単に言葉に乗せられて乗っの問題を含んでいますので、これを一概に簡単に、国務大臣(麻生太郎君) これはなかなか多く

のが一つです。 今、株式やら、まあよく言うのは、株式に配当に今、株式やら、まあよく言うのは、株式に配当に がいただを利も付かない内部留保をどんどんどんと。しかし、問題は、その内部留保は既に税 どんと。しかし、問題は、その内部留保は既に税 どんと。しかし、問題は、その内部留保は既に税 どんと。しかし、問題は、その内部留保はにに税 といと。しかし、問題は、その内部留保はにに税 といと。しかし、問題は、その内部留保はにに税 といと。しかし、問題は、その内部留保はに のごつどこかのために常識なら使われるんですが、 大だただ金利も付かない内部留保はこ のが一つです。

し剥がし、貸し渋りで痛い目に遭っていますから、金を今、貸してくれない銀行が多かった時代に貸金やら期首の資金やらいろいろな都合があって、いけませんのは、企業にとりましては、期末の資もう一つは、やっぱりもう一点考えておかにゃ

いかなと今思うんですが。のは必ずみんな持っていますので、その辺のとこのは必ずみんな持っていますので、その辺のとこのは必ずみんな持っていますので、その辺のとこかよほどやっていない限りはなかなかこれは難しかよほどやっていない限りはなかなかこれは難しかよほどやっていない限りはなかなかこれは難しかよほどやっていない限りはなかなかこれは難しかよほどやっていない限りはなかなかこれは難しかよいでいる金というそのときのためを思って抱え込んでいる金という

ただ、今幸いにして、このところ今言われたような意見が出てきて、あちらこちらというとまだたくさんではありませんけど、私の地元では安川たくさんではありませんけど、私の地元では安川ますと、賃金上げると、賃金を上げるということを言うとるわけですよ。賃金を上げるということを言うとるわけですよ。賃金を上げるということを言うとるわけですよ。賃金を上げるということを言うとるがいて、ほかの会社が、えっ、おまえのところのの目効果がそこに出てくるんであって、俺のところもあげないとまずいかなという、これがヒラメの目効果がそこに出てくるんであって、ここはちょっといいところだと思っています。

> た。 めようとしている二つのポイントとなる税制につ も当然考えていかなければいけないわけでありま Ų 的な観点から判断をしていただきたいと思います Ų 感謝申し上げたいと思います。 ないところでありますが、していただいたことに いて説明をしていただいたことは大変有り難かっ ていただきたいし、今、税制について、我々が進 すが、当面は、まずは経営者の皆さんに判断をし とも、様々なこともこれから検討をしていくこと アイデアはあるんだろうと思います。 そうしたこ 本来であれば自民党の議員がしなければいけ 今、荒井議員がおっしゃったようないろんな いずれにせよ、企業の経営者の方々にも大局

だ井広幸君 ただし、確かに北風なんですけれ 荒井広幸君 ただし、確かに北風なんですけれ だも、このアベノミクスによって、一定の是正措 ども、このアベノミクスによって、一定の是正措 ども、このアベノミクスによって、一定の是正措 ども、このアベノミクスによって、一定の是正措 が要にならないことを願って提案、検討を願います。

三月十二日、二百九名の方、歩ける方はバスにこういう数字を改めて申し上げたいんです。何遍か被災地、御一緒をさせていただきましたが、それから、その太陽政策ということで、総理、

歴代の、 災害の一つの大きな実態なんですよ。ところが、 乗ってくださいと。そして、約二百数十名の方は 以上残っているんですよね。 こういうことが原発 う急いで乗ってもらいたいんですが、四十七名の 時間以上いてはなりません、ビーと鳴ります。 型バス二台、マイクロバス一台、女性の看護師さ さえ戻りました。病院といわゆる施設の中で四人 病院に残りました。 自衛隊が支援に参りたいと思 これを聞いて、いないと思われますか 原発災害で亡くなった人はいないと言うんです。 方しか乗せられないんです。残った方は、 ん五名、しかし女性の方は五ミリシーベルト、 戻るんです。やっと三月十五日、救急車五台、大 して、自衛隊も助けに行きたいがまた水素爆発で スの中で亡くなるんです、病院と施設の方が。そ ます、バスで。あの大変な中ですから、十五名バ の方が亡くなっています。 そして、 九時間移動し いましたが、水素爆発が起こりまして、 今までの、例えば小宮山厚生労働大臣は 自衛隊で

いう方を含めて死亡された方にいわゆるお見舞金です、自然災害に関係して亡くなった方々、そう連死というのは既に法律がありまして、自然災害けばいいんですが、災害関連死なんです。災害関けばいいんですが、災害関連死なんです。災害関しているかというと、一つは原発災害死なんです。じゃ、この方々に対してどういう措置がとられ

す。 を出すんですね。こういう制度はできているんで

しかし、この制度、実際、今言いましたように、 直接石が当たったような話ではありませんから分 かりませんね。恐怖もありますよ、もう混乱もあ ります、ガソリンもない、そうやって亡くなって いっても全く国の手当てはないんです。じゃ、こ の災害関連死というのは何かといったら、結局の ところ、市町村が認定するんです。国の基準は入 っていないんです。これも問題。国が逃げていま すね。そして、その死亡された皆さんの御家族に その弔意を表しますが、国は二分の一しかお金出 していない。市町村と県が四分の一ずつです。こ ういう扱いをしていってうまくいくのかなという のが、大臣各位、皆さんに、次回、あしたでもや らせていただきたいことなんですよ。今日は時間 がなくなってまいりましたね。

国務大五(下寸専文書)(お答えいたします。されていますか、こういう方々に対して。が、手短でいいんですよ。原賠法の世界ではどうが、手短ではい文部科学大臣来ていただいています)

ため死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、おいて、本件事故により避難等を余儀なくされた査会は、平成二十三年八月に作成した中間指針に査会は、平成二十三年八月に作成したいと思いますが。 国務大臣 (下村博文君) お答えいたします。

被害者との間で直接交渉し、賠償が行われており記しております。この指針を踏まえ、東京電力と薬代、精神的損害等が賠償すべき損害であると明

ます。

ての和解が成立しているケースもございます。での和解が成立しているケースもございます。関子力損害賠償紛争解決センターにおいて和解の原子力損害賠償紛争解決センターにおいて和解の原子力損害賠償紛争解決センターにおいて和解のにより亡くなられた方に対する損害な負担となる等の課題もこの一方で、賠償の対象となるかどうかについ

り努力をしてまいりたいと思います。
紛争解決センターによる和解仲介を行うことによが和解実例を踏まえ、被害者の方々の実情に応じび和解実例を踏まえ、被害者の方々の実情に応じ

だきたい。 これはテレビの前の皆さんにも聞いていただきたい。 これは東電の責任で賠償していくとい だきたい。 これは東電の責任で賠償していくとい だきたい。 この国の責任を安倍総理、もう一回実態 をとらえて、亡くなった方ばかりでなくて、今も をとらえて、亡くなった方ばかりでなくて、今も をとらえて、亡くなった方ばかりでなくて、今も をとらえて、亡くなった方ばかりでなくて、今も をとらえて、亡くなった方ばかりでなくしてとらえ直 さないと、どんな生活支援も除染も中間貯蔵も自 さないと、どんな生活支援も除染も中間貯蔵も自 さないと、どんな生活支援も除染も中間貯蔵も自 さないと、どんな生活支援も除染も中間貯蔵も自 さないと、どんな生活支援も除染も中間貯蔵も自 といている人たちの対策、対応もできないんです。

す。総理、一言、締めくくってください。委員長(石井一君)(もう時間が過ぎておりま総理、もう一回実態をつかまえ直してください。

荒井広幸君 お願いします。 カを挙げて取り組んでいきたいと思います。 かりとまず把握をして、今委員の御指摘もございかりとまず把握をして、今委員の御指摘もござい 内閣総理大臣(安倍晋三君) 実態を我々しっ

は終了いたしました。(拍手) 委員長(石井一君) 以上で荒井広幸君の質疑

は終了いたしました。 これにて安倍内閣の基本姿勢に関する集中審議

し、本日はこれにて散会いたします。 次回は明二十一日午前十時から開会することと

午後五時三分散会